

佐井寺西土地区画整理事業

環境影響評価提案書

令和元年（2019年）5月

吹 田 市

目 次

	ページ
1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1-1
2. 事業者の環境に対する取組方針	2-1
3. 事業の名称、目的及び内容	3-1
3.1 事業の名称	3-1
3.2 事業の目的	3-1
3.3 事業の内容	3-1
3.3.1 事業の種類	3-1
3.3.2 事業の規模	3-1
3.3.3 事業の実施場所	3-1
3.3.4 事業計画の概要	3-3
3.3.5 工事計画	3-12
3.3.6 環境影響要因の概要	3-15
3.3.7 事業計画の複数案の検討経緯	3-16
4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	4-1
4.1 地域の範囲	4-1
4.2 地域の概況	4-1
4.2.1 社会的概況	4-1
4.2.2 自然条件	4-59
4.2.3 環境の概況	4-65
4.2.4 周辺事業の有無	4-101
5. 本事業における環境に対する取組方針	5-1
6. 本事業における環境取組内容	6-1
7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-1
7.1 環境影響評価の項目	7-1
7.1.1 環境影響要因の抽出	7-1
7.1.2 環境要素の選定	7-1
7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由	7-3

	ページ
7.2 調査、予測及び評価の方法	7-4
7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	7-4
7.2.2 評価の方法	7-12
8. その他の事項	8-1

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 吹田市

代表者の氏名 : 吹田市長 後藤 圭二

主たる事務所の所在地 : 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

〔 本事業の実施に当たっては、都市計画決定を予定しているため、環境影響評価は都市計画決定権者である吹田市が実施するものである。 〕

2. 事業者の環境に対する取組方針

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければならない。そのため、吹田市では「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年（2014年）3月）を定め、下記の考え方を基本理念として施策や取組を推進していくものとしている。

<基本理念>

- ① 安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する。
- ② エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会をめざす。
- ③ 市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める。

3. 事業の名称、目的及び内容

3.1 事業の名称

佐井寺西土地区画整理事業

3.2 事業の目的

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業である。吹田市では南吹田第1、南吹田第2、江坂、岸辺駅前、佐井寺東等の8地区の土地区画整理事業が都市計画決定され、岸辺駅前を除く7地区のうち、6地区が市施行により、1地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了している。佐井寺西土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、新たに佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部等を対象とし、事業計画地面積約20.8haにおいて実施するものである。

本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマ(仮)である「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものである。

3.3 事業の内容

3.3.1 事業の種類

事業の種類は「開発行為」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年3月31日条例第7号（最終改正：平成23年12月27日条例第44号））第2条に規定する要件に該当する。

3.3.2 事業の規模

事業計画地面積 208,230 m²

3.3.3 事業の実施場所

本事業の実施場所は図3.3.1に示すとおりであり、佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部、千里山松が丘の一部、千里山西6丁目の一部に位置している。

3.3.4 事業計画の概要

(1) まちづくりの流れ

事業計画地のまちづくりの流れは、図 3.3.2 に示すとおりである。

土地区画整理事業の都市計画決定は 2019 年 7 月を目標としており、2020 年 10 月頃に土地区画整理事業の事業認可を得た後、2021 年春頃から工事に着手し、2031 年 3 月末の完成を目指すものである。

民間開発等による建築物の建設は、土地区画整理事業とは別途進められることになり、都市基盤施設が供用開始し、土地利用が可能となった箇所から建設が開始される場合もある。

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第 1 条では、「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施及びその後の事業活動に当たり環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。」と記述されている。本事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備を行うものであり、これらの施設整備に対する環境影響評価を実施するものである。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、引き続き建築物の建設等が行われ「まちづくり」が完了することになる。まちづくりに当たって、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」の対象事業に該当する事業が計画された場合は、別途その事業を計画する事業者が環境影響評価を実施する。

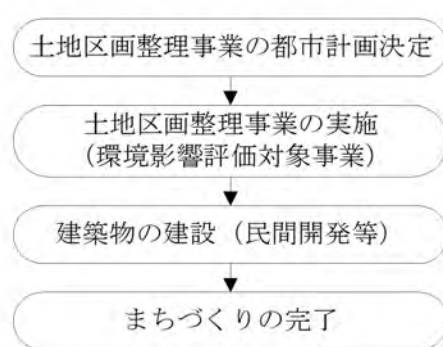


図 3.3.2 まちづくりの流れ

(2) 事業の検討の背景

事業計画地を南北に縦断する都市計画道路 3・4・205-16 佐井寺片山高浜線（以下「佐井寺片山高浜線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線」として位置付けられている主要な補助幹線道路である。昭和 21 年（1946 年）に都市計

画決定されて以降、国鉄吹田駅前再開発事業（昭和 48 年（1973 年）～55 年（1980 年））、J R 吹田駅北口再開発事業（平成 2 年（1990 年）～11 年（1999 年））、佐井寺南土地区画整理事業（昭和 58 年（1983 年）～平成 10 年（1998 年））等、沿道市街地との一体的整備を中心に建設を進めてきたが、千里山高塚～千里山西 6 丁目の区間（約 1.14km）が未整備となっている。

また、事業計画地を東西に横断する都市計画道路 3・3・205-4 豊中岸部線（以下「豊中岸部線」という。）は、都市計画マスタープランに「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置付けられている幹線道路である。昭和 34 年（1959 年）に都市計画決定されており、事業計画地については、佐井寺 4 丁目～千里山西 6 丁目の区間（約 0.87km）が未整備となっている。

事業計画地は、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災の観点から表 3.3.1 に示す問題点を抱えている。

表 3.3.1 事業計画地が抱える問題点

区 分	問 題 点
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地内の道路は幅員が狭く、歩道のない区間が多い。 事業計画地の周辺にはバス路線があるが、事業計画地内にはバス路線はない。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 近隣サービスを提供する商業施設が不足している。 事業計画地内の高低差が大きく、土地利用が図られにくい。 阪急電鉄千里線により事業計画地内が東西に分断されている。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の周辺には、上水道幹線が未整備のエリアがある。 事業計画地の大部分において、雨水排水が整備されていない。 佐竹台小学校区や千里第二小学校区では、近年、人口増加が著しく、今後も大規模集合住宅の開発計画により人口増加が見込まれるが、基盤整備が対応できていない。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の北東側を中心に低層住宅が密集しているエリアがある。 事業計画地及びその周辺には、消火栓や防火水槽が設置されていないエリアがある。

これらの問題点に対して、表 3.3.2 に示す整備課題が挙げられる。また、事業計画地及びその周辺は起伏が大きい地域であるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討した。

表 3.3.2 事業計画地の整備課題

区 分	整備課題
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備や道路拡幅等、安全な道路空間の確保が必要である。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 高低差や基盤整備の状況、法規制を踏まえ、土地条件に適合し、地区の位置付けを踏まえた土地利用計画が必要である。 住宅地と住宅地が分断された土地利用の対応が必要である。 今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な住宅地の整備が必要である。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 都市化の進展を支える上下水道等の都市基盤の効率的な整備が必要である。
防 災	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の施行に合わせて、消火栓等の設置を行うとともに、消防活動を行える道路幅員の確保が必要である。

現在、都市計画道路の整備予定地において、生産緑地の指定解除等により、民間事業者による買取り及び開発が進められている。道路建設事業のような線的整備事業の場合には、個別に地権者に対して用地買収や物件補償を行わなければならないため、事業費の増加が見込まれるとともに、交渉も難航するものと想定される。一方、土地区画整理事業のような面的整備事業の場合には、民間投資のポテンシャルを有効に活用しつつ、一体的整備のなかで沿道にふさわしい健全な土地利用を促進し、良好な沿道開発を誘導することが可能になるとともに、事業計画地内の未利用地についても、整形な土地を生み出し有効活用が図られることが期待できる。

(3) 事業計画地のまちづくりの基本方針

上記の事業計画地の問題点、整備課題等を踏まえたまちづくりの基本方針は、以下のとおりである。

- ① 便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図る。
- ② 商業施設等を中心とした生活圈域を考慮し、小学校区単位で住区を形成する。
- ③ 豊中岸部線の沿道は、主に商業系土地利用を図る。
- ④ 佐井寺片山高浜線の沿道は、主に住居系土地利用を図る。
- ⑤ 豊中岸部線以南は、良好な住宅市街地の形成を図る。
- ⑥ 都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交通を排除する。
- ⑦ 歩行者の安全性を確保するため、交通安全対策を検討する。
- ⑧ 利用者の誘致距離を考慮して、一定の街区ごとに公園を配置する。
- ⑨ 雨水排水の計画的な整備を推進する。
- ⑩ 未整備エリアの上水道幹線の整備を推進する。
- ⑪ 商業施設や生活利便施設の立地の誘導を図る。

(4) 土地利用計画

土地利用計画は、表 3.3.3 及び図 3.3.3 にそれぞれ示すとおりである。なお、現況の土地利用は、図 3.3.4 に示すとおりである。

事業計画地の面積 208,230^{m²} (約 20.8ha) の内訳は、道路 (都市計画道路、区画道路等) が 27.2%、公園・遊園が 3.6%、緑地が 0.3% であり、その小計は 31.0% である。これ以外の土地 (宅地等) の比率は 69.0% であり、その内訳は住宅地等が 66.8%、鉄道用地が 2.2% である。住宅地等の用途については、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、民間の事業者が開発を行うため、現時点では未定である。

現況の土地利用は、公共用地が 7.7%、宅地等が 80.5% である。なお、現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、表 3.3.3 の現況の面積と図 3.3.4 に示した現況の土地利用図とは、一致していない場合がある。

表 3.3.3 土地利用 (現況及び計画)

区 分		現 況		計 画	
		面 積 (^{m²})	構成比 (%)	面 積 (^{m²})	構成比 (%)
公共用地	道 路	15,161	7.3	56,527	27.2
	公園・遊園	941	0.5	7,421	3.6
	緑 地	—	—	522	0.3
	小 計	16,102	7.7	64,470	31.0
宅地等	住 宅 地	49,119	23.6	139,299	66.8
	学校施設	59,354	28.5		
	ため池・調整池	6,208	3.0		
	農地・山林等	52,736	25.3		
	鉄道用地 ¹⁾	165	0.1	4,461	2.2
	小 計	167,582	80.5	143,760	69.0
測量増減 ²⁾		24,547	11.8	—	—
合 計		208,230	100.0	208,230	100.0

備考 1) 現況の区分別の面積は、全て登記簿地積から算出しているため、実際の土地利用と一致しない場合がある。例えば、鉄道用地の場合、計画の面積に対して現況の面積が非常に小さくなっている。これは、鉄道用地の地目が登記簿では、他用途で記載されていることが多いためである。

2) 測量増減は、「事業計画地面積－公共用地面積－宅地等面積」により算出された面積である。宅地等面積は、登記簿面積から算出するが、実測面積と異なる場合が多いため、事業計画段階ではその差を「測量増減」として標記することとなっている。

3) 表中の構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

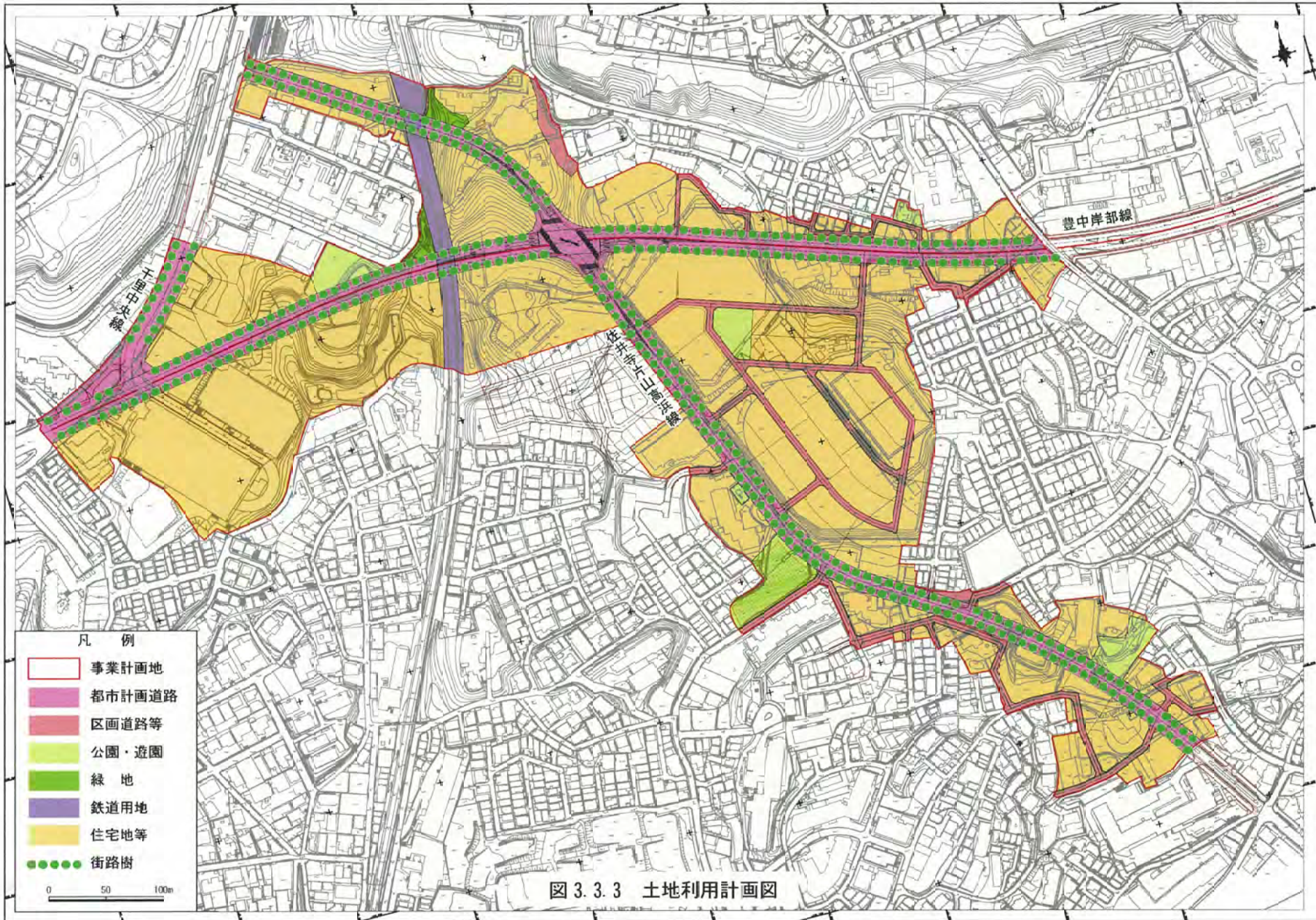


図 3.3.3 土地利用計画図

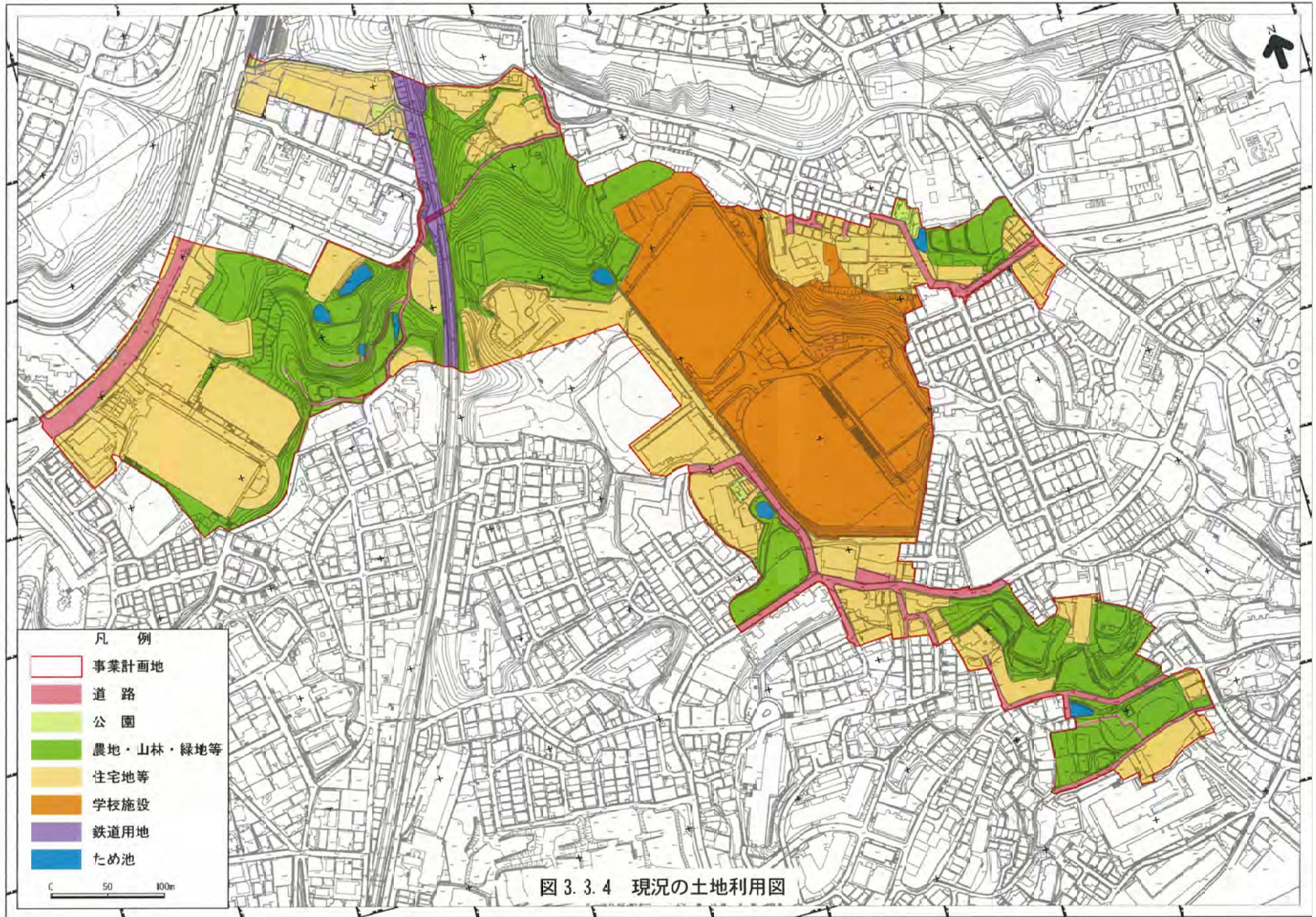


図 3.3.4 現況の土地利用図

(5) 基盤施設計画

(a) 道路

(7) 都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）

都市計画道路の横断面構成は、図 3.3.5 に示すとおりである。

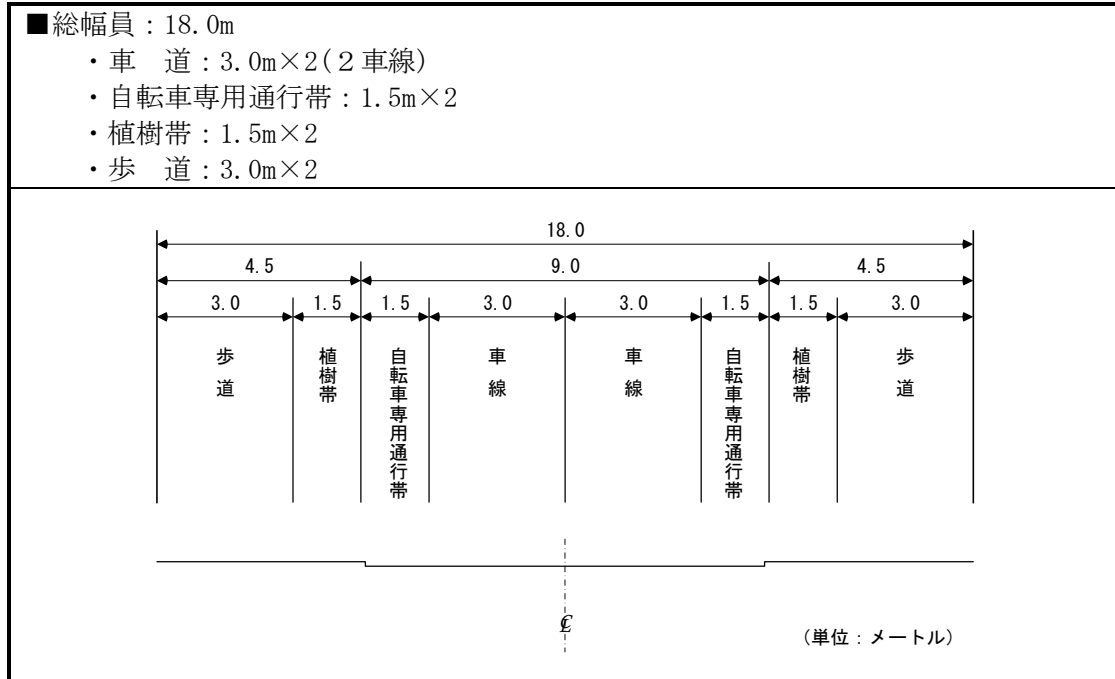


図 3.3.5(1) 佐井寺片山高浜線の横断面構成

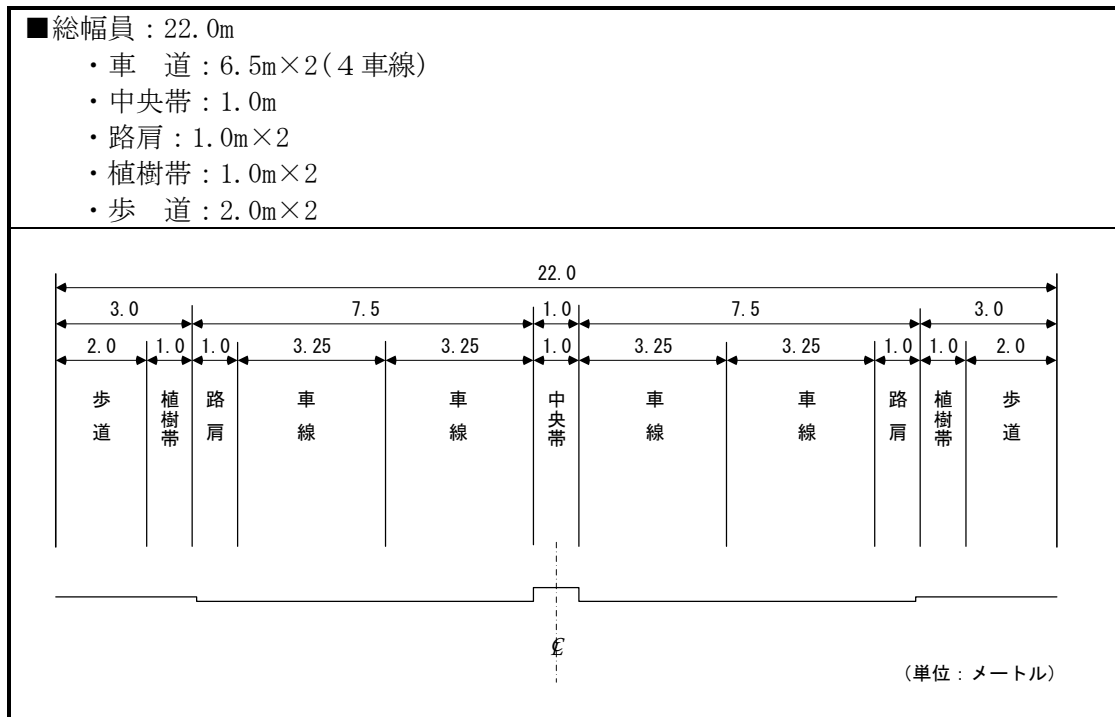


図 3.3.5(2) 豊中岸部線の横断面構成

(イ) 区画道路

区画道路の横断面構成は、図 3.3.6 に示すとおり計画する。

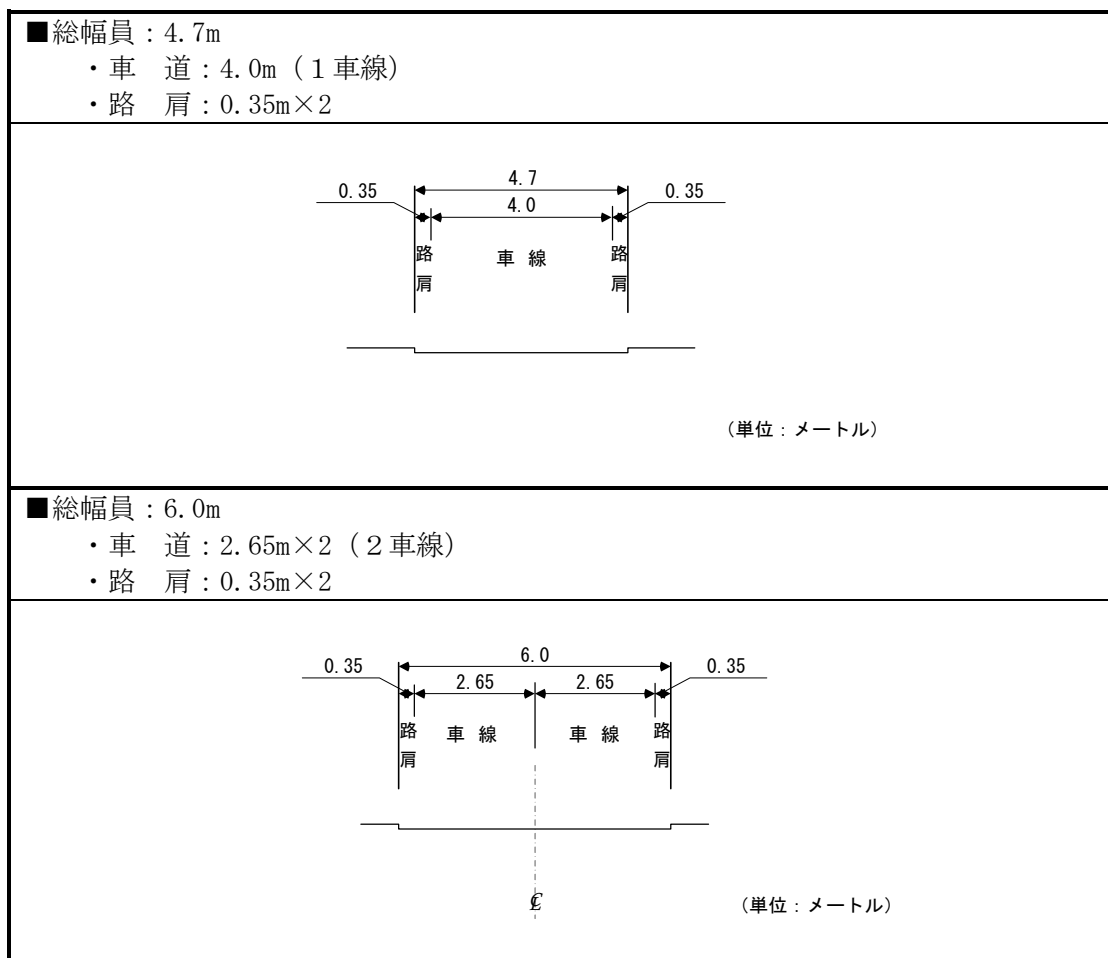


図 3.3.6 区画道路の横断面構成

(b) 環境基盤施設

(7) 基本的考え方

公園・遊園面積については、事業計画地面積に対し「土地区画整理法施行規則」（昭和30年3月31日建設省令第5号（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第16号））第9条に定められている3%以上を確保する。また、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づいて、事業計画地面積の28%以上を確保することを基本とする。

(イ) 公園・遊園及び緑地

公園・遊園及び緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保する。

(ウ) 街路樹植栽

事業計画地の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）については、緑の軸として位置付け、植樹帯を設けて高木による街路樹植栽を行う。

(c) 供給処理施設等

(7) 上水道

上水道については、域外既存施設によって事業計画地の新規需要分を供給することが可能であるため、事業計画地では地区外の既設配水管に接続させて、ループ状になるように配管する。

(イ) 下水道

下水道計画については、今後の土地利用計画に合わせて、排水区域の見直しや流出抑制施設の設置、雨水・汚水管の分離布設を含め、新たに計画を検討していく。

(ウ) 電気・ガス

電気・ガスについては、今後の土地利用計画に合わせた供給を検討していく。

(エ) 電線類の地中化

景観面や災害時のライフライン確保の観点から、都市計画道路についてはC-C-Box（電線共同溝）等による電気・通信等の地中化を今後検討していく。

(オ) 防犯対策

安心・安全なまちづくりを実現するため、「街頭防犯カメラ」のほか、事件・事故等が発生した時に通報ボタンを押すとインターホンで警察官と相互に通話できる「スーパー防犯灯」を道路・公園等の街頭に導入する等の防犯対策を今後検討していく。

(6) 廃棄物処理計画

本工事では、事業計画地内に分別用ごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるように一般廃棄物を収集する。収集後の一般廃棄物については、適正に処理する。建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。また、工事に伴う場外搬出土は、工事間利用を原則とする。

なお、これでは対応できない産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号（最終改正：平成29年6月16日法律第61号））や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号（最終改正：平成26年6月4日法律第55号））に基づき、適正な処分場において処分する。

(7) 交通計画

佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の計画交通量は、以下のとおりである。

佐井寺片山高浜線：14,800 台/日 豊中岸部線：28,600 台/日

3.3.5 工事計画

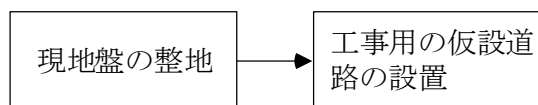
(1) 工事工程の概要

土地区画整理事業に係る工事は、2021年度に着手する計画であり、土地区画整理事業及び都市計画道路の建設工事は、2030年度の完成を目標としている。

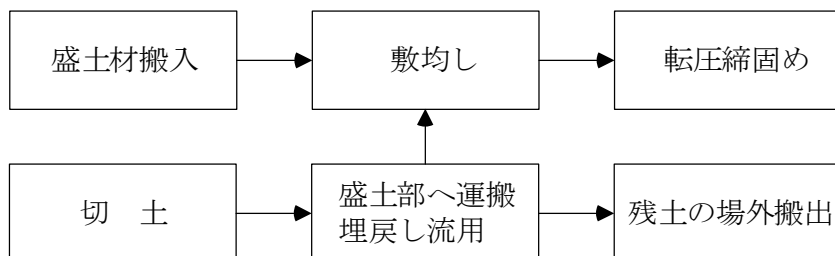
主な工事内容は、①準備工事として、工事用搬入路設置工事、②土地区画整理事業に係る工事として、造成工事、区画道路工事、公園・遊園設置工事、供給処理施設工事、③都市計画道路の建設工事として、築造工事が挙げられる。主な工事の手順は、図3.3.7に示すとおりである。

工事工程については表3.3.4に示すとおりであり、2021年度から工事用搬入路の設置工事と並行して造成工事を実施する計画である。区画道路工事は2024年度から、公園・遊園の設置工事は2029年度から、供給処理施設（上下水道、電気・ガス、通信・電線等）工事は2022年度から実施する計画である。都市計画道路の建設工事は、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線ともに、2022年度から実施する計画である。

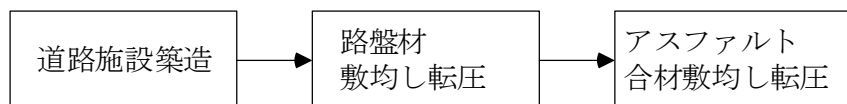
【準備工事】



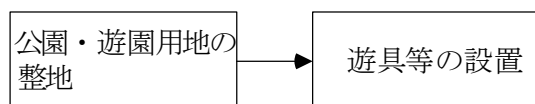
【造成工事】



【区画道路工事・都市計画道路築造工事】



【公園・遊園設置工事】



【供給処理施設工事】

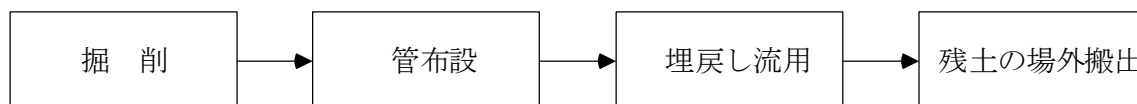


図3.3.7 主な工事の手順

表 3.3.4 工事工程の概要

区分		工事種別	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
準備工事		工事用搬入路設置工事	■	■									
土地区画整理事業に係る工事		造成工事	■	■	■	■	■	■	■				
		区画道路工事				■	■	■	■	■			
		公園・遊園設置工事										■	■
		供給処理施設工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
都市計画建設工事の	佐井寺片山高浜線	築造工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	豊中岸部線	築造工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■	

(2) 資材等の搬出入計画

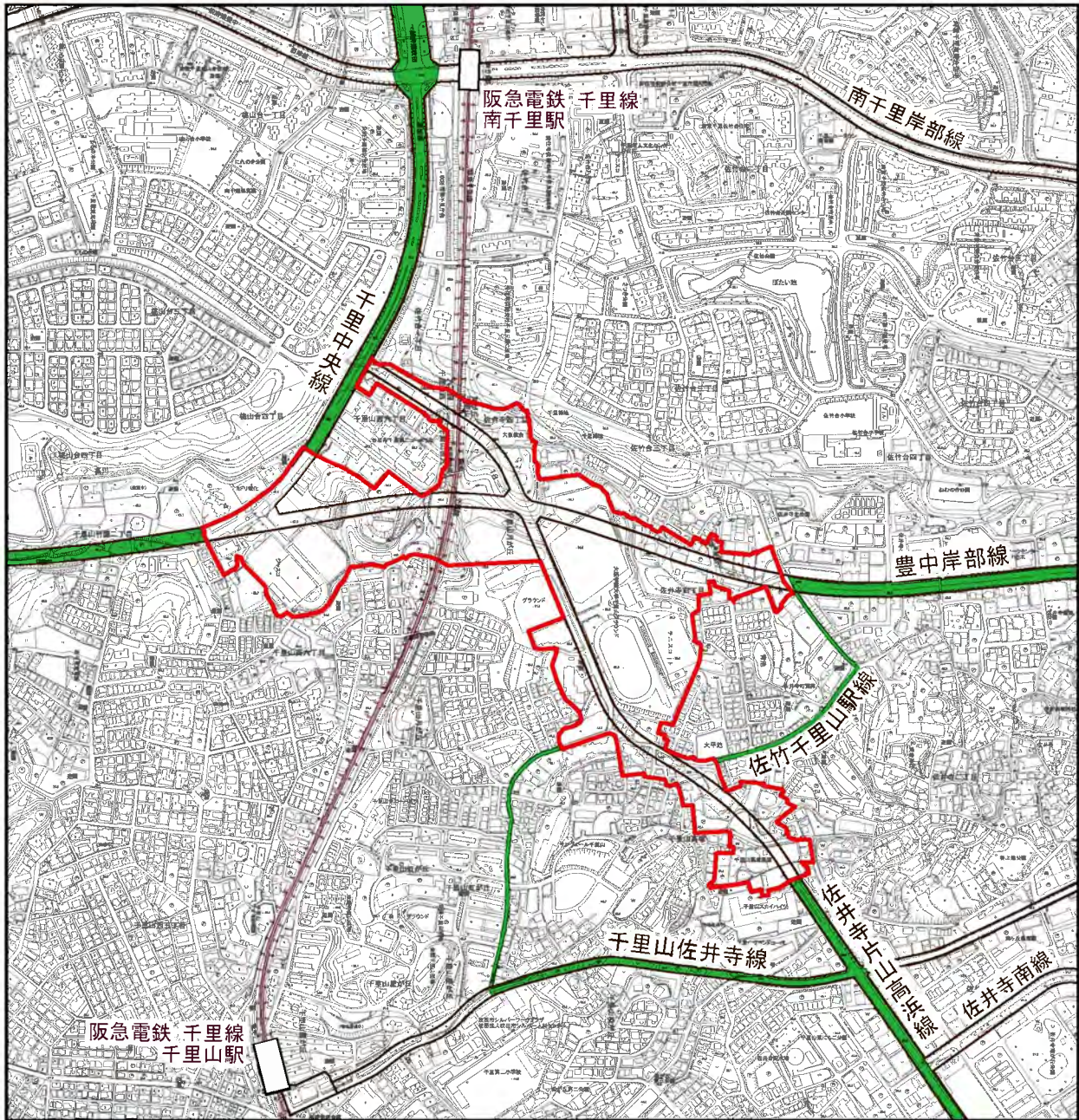
建設機材・資材、生コンクリート、場外搬出土等は、大型車両により運搬する計画である。大型車両及び工事関係者の通勤車両（以下「工事関連車両」という。）の走行ルートは、図 3.3.8 に示すルートを想定している。

工事関連車両の走行時間帯は、原則として 8 時から 18 時までの間とする。

工事の最盛期は造成工事を実施する 2021～2024 年度頃であり、工事関連車両の 1 日当たりの最大走行台数は、大型車 150 台（往復 300 台）、小型車 50 台（往復 100 台）程度を予定している。

(3) 排水処理計画

降雨時の濁水については、仮設沈砂池を設けて、表層水のみ側溝及び横断水路から公共下水道又は公共用水域に排出する計画である。また、仮設沈砂池の底にたまった土砂は定期的に除去する計画である。








凡 例	 事業計画地	 1:10,000 
	 工事関連車両の走行ルート	
	 都市計画道路	

図 3.3.8 工事関連車両の走行ルート

3.3.6 環境影響要因の概要

本事業の実施により、環境に影響を及ぼす可能性のある要因（以下「環境影響要因」という。）となる行為の区分は、①工事、②存在、③供用であり、それぞれの環境影響要因としては、以下に示す事項が考えられる（詳細は「7.1 環境影響評価の項目」に記載）。

(a) 工 事

- ・ 建設機械の稼働（既設構造物撤去工事、土木造成工事、道路建設工事）
- ・ 工事関連車両の走行（資材運搬や工事関係者の通勤車両等の走行）
- ・ 工事の影響（工事の実施による産業廃棄物・建設発生土・悪臭等の発生）

(b) 存 在

- ・ 土地利用及び地形の変化（ヒートアイランド現象の増加、動植物・生態系等への影響）
- ・ 緑の回復育成（既存の緑地の消失、新たな緑地の整備）
- ・ 道路の平面・掘割構造（都市計画道路等の出現）

(c) 供 用

- ・ 自動車の走行（都市計画道路供用後の自動車の走行）

3.3.7 事業計画の複数案の検討経緯

事業計画地には阪急電鉄千里線が南北に縦断し、事業計画地周辺には低層住宅及び中高層の集合住宅が立地している。また、阪急電鉄千里線の東側では、事業計画地に隣接して民間の住宅開発の工事が進行中である。さらに、事業計画地を南北に縦断する佐井寺片山高浜線と東西に横断する豊中岸部線が都市計画決定されており、その平面線形は決定されているため、事業計画地の位置及び範囲に関する複数案については、検討していない。

複数案については、土地利用計画（主として、公園・遊園、緑地等の配置と大きさ）及び都市計画道路（佐井寺片山高浜線）の構造に着目して検討した。

それぞれの案について、以下の観点で評価を行った。

① 環境に及ぼす影響（工事中、供用後）

② 事業の実現性

環境に及ぼす影響については、工事中は建設発生土量に、供用後は大気汚染、騒音、日照に着目して複数案の比較を行った。事業の実現性については、減歩率が土地所有者の本事業に対する理解を得るための非常に重要な項目の一つになることから、減歩率に着目して複数案の比較を行った。

減歩には、土地所有者から土地を提供してもらい、道路、公園等の公共用地を確保する「公共減歩」と事業費の一部に充てる「保留地減歩」があり、これらを合算したものを「合算減歩」という。合算減歩率（以下「減歩率」という。）とは、土地区画整理事業を実施する前の宅地等の総面積に対する合算減歩面積の割合を示したものである。

検討した土地利用計画案は図 3.3.9 に、佐井寺片山高浜線の道路構造案は図 3.3.10 に、それぞれ示すとおりである。

(1) 土地利用計画の検討

A案は、公園・遊園と調整池を別々に配置する案である。B案は、減歩率を緩和するために、調整池を地下構造として公園・遊園又は道路下に設ける案である。C案は、公園・遊園面積を「土地区画整理法施行規則」第9条に定められている最小値3%とし、減歩率を最も小さくした案である。

A案の公園・遊園及び緑地の面積は、B案及びC案に比べて大きい。減歩率が31.0%となり、事業計画地周辺の類似事業の減歩率23.1~26.4%（吹田市都市計画部計画調整室資料、吹田市施行の場合）に比べて大きく、土地所有者の合意を得ることが困難と考えられる。B案及びC案の減歩率はそれぞれ、27.6%、27.0%であり、類似事業の減歩率と比べて、おおむね同程度となっている。

また、B案とC案の土地利用計画を比べると、B案の方が公園・遊園及び緑地の面積が大きく、

より環境に配慮した計画になっていることから、B案を採用することとした。

(2) 佐井寺片山高浜線の道路構造の検討

佐井寺片山高浜線は、事業計画地内にある大阪学院大学のグラウンド以南の区間では、地形の起伏が大きいため、道路構造として、①高架案、②平面案の2案について検討した。

その結果、高架案では工事に伴う建設発生土量が222千m³であり、平面案の285千m³より建設発生土量が少ないが、高架案では橋台や橋脚の工事があるため、工事中の環境に及ぼす影響は大きな差がないものと考えられる。

高架案では、事業計画地に隣接する住居（佐井寺4丁目）の南側に高架橋が出現し、高架構造物による日照への影響（日照障害）が考えられる。

道路の縦断勾配と自動車から排出される大気汚染物質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）との関係については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土技術政策総合研究所資料No.714）によると、上り勾配の排出増加量は下り勾配の排出減少量を上回るため、縦断勾配の大きい方が環境に及ぼす影響が大きくなると考えられる。

また、道路の縦断勾配と騒音の関係については、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2013”」（日本音響学会誌70巻4号(2014)）によると、「十分長い上り勾配の密粒舗装道路を走行する大型車については、自動車のパワーレベルの変化(上昇)を考慮する。」と記述されている。新たに建設する都市計画道路は、必要に応じて排水性舗装等を採用する計画であるため、密粒舗装道路に比べてパワーレベルの増加は小さいが、縦断勾配が大きいほど自動車の走行音は大きくなる可能性があるものと考えられる。

大阪学院大学のグラウンド以南の区間では、平面案の最急勾配8.0%の区間が約200m、高架案の最急勾配4.8%の区間が約320mであるが、平均縦断勾配は両案ともに2.5%となっていることから、平面案と高架案では、自動車から排出される大気汚染物質や走行音が沿道地域の環境に及ぼす影響は大きな差がないものと考えられる。

以上の検討結果を踏まえた複数案の比較結果は、表3.3.5に示すとおりである。

土地利用計画はB案、佐井寺片山高浜線の道路構造は平面案を採用することとした。

なお、B案（採用案）の公園・遊園及び緑地の面積はA案に比べて小さいが、土地区画整理事業の終了後、開発事業者に対して、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（平成16年3月31日条例 第13号（最終改正：平成30年3月30日条例第21号））をはじめとする条例を活用し、事業計画地内の緑化を適切に誘導していくものとする。

表 3.3.5(1) 複数案の比較結果（土地利用計画）

案	事業計画地の面積に対する割合 (%)			減歩率 (%)	評 価		採用案
	公園・遊園	緑地	調整池		①環境に及ぼす影響	②事業の実現性	
A	3.3	2.3	1.7	31.0	◎	×	—
B	3.6	0.5	0	27.6	○	○	○
C	3.0	0.5	0	27.0	△	○	—

- ◎：優れている
 ○：比較的優れている
 △：環境に及ぼす影響が少しある
 ×：事業の実施が困難である

表 3.3.5(2) 複数案の比較結果（道路構造）

案	建設発生土量 (千m ³)	縦断勾配 (%)		道路の高さ (m)	評 価			採用案
		平均	最大		工事中の環境に及ぼす影響	供用後の大気汚染・騒音	供用後の日照障害	
平面	285	2.5	8.0	0.0	△	○	◎	○
高架	222	2.5	4.8	10.8	△	○	×	—

- ◎：優れている
 ○：比較的優れている
 △：環境に及ぼす影響が少しある
 ×：環境に非常に大きな影響がある

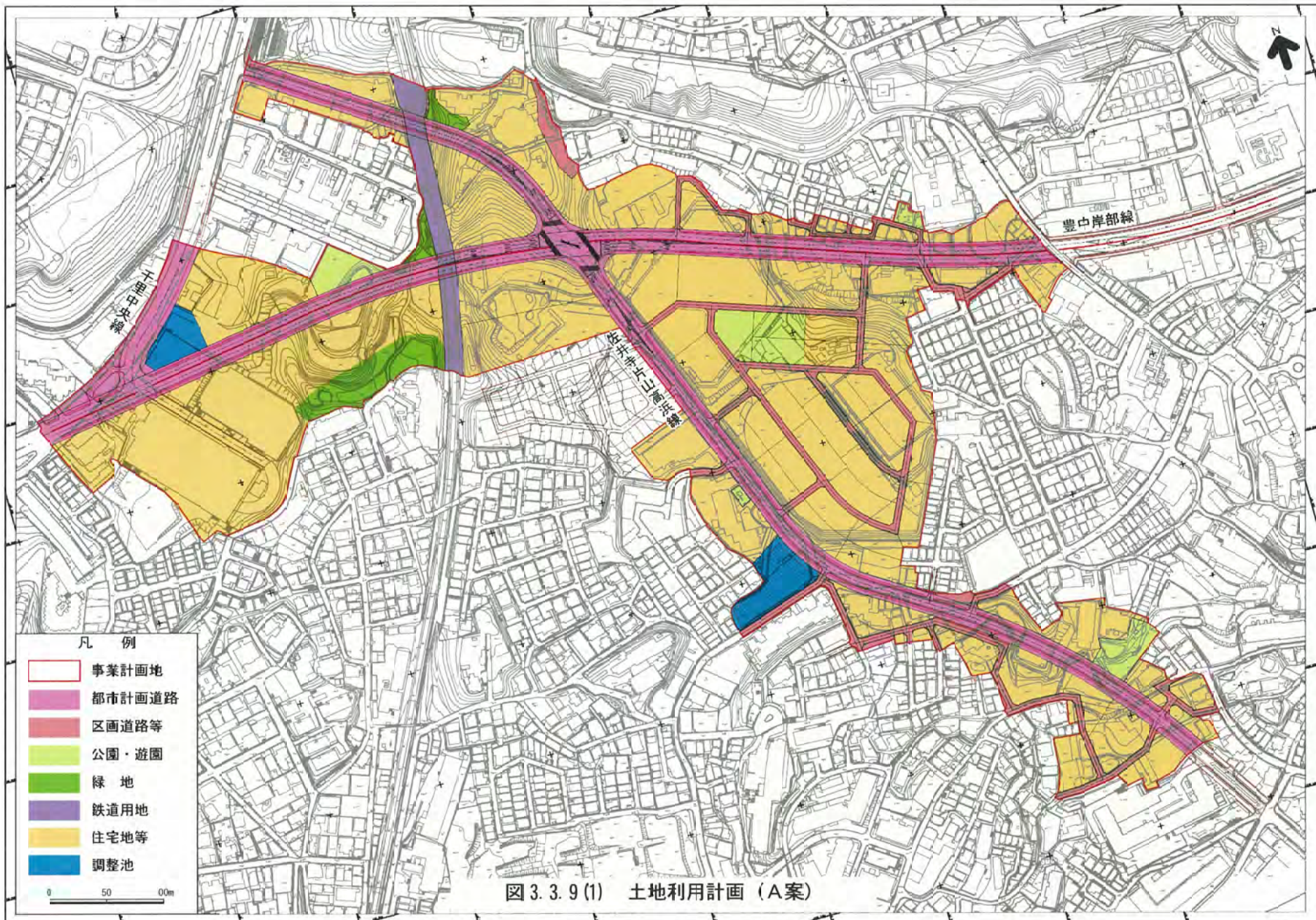
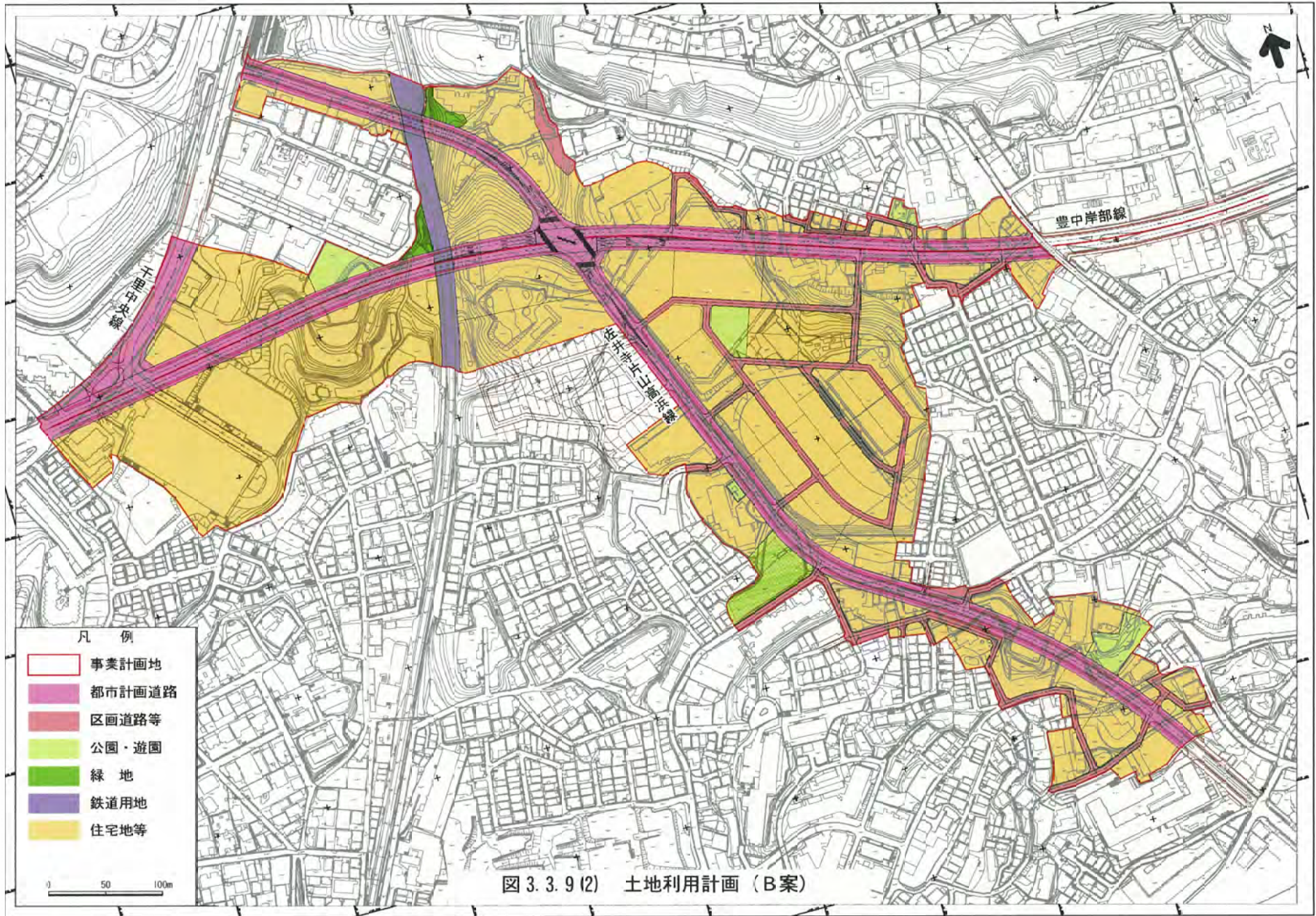
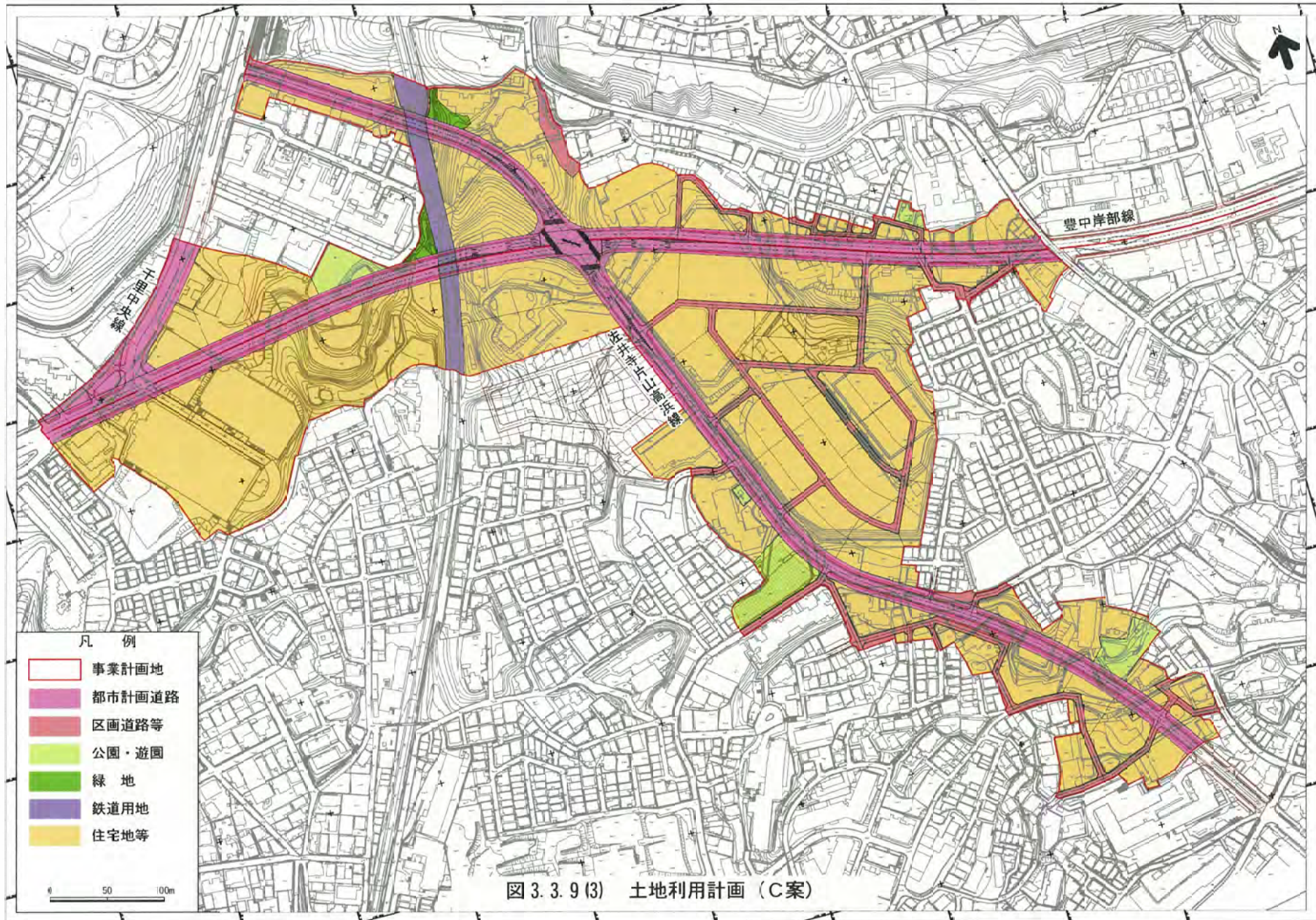


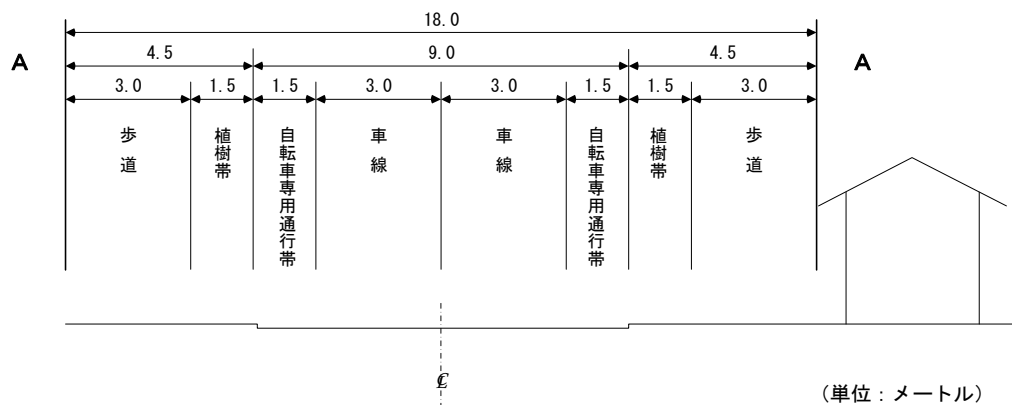
図 3.3.9 (1) 土地利用計画 (A案)





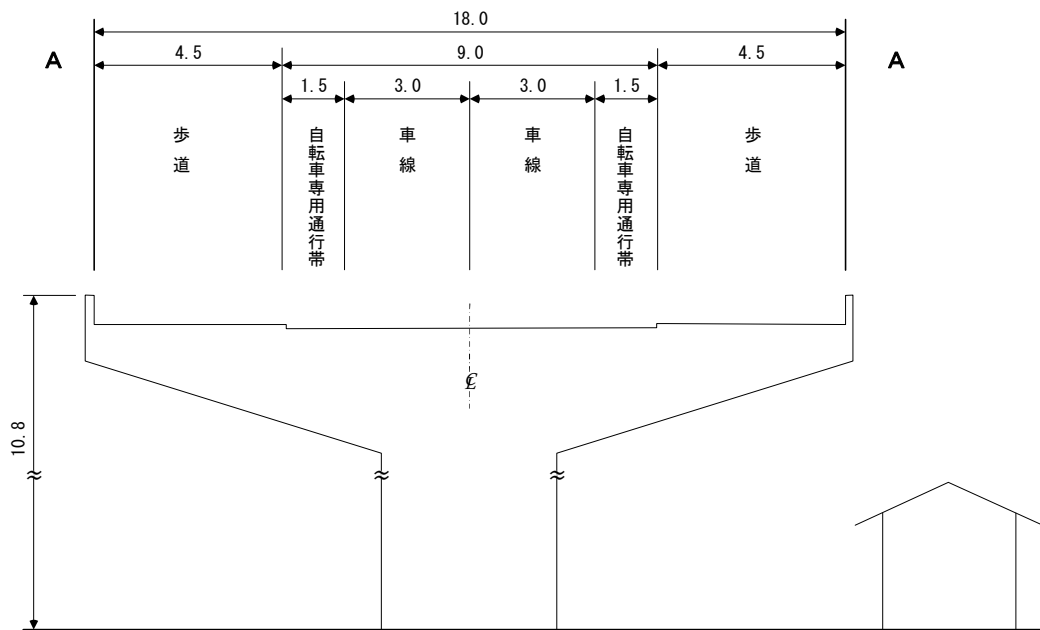


<平面案>



(単位：メートル)

<高架案>



(単位：メートル)

図 3.3.10 佐井寺片山高浜線の道路構造の複数案

4. 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

4.1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、図 4.1.1 に示すとおり、原則として事業計画地からおおむね 300m 及び都市計画道路から 500m 以内とし、事業計画地と周辺の佐井寺 1 丁目～4 丁目、千里山高塚、千里山月が丘、千里山虹が丘、千里山星が丘、千里山松が丘、佐井寺南が丘、竹谷町、上山手町、千里山東 3 丁目～4 丁目、千里山西 5 丁目～6 丁目、千里山竹園 1 丁目～2 丁目、春日 4 丁目、桃山台 1 丁目～4 丁目、竹見台 1 丁目、津雲台 1 丁目、佐竹台 1 丁目～5 丁目の範囲とする。

4.2 地域の概況

4.2.1 社会的概況

(1) 人口

平成 25 年から平成 29 年における吹田市の人口、世帯数及び人口密度は、表 4.2.1(1) に示すとおりである。平成 29 年の人口総数は 370,365 人、世帯数は 169,790 世帯、人口密度は 10,262 人/km² となっている。

平成 25 年から平成 29 年の推移をみると、人口、世帯数及び人口密度はやや増加傾向を示している。

また、平成 29 年における事業計画地及びその周辺の町丁別の人口、世帯数及び人口密度は、表 4.2.1(2) に示すとおりであり、人口及び世帯数とも佐竹台 1 丁目及び千里山西 6 丁目が多くなっている。

表 4.2.1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	項目	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
平成 25 年		359,689	173,311	186,378	161,187	9,961
平成 26 年		361,877	174,255	187,622	163,064	10,027
平成 27 年		365,587	175,892	189,695	165,540	10,130
平成 28 年		369,441	177,613	191,828	168,328	10,237
平成 29 年		370,365	177,756	192,609	169,790	10,262

- (注) 1. 各年 9 月 30 日現在
2. 住民基本台帳の人口数である。
3. 面積は、平成 25 年は 36.11 km²、平成 26 年からは 36.09 km² である。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年(2017 年)版」(平成 30 年(2018 年)3 月、吹田市)

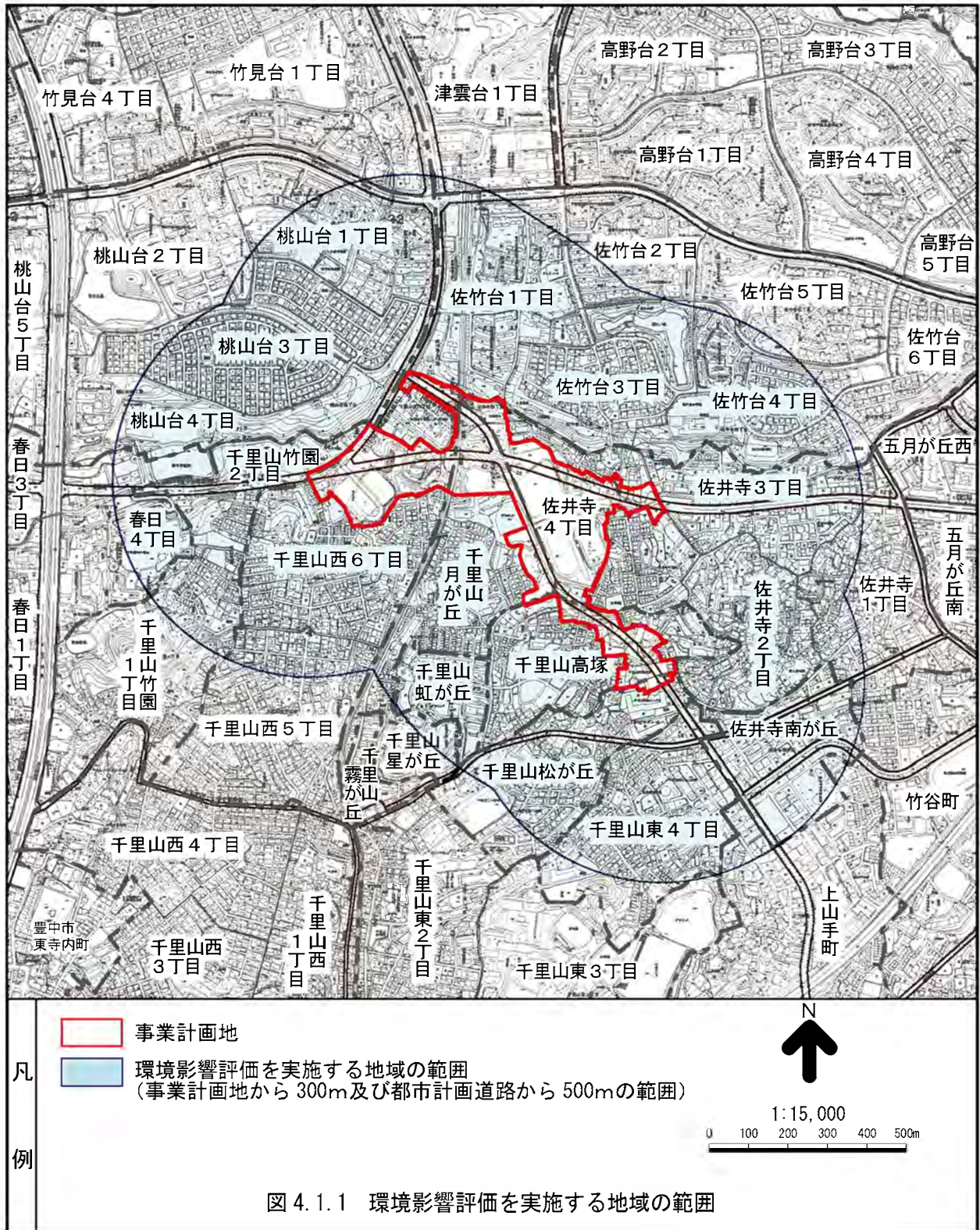


図 4.1.1 環境影響評価を実施する地域の範囲

表 4.2.1(2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度 (平成 29 年)

(平成 29 年 9 月 30 日現在)

町丁名	項目	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)
		総数	男	女		
春日 4 丁目		2,893	1,423	1,470	1,119	23,482
上山手町		3,489	1,735	1,754	1,337	16,419
佐井寺 1 丁目		1,576	800	776	574	11,605
佐井寺 2 丁目		1,296	631	665	528	13,144
佐井寺 3 丁目		1,648	816	832	542	16,731
佐井寺 4 丁目		2,073	1,024	1,049	856	13,747
佐井寺南が丘		1,664	841	823	589	16,607
佐竹台 1 丁目		4,078	1,884	2,194	1,742	25,616
佐竹台 2 丁目		2,200	959	1,241	1,084	24,044
佐竹台 3 丁目		467	226	241	194	3,289
佐竹台 4 丁目		1,067	530	537	372	5,885
佐竹台 5 丁目		913	392	521	439	7,777
千里山高塚		2,604	1,222	1,382	1,010	20,716
千里山竹園 1 丁目		2,588	1,248	1,340	1,081	14,994
千里山竹園 2 丁目		1,713	822	891	661	25,915
千里山月が丘		1,622	761	861	757	12,372
千里山西 5 丁目		1,622	768	854	774	9,036
千里山西 6 丁目		3,458	1,628	1,830	1,689	14,609
千里山虹が丘		522	231	291	234	12,254
千里山東 3 丁目		216	126	90	142	842
千里山東 4 丁目		2,596	1,264	1,332	1,027	16,235
千里山星が丘		1,444	682	762	503	45,266
千里山松が丘		2,062	940	1,122	850	15,162
竹谷町		1,650	795	855	649	10,898
竹見台 1 丁目		809	350	459	506	6,920
津雲台 1 丁目		1,028	448	580	419	5,166
桃山台 1 丁目		3,242	1,472	1,770	1,425	22,145
桃山台 2 丁目		1,821	797	1,024	893	11,192
桃山台 3 丁目		1,064	471	593	474	6,371
桃山台 4 丁目		452	206	246	202	3,054

出典：「吹田市統計書 (平成 29 年 (2017 年) 版) (平成 30 年 (2018 年) 3 月、吹田市)

(2) 土地利用

(a) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

(b) 土地利用の状況

吹田市の土地利用状況は、表 4.2.2 に示すとおりである。住宅地や商業・工場地などの市街地が 63.9%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が 20.1%、農地が 1.8%、その他の山林・水面・道路・鉄道などが 14.2%となっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

表 4.2.2 吹田市の土地利用状況

(平成 29 年 9 月 30 日現在)

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
市街地	2,304.8	63.9
一般市街地	1,976.3	54.8
商業業務地	202.6	5.6
官公署	7.0	0.2
工場地	118.9	3.3
普通緑地	723.7	20.1
公園・緑地	309.0	8.6
遊園地・運動場	118.8	3.3
学校	282.6	7.8
公開庭園・社寺敷地	12.5	0.3
墓地	0.8	0.0
農地	66.0	1.8
田	12.7	0.4
畑	53.3	1.5
山林	18.9	0.5
水面	64.5	1.8
荒無地・低湿地	26.3	0.7
公共施設	80.7	2.2
鉄軌道敷・道路	291.9	8.1
その他空地	32.2	0.9
計	3,609.0	100.0

- (注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査(平成 27 年度(2015 年度))の分類及び数値である。
2. 面積は、おおむね 0.5ha 以上のまとまりのあるものを測定している。
3. 値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年(2017 年)版」(平成 30 年(2018 年)3 月、吹田市)

(c) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4.2.3 に示すとおりであり、住居系地域が 84.6%、商業系地域が 7.8%、工業系地域が 7.6%となっている。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 4.2.1 に示すとおりであり、事業計画地は第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域に指定されている。

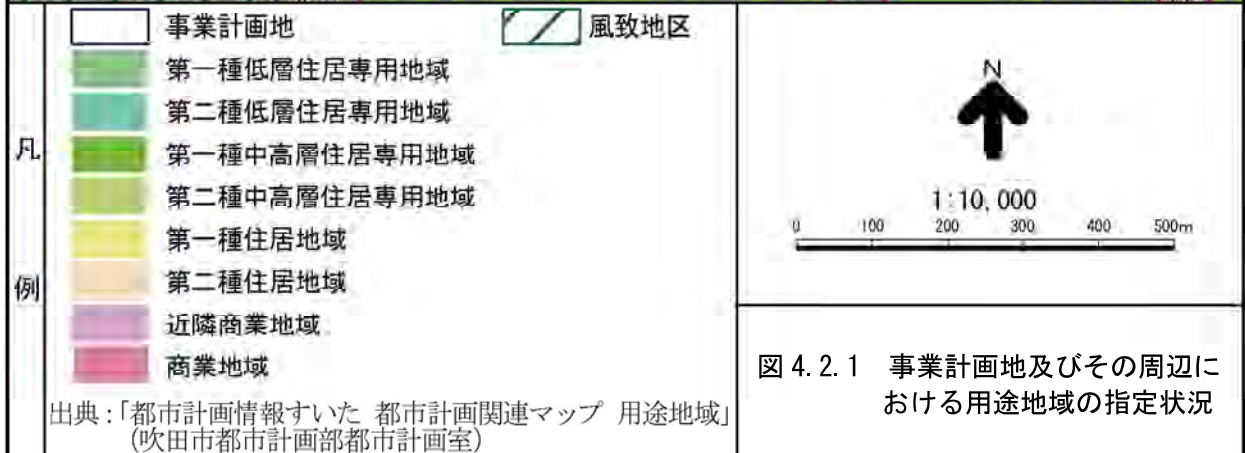
また、事業計画地及びその周辺は、千里山西風致地区に指定されている。

表 4.2.3 吹田市の用途地域の指定面積

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	553	16.1
第 1 種住居地域	430	12.6
第 2 種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
計	3,425	100.0

(注) 面積については、最終変更(平成 25 年(2013 年) 8 月 12 日告示)の数値である。

出典: 「吹田市統計書 平成 29 年(2017 年)版」(平成 30 年(2018 年) 3 月、吹田市)



(3) 産 業

(a) 産業別従業者数

平成 26 年における吹田市の産業別事業所数及び従業者数は、表 4.2.4 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ 12,139 所、151,795 人である。産業別では、卸売業、小売業が事業所数 3,217 所（全体の 26.5%）、従業者数 35,796 人（全体の 23.6%）であり、最も多くなっている。

平成 24 年から平成 26 年の推移をみると、事業所数及び従業者数の総数はともにやや増加している。

表 4.2.4 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	平成 24 年		平成 26 年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農林漁業	4	33	6	36
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	840	8,093	879	8,278
製造業	458	8,122	477	8,016
電気・ガス・熱供給・水道業	6	303	17	468
情報通信業	220	5,504	202	4,520
運輸業、郵便業	187	6,126	248	6,814
卸売業、小売業	3,100	34,398	3,217	35,796
金融業、保険業	125	2,019	144	2,565
不動産業、物品賃貸業	1,321	5,299	1,425	5,391
学術研究、専門・技術サービス業	487	5,931	537	6,648
宿泊業、飲食サービス業	1,315	12,525	1,397	12,852
生活関連サービス業、娯楽業	881	6,897	988	7,414
教育、学習支援業	389	11,716	614	16,735
医療、福祉	976	18,307	1,306	24,649
複合サービス事業	42	515	42	655
サービス業（他に分類されないもの）	611	8,801	613	8,768
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	27	2,190
計	10,962	134,589	12,139	151,795

(注) 1. 平成 24 年は平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 26 年は平成 26 年 7 月 1 日現在である。

2. 「—」は、該当数字がないことを示す。

3. 「平成 24 年経済センサス-活動調査」（総務省統計局）では、国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）

(b) 農 業

吹田市の専業・兼業別農家数は、表 4.2.5 に示すとおりである。

平成 27 年の農家の総数は 69 戸であり、構成比をみると専業農家が 29.0%、兼業農家が 71.0%となっている。また、平成 7 年から平成 27 年の推移をみると、農家の総数は約 27%まで減少しており、特に兼業農家数が 225 戸から 49 戸に激減している。

表 4.2.5 吹田市における専業・兼業別農家数

(単位：戸)

年	項目	総 数	専 業	兼 業		
				総 数	第 1 種兼業	第 2 種兼業
平成 7 年		256 (100.0%)	31 (12.1%)	225 (87.9%)	10 (3.9%)	215 (84.0%)
平成12年		128 (100.0%)	22 (17.2%)	106 (82.8%)	3 (2.3%)	103 (80.5%)
平成17年		96 (100.0%)	20 (20.8%)	76 (79.2%)	1 (1.1%)	75 (78.1%)
平成22年		80 (100.0%)	18 (22.5%)	62 (77.5%)	—	62 (77.5%)
平成27年		69 (100.0%)	20 (29.0%)	49 (71.0%)	1 (1.4%)	48 (69.6%)

- (注) 1. 上段は農家数、下段は構成比を示す。
2. 農家とは、経営耕地面積が 10 a 以上 (昭和 60 年以前は 5 a 以上) の農業を営む世帯、又は経営耕地面積が 10 a 未満 (昭和 60 年以前は 5 a 未満) であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上 (昭和 60 年は 10 万円以上) あった世帯である。
3. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家である。
4. 第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家である。
5. 平成 12 年・平成 17 年・平成 22 年・平成 27 年の数値は、経営耕地面積が 30 a 以上、又は農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年 (2017 年) 版」 (平成 30 年 (2018 年) 3 月、吹田市)

(c) 工業

吹田市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 4.2.6 に示すとおりである。平成 28 年の事業所数は 172 所、従業者数は 4,961 人、製造品出荷額等は 2,925 億円となっている。また、平成 22 年から平成 28 年の推移をみると、事業所数及び従業者数は平成 26 年まで増減を繰り返しており、平成 28 年はやや増加している。製造品出荷額等については、平成 25 年以降、おおむね横ばいとなっている。

表 4.2.6 吹田市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者 4 人以上）

年	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成22年		152	5,147	24,068,071
平成24年		150	4,646	25,804,284
平成25年		154	5,262	29,937,238
平成26年		148	4,848	29,387,172
平成28年		172	4,961	29,252,957

- (注) 1. 平成 23 年度、平成 27 年度から平成 28 年度は、工業統計調査は実施されていない。
2. 平成 28 年度については、経済センサス-活動調査より抜粋している。
3. 平成 22 年から平成 26 年は各年 12 月 31 日現在、平成 28 年は 10 月 1 日現在である。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）

(d) 商業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額は、表 4.2.7 に示すとおりである。平成 26 年の事業所数は 2,111 所、従業者数は 23,436 人、年間販売額は 1 兆 5,175 億円となっている。

また、平成 9 年から平成 26 年の推移をみると、事業所数、従業者数、年間販売額ともにおおむね減少傾向となっている。

表 4.2.7 吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額（飲食店を除く）

年	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成9年		3,589	36,421	221,748,728
平成14年		3,479	39,113	180,514,453
平成16年		3,390	36,154	186,542,802
平成19年		3,080	34,841	216,041,845
平成26年		2,111	23,436	151,751,432

- (注) 1. 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の調査の数値とは接続しない。
2. 平成 9 年から平成 19 年は各年 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在である。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）

(4) 交通

(a) 道路

事業計画地周辺における主要道路の交通量は表 4.2.8 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4.2.2 にそれぞれ示すとおりである。

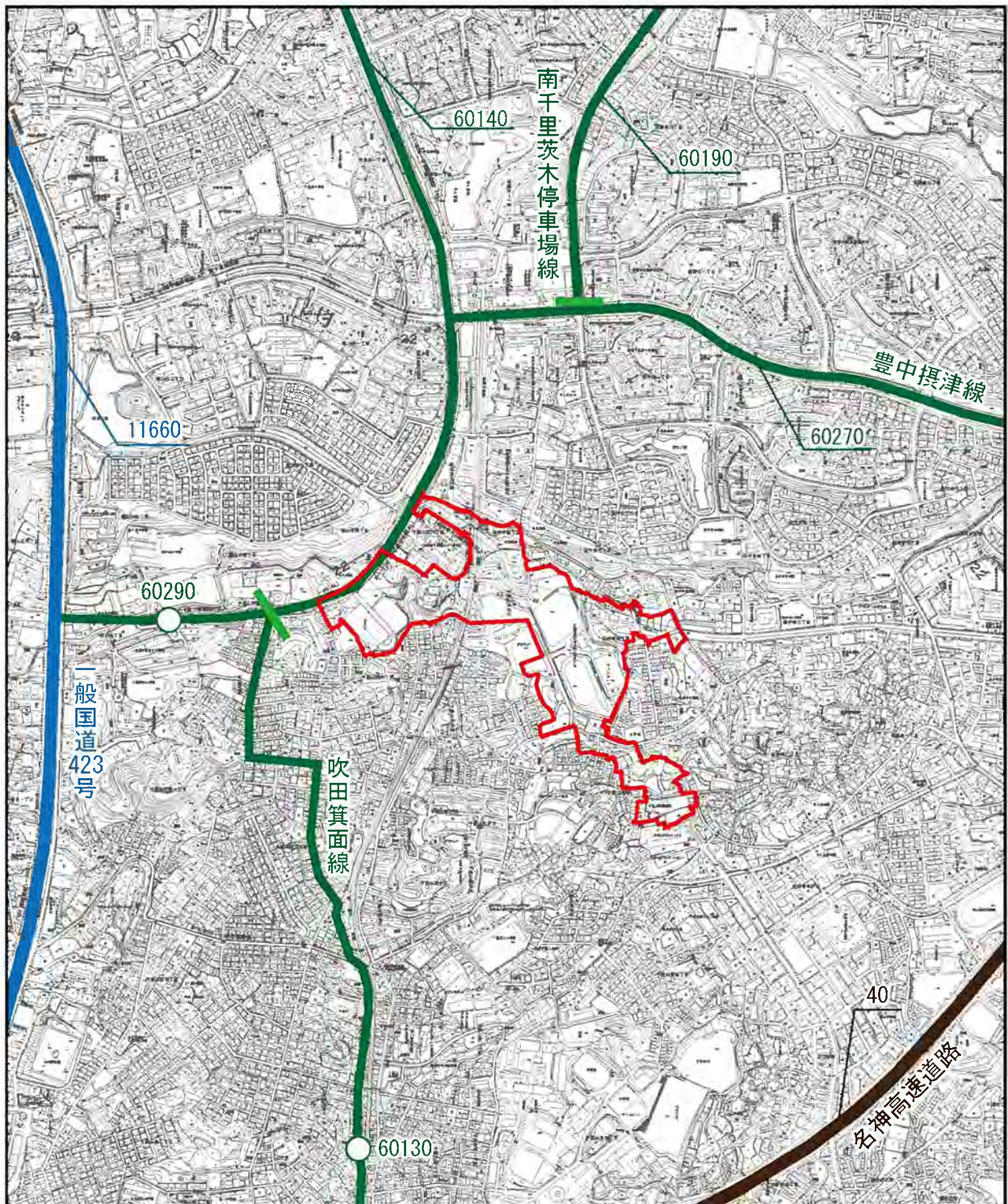
事業計画地の南側には、名神高速道路が東西に通っている。また、事業計画地の西側には一般国道 423 号及び吹田箕面線が南北に、北側には豊中摂津線が東西に通っている。

表 4.2.8 事業計画地周辺における交通量

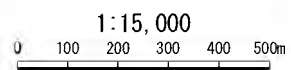
路線名	区間 番号	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間 (7~19 時) 自動車類交通量 (台)			平日 24 時間自動車類交通量 (台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
名神高速道路	40	近畿自動車道吹田IC~ 高速大阪池田線豊中IC	34,938	13,520	48,458	45,189	21,877	67,066
一般国道423号	11660	吹田市江坂町3丁目	55,131	5,212	60,343	84,140	7,713	91,853
吹田箕面線	60130	吹田市千里山西1丁目	3,128	251	3,379	3,950	409	4,359
	60140	豊中市新千里北町3丁目	5,132	443	5,575	6,351	518	6869
南千里茨木停 車場線	60190	吹田市津雲台5丁目	7,568	410	7,978	9,633	818	10,451
豊中摂津線	60270	吹田市山田西1丁目	10,949	976	11,925	14,302	1,678	15,980
	60290	吹田市千里山竹園2丁目	6,172	368	6,540	8,292	441	8,733

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 大阪府」
(国土交通省ホームページ)

「全国道路・街路交通情勢調査表 (道路交通センサス)」 (平成 29 年 6 月、大阪府都市整備部)



- | | | |
|--------|--|--|
| 凡
例 | <ul style="list-style-type: none"> 事業計画地 高速自動車国道 一般国道 一般府道 | <ul style="list-style-type: none"> 60290 交通量観測地点及び区間番号 60270 区間番号 |
|--------|--|--|



出典：「全国道路・街路交通情勢調査表（道路交通センサス）」
「平成27年度 大阪府内道路交通情勢調査 自動車類（平日）交通量図」
（平成29年6月、大阪府都市整備部）

図 4.2.2 事業計画地周辺における道路網

(b) 鉄 道

事業計画地周辺における鉄道の乗降人員は表 4.2.9 に、鉄道網は図 4.2.3 にそれぞれ示すとおりである。

事業計画地内には、阪急電鉄千里線が南北に走っている。また、事業計画地の西側には、北大阪急行電鉄が南北に走っている。

表 4.2.9 鉄道の乗降人員（平成 28 年）

路線名	駅 名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄千里線	千里山	7,369	8,605
	南千里	10,177	11,679
北大阪急行電鉄	桃山台	19,538	18,774
	緑地公園	16,980	16,463

(注) 阪急電鉄、北大阪急行電鉄は、交通量調査による。

出典：「平成 29 年度 大阪府統計年鑑」（平成 30 年 3 月、大阪府）

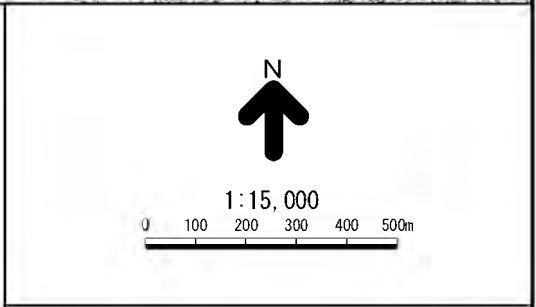
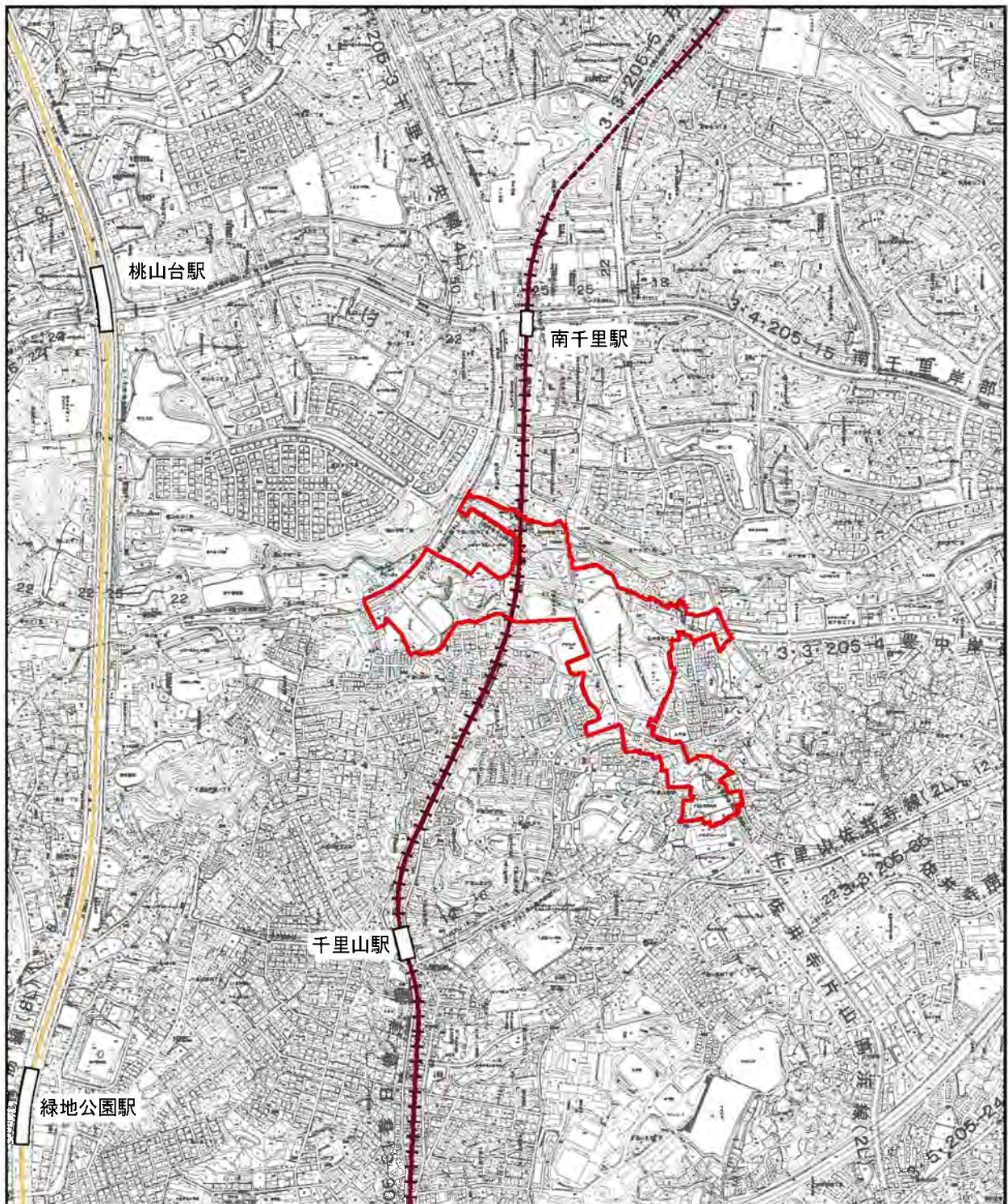


図 4.2.3
事業計画地周辺における鉄道網

(5) 水域とその利用

(a) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.2.10 に示すとおりである。

平成 28 年度の給水世帯数は 168,817 世帯、給水人口は 369,040 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 41,763,521m³、1 人 1 日平均配水量は 310 L である。

また、平成 24 年度から平成 28 年度の推移をみると、給水世帯数及び給水人口は増加傾向となっているが、年間総配水量及び 1 人 1 日平均配水量は減少傾向となっている。

表 4.2.10 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

年 度	給水世帯数 (世帯)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	1 人 1 日平均 配水量 (L)
平成 24 年度	159,401	356,328	99.9	42,191,900	326
平成 25 年度	161,671	359,508	99.9	41,989,859	321
平成 26 年度	163,891	362,428	99.9	41,723,400	317
平成 27 年度	166,823	367,025	99.9	41,910,691	314
平成 28 年度	168,817	369,040	99.9	41,763,521	310

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）

(b) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4.2.11 に示すとおりである。

平成 28 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,494ha（普及率 97.5%）、処理人口は 369,218 人（普及率 99.9%）である。

また、平成 24 年度から平成 28 年度の推移をみると、処理面積は横ばいであるが、処理人口は増加傾向となっている。

表 4.2.11 吹田市の下水道の普及状況

年 度	都市計画 決定面積 (ha)	処理面積		処理人口	
		(ha)	普及率 (%)	(人)	普及率 (%)
平成 24 年度	3,582	3,484	97.3	356,263	99.9
平成 25 年度	3,582	3,484	97.3	359,565	99.9
平成 26 年度	3,582	3,484	97.3	362,602	99.9
平成 27 年度	3,582	3,493	97.5	367,216	99.9
平成 28 年度	3,582	3,494	97.5	369,218	99.9

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）

(c) 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4.2.12 に示すとおりである。

平成 29 年度の井戸設置事業所数は 25 ヶ所、井戸本数は 53 本であり、採取量については、工業用が 336m³/日、上水用が 14,867m³/日、その他が 3,468m³/日となっている。平成 25 年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量はほぼ横ばいであり、上水用の採取量については減少傾向となっている。

表 4.2.12 吹田市域における地下水採取量

年 度	井戸設置事業所 (所)	井戸本数 (本)	採取量 (m ³ /日)			
			工業用	上水用	その他	計
平成 25 年度	25 (2)	54 (4)	295	16,527	4,317	21,139
平成 26 年度	24 (3)	54 (8)	305	17,379	4,123	21,807
平成 27 年度	24 (3)	51 (9)	339	17,644	3,529	21,512
平成 28 年度	24 (3)	51 (7)	354	16,248	3,435	20,037
平成 29 年度	25 (4)	53 (9)	336	14,867	3,468	18,671

(注) 1. 採取量は、365 日の平均値である。

2. ()内は、休止中の事業所または井戸本数である。

出典：吹田市地下水揚水量データ（吹田市環境保全課資料）

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は、表 4.2.13 及び図 4.2.4 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.13 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

区分	No.	名称	区分	No.	名称	区分	No.	名称
保育所・保育園	1	ハッピータイム	病院・診療所	26	とわたクリニック	病院・診療所	51	なかがわ整形外科
	2	千里共同保育所		27	きど整形外科クリニック		51	森内科クリニック
	3	桃山保育園		28	青樹会小寺クリニック		53	田坂皮フ科クリニック
	4	吹田市立千里山保育園		29	高寿会高津診療所		54	誠仁会皮フ科千里山クリニック
	5	吹田市立南千里保育園		30	浜医院		55	遠藤皮膚科
	6	佐井寺たんぽぽ保育園		31	藍野福祉会青藍荘診療所		56	望月内科
	7	千里ニュータウン保育園		32	増田内科クリニック		57	末嗣会あかし眼科
	8	南ヶ丘保育園		33	淳和会榊原耳鼻咽喉科クリニック		58	こどもクリニック北
幼稚園	9	千里山グレース		34	佐藤整形外科クリニック		59	新樹会にいのぶクリニック
	10	千里山ナオミ		35	博明会ふくだ眼科		60	はたクリニック
	11	千里敬愛		36	あみおかクリニック	61	青藍荘	
	12	千里第二幼稚園		37	山上小児科クリニック	62	特別養護老人ホーム青藍荘	
小学校・中学校・大学	13	佐井寺小学校		38	林クリニック	老人福祉施設	63	在宅介護支援センター青藍荘
	14	佐竹台小学校		39	川崎メンタルクリニック		64	南ヶ丘在宅介護支援センター「愛」
	15	千里第二小学校		40	宮崎整形外科		65	桃山台高津在宅介護支援センター
	16	桃山台小学校		41	岡島内科クリニック	知的障害者	66	吹田自立の場はあてー
	17	高野台中学校		42	末廣医院			
	18	関西大学		43	かねこ耳鼻咽喉科クリニック			
病院・診療所	19	緑川クリニック		44	しらやま皮ふ科			
	20	相馬診療所		45	小山耳鼻咽喉科			
	21	山東医院		46	五秀会保倉眼科			
	22	躍成会にしうえクリニック		47	谷口医院			
	23	松浦医院		48	さたけ内科クリニック			
	24	みるあ会松本耳鼻咽喉科クリニック		49	吹田市立保健センター南千里分館			
	25	村田眼科		50	たかやす耳鼻咽喉科			

(注) No.は図 4.2.4 内の数字を示す。

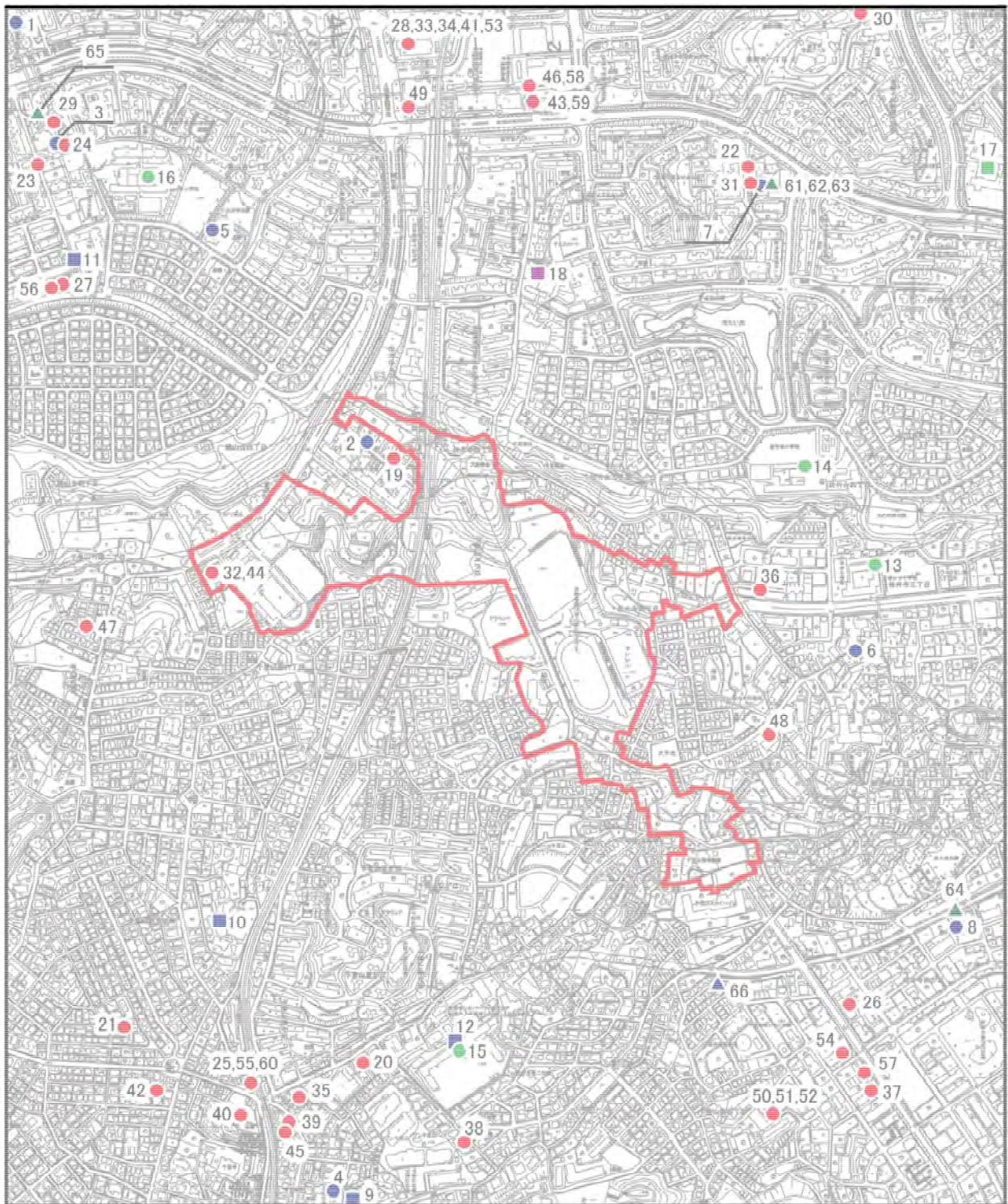
出典：「公共施設一覧」（吹田市ホームページ）



「国土数値情報ダウンロードサービス 学校 平成 25 年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 医療機関 平成 26 年度」

「国土数値情報ダウンロードサービス 福祉施設 平成 23 年度」

(国土交通省国土政策局国土情報化)



凡 例	 事業計画地	● 病院・診療所	 1:10,000 
	● 保育所・保育園	▲ 老人福祉施設	
	■ 幼稚園	▲ 知的障害者救護施設	
	● 小学校		
	■ 中学校		
■ 大学			

出典：「公共施設一覧」（吹田市ホームページ）
「国土数値情報ダウンロードサービス 学校 平成 25 年度」
「国土数値情報ダウンロードサービス 医療機関 平成 26 年度」
「国土数値情報ダウンロードサービス 福祉施設 平成 23 年度」
（国土交通省国土政策局国土情報課）

図 4. 2. 4 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) 関係法令による規制等

(a) 環境基本法に基づく環境基準

国は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号(最終改正：平成26年5月30日法律第46号)）第16条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に係る環境基準を定めている。その概要は、以下に示すとおりである。

(7) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について、表4.2.14に示すとおり定められている。また、環境基準の評価方法は、表4.2.15に示すとおり定められている。

表 4.2.15 環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	短期的 評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行うものとする。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（評価対象としない測定値を含む。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化いおう 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的 評価	年間にわたる1日平均値である測定値（評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行うものとする。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
二酸化窒素	98パー セント 値評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には達成されていないものと評価する。 ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定値の1日平均値は、用いないものとする。
微小粒子状物質	短期的 評価	測定結果（1日平均値）の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。
	長期的 評価	測定結果（1日平均値）の1年平均値について評価を行うものとする。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	年平均 値評価	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（環境庁大気保全局長通知（昭和48年6月12日環大企第143号））

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環境庁大気保全局長通知（昭和53年7月17日環大企第262号））

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（環境省水・大気環境局長通知（平成21年9月9日環水大総発第090909001号））

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号(最終改正：平成30年11月19日環境省告示第100号)）

表 4.2.14 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- (注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号(最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号)）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号(最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号)）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号(最終改正：平成30年11月19日環境省告示第100号)）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

(イ) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 4.2.16 に、生活環境の保全に関する環境基準（河川）は表 4.2.17 にそれぞれ示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ほう素及びふっ素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びP C B等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められており、吹田市内における対象水域とその水域類型は表 4.2.18 に示すとおりである。

表 4.2.16 人の健康の保護に関する環境基準

	項 目	基 準 値	対象水域	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	全公共用水域	直ちに達成し、維持するように努める
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	P C B	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
19	チウラム	0.006 mg/L以下		
20	シマジン	0.003 mg/L以下		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
23	セレン	0.01 mg/L以下		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
25	ふっ素	0.8 mg/L以下		
26	ほう素	1 mg/L以下		
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 5. 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成28年3月30日環境省告示第37号)）

表 4.2.17 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
 3. 浮遊物質については、各類型ごとに定める水質目標値のほか、景観保全等の観点から「ゴミ等の浮遊が
みとめられないこと」とする。
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は下記のとおりである。
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の 欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又 は幼稚子の生育場として特に保全が必要な 水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改
正：平成28年3月30日環境省告示第37号)）

表 4.2.18 吹田市内における対象水域とその水域類型

水域名	範囲	当該類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物の保全に関する項目類型
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

出典：「水質環境基準水域類型の指定」（昭和48年3月16日大阪府告示第390号）

(ウ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4.2.19 に示すとおり、全ての地下水を対象に、カドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の28項目について定められている。

表 4.2.19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

	項 目	基 準 値	対 象	達成期間
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	すべての地下水	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 (ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)
2	全シアン	検出されないこと		
3	鉛	0.01 mg/L以下		
4	六価クロム	0.05 mg/L以下		
5	砒素	0.01 mg/L以下		
6	総水銀	0.0005mg/L以下		
7	アルキル水銀	検出されないこと		
8	PCB	検出されないこと		
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
11	クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下		
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
20	チウラム	0.006 mg/L以下		
21	シマジン	0.003 mg/L以下		
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下		
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下		
24	セレン	0.01 mg/L以下		
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
26	ふっ素	0.8 mg/L以下		
27	ほう素	1 mg/L以下		
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 5. 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号(最終改正：平成28年3月30日環境省告示第31号))

(I) 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は表 4.2.20 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛及び六価クロム等の 29 項目について定められている。

表 4.2.20 土壌の汚染に係る環境基準

	項 目	環境上の条件
1	カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
4	鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
5	六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること
6	砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること
7	総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	P C B	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき125mg未満であること
11	ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること
12	四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること
13	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1 mg以下であること
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること
19	トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること
20	テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること
22	チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること
23	シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること
24	チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること
25	ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
26	セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
27	ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること
28	ほう素	検液 1 Lにつき1 mg以下であること
29	1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること

- (注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 lにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 2 3 日環境庁告示第 4 6 号（最終改正：平成 2 8 年 3 月 2 9 日環境省告示第 3 0 号））

(オ) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4.2.21 に、地域の類型指定は表 4.2.22 にそれぞれ示すとおりである。

表 4.2.21 騒音に係る環境基準

第 1 環境基準																																	
<p>1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50 デシベル以下</td> <td>40 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>55 デシベル以下</td> <td>45 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 デシベル以下</td> <td>50 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。</p> <p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 デシベル以下</td> <td>55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65 デシベル以下</td> <td>60 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 デシベル以下</td> <td>65 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。</p>			地域の類型	基準値		昼間	夜間	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	基準値		昼間	夜間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
地域の類型	基準値																																
	昼間	夜間																															
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下																															
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下																															
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下																															
地域の区分	基準値																																
	昼間	夜間																															
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下																															
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下																															
基準値																																	
昼間	夜間																																
70 デシベル以下	65 デシベル以下																																
<p>2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。</p> <p>(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。</p> <p>(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。</p> <p>(3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。</p> <p>(4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。</p> <p>(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。 なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>																																	
<p>3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。</p> <p>(2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。</p>																																	
<p>第 2 達成期間等</p> <p>1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。</p> <p>(1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目処として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が大きくその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。</p> <p>2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音とその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。</p> <p>3 夜間の騒音レベルが73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。</p>																																	
<p>第 3 環境基準の適用除外について</p> <p>この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。</p>																																	
<p>附則</p> <p>この告示は、平成11年4月1日から施行する。</p>																																	
<p>(注) 1. 「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）によると、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）。 ・前項に掲げる道0路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。 <p>また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル 																																	
<p>出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号(最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)）</p>																																	

表 4.2.22 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	対 象 地 域
AA	吹田市内該当なし
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年3月、吹田市）

(b) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号(最終改正：平成26年6月18日法律第72号)）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が、表4.2.23に示すとおり設定されている。

表 4.2.23 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備 考	<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合。簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

- (注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号(最終改正：平成21年3月31日環境省告示第11号)）

(c) 環境の保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政の全ての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田を目指すことを目的に、「吹田市環境基本条例」（平成9年3月31日条例第5号）を平成9年4月1日から施行している。

また、「吹田市環境基本条例」の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成9年3月31日条例第6号（最終改正：平成28年12月28日条例第34号））を平成9年4月1日から施行している。また、平成10年8月には、吹田市環境基本条例に基づき「吹田市環境基本計画」を策定し、平成21年3月に見直しを行い、「吹田市第2次環境基本計画」を策定している。さらに、平成26年3月に中間見直しを行い、「吹田市第2次環境基本計画一改訂版一」を策定している。

大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月23日大阪府条例第5号）が平成6年3月に制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日大阪府条例第6号（最終改正：平成30年4月1日大阪府条例第47号））が平成6年3月に制定されている。

(7) 大気汚染

(i) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号（最終改正：平成29年6月2日法律第45号））では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制がある。これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、事業者の事業活動に伴って生じる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を当該事業者と締結することができることなどが定められている。

(ii) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(iii) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年10月2日環境庁告示第64号(最終改正：平成18年11月30日環境省告示第142号))により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号(最終改正：平成29年6月2日法律第52号))の規定による措置をとるべきことを要請することができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）（以下「自動車NO_x法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域（対象地域）として定めている。さらに、大都市地域における窒素酸化物（NO_x）による大気汚染が依然として深刻な状況にあり、また、粒子状物質（PM）による浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況も低いことから、平成13年6月に自動車NO_x法が改正され、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）（最終改正：平成23年8月30日法律第105号）が制定された。自動車NO_x・PM法では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減計画、車種規制、事業者排出抑制対策が行われている。吹田市はその対象地域に該当している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、大阪府内の37市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車(トラックやバス等)」で荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

(イ) 水質汚濁

(i) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号(最終改正：平成29年6月2日法律第45号)）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号(最終改正：平成27年10月2日法律第78号)）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

(ii) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(ウ) 騒音

(i) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号（最終改正：平成26年6月18日法律第72号））では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4.2.24に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表4.2.24に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第二種区域に指定されている。

表 4. 2. 24 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼 間	夕	夜 間
		〔午前 6 時から 午前 8 時まで〕	〔午前 8 時から 午後 6 時まで〕	〔午後 6 時から 午後 9 時まで〕	〔午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで〕
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の 周囲 50 メートルの区域 及び第二種区域の境界 線から 15 メートル以内 の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1. 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
 第四種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、第四種区域及びその周辺 50 メートルの区域内に昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。
4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号（最終改正：平成 18 年 9 月 29 日環境省告示第 132 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 26 日大阪府規則第 81 号（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日大阪府規則第 62 号））

「工場・事業場の規制について（騒音に係る規制基準）」（吹田市ホームページより）

(ii) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4. 2. 25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4. 2. 25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4.2.25 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法 ・ 条 例	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デ シ ベル	19 時 ～ 翌 日 の 7 時	22 時 ～ 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内	日 曜 日 及 び 休 日	
	2. びょう打機を使用する作業								
	3. さく岩機を使用する作業*								
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
	8. ブルドーザ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
条 例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザを使用する作業								
	10. コンクリートカッタを使用する作業*								
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

- (注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号(最終改正：平成12年3月28日環境庁告示16号))
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号(最終改正：平成30年4月1日大阪府規則第62号))
 「特定建設作業の規制について（騒音に係る特定建設作業）」（吹田市ホームページより）

(iii) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、市町村長は、自動車騒音が表 4.2.26 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 4.2.26 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度

	時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
		〔午前6時から 午後10時まで〕	〔午後10時から翌日 の午前6時まで〕
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日大阪府規則第81号（最終改正：平成30年4月1日大阪府規則第62号））

(iv) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(I) 振 動

(i) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号(最終改正：平成26年6月18日法律第72号))では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4.2.27に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表4.2.27に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第一種区域に指定されている。

表 4.2.27 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 〔午前6時から 午後9時まで〕	夜 間 〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 (I)		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
 第二種区域 (I)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
 第二種区域 (II)：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域
 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)をいう。
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号(最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第18号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号(最終改正：平成30年4月1日大阪府規則第62号))
 「工場・事業場の規制について(振動に係る規制基準)」(吹田市ホームページより)

(ii) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4.2.27 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4.2.28 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4.2.28 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法・条例	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	75デシベル	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
	4. ブレーカ(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業									
条例									

- (注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第2号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53号第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び幼保連携型認定こども園の周囲80メートルの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「振動規制法」を、条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号(最終改正：平成27年4月20日環境省令第19号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号(最終改正：平成30年4月1日大阪府規則第62号))

「特定建設作業の規制について(振動に係る特定建設作業)」(吹田市ホームページより)

(iii) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 4.2.29 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 4.2.29 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 9 時まで	〔午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで〕
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分は、以下に示すとおりである（ただし、工業専用地域、関西国際空港・大阪国際空港・八尾空港の敷地、工業用の埋立地のうち用途地域の指定のない地域を除く）。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号（最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号））

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 26 日大阪府規則第 81 号（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日大阪府規則第 62 号））

(オ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号（最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律 第 122 号））では、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素及びトルエン等 22 物質）について、表 4.2.30 に示す規制基準（事業場の敷地境界線の地表における基準）が定められている。

規制には、悪臭物質による濃度規制と、人の嗅覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することとなっている。吹田市では、濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年 4 月から導入している。

吹田市の臭気規制基準（敷地境界線における基準）は、吹田市内の悪臭苦情が用途地域に関わらずほぼ均一に発生していることから、市内一律の規制基準として、臭気指数「10」を設定している。

表 4. 2. 30 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
アンモニア	大気中における含有率が1,000,000分の 1	
メチルメルカプタン	同	1,000,000分の 0.002
硫化水素	同	1,000,000分の 0.02
硫化メチル	同	1,000,000分の 0.01
二硫化メチル	同	1,000,000分の 0.009
トリメチルアミン	同	1,000,000分の 0.005
アセトアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
プロピオンアルデヒド	同	1,000,000分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソブチルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.02
ノルマルバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.009
イソバレルアルデヒド	同	1,000,000分の 0.003
イソブタノール	同	1,000,000分の 0.9
酢酸エチル	同	1,000,000分の 3
メチルイソブチルケトン	同	1,000,000分の 1
トルエン	同	1,000,000分の10
スチレン	同	1,000,000分の 0.4
キシレン	同	1,000,000分の 1
プロピオン酸	同	1,000,000分の 0.03
ノルマル酪酸	同	1,000,000分の 0.001
ノルマル吉草酸	同	1,000,000分の 0.0009
イソ吉草酸	同	1,000,000分の 0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号（最終改正：平成11月30日環境省令第32号））

(カ) 土壌汚染

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

また、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号（最終改正：平成29年5月19日法律第33号））では、特定有害物質（鉛、砒素等26物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。管理有害物質及び基準値は、表4.2.31に示すとおりである。

表 4. 2. 31 管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) [mg/kg]	溶出量基準 (指定基準) [mg/L]	第二溶出量基準 [mg/L]	
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	クロロエチレン	—	0.002以下	0.02以下
		四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1以下	0.1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	—	0.03以下	0.3以下
	ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下	
	重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
		シアン化合物	遊離シアン 50以下	シアンが検出されないこと	シアン1以下
		水銀およびその化合物	水銀15以下	水銀0.0005以下	水銀0.005以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
		鉛及びその化合物	鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
		砒素及びその化合物	砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下	
	農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
		チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
		チウラム	—	0.006以下	0.06以下
		PCB	—	検出されないこと	0.003以下
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1以下
ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—	

(注) mg/kg (土壌1キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液1リットルにつきミリグラム)、pg-TEQ/g (土壌1gにつきピコグラム [2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号(最終改正：平成29年12月27日環境省令第29号))

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年10月26日大阪府規則第81号(最終改正：平成30年4月1日大阪府規則第62号))

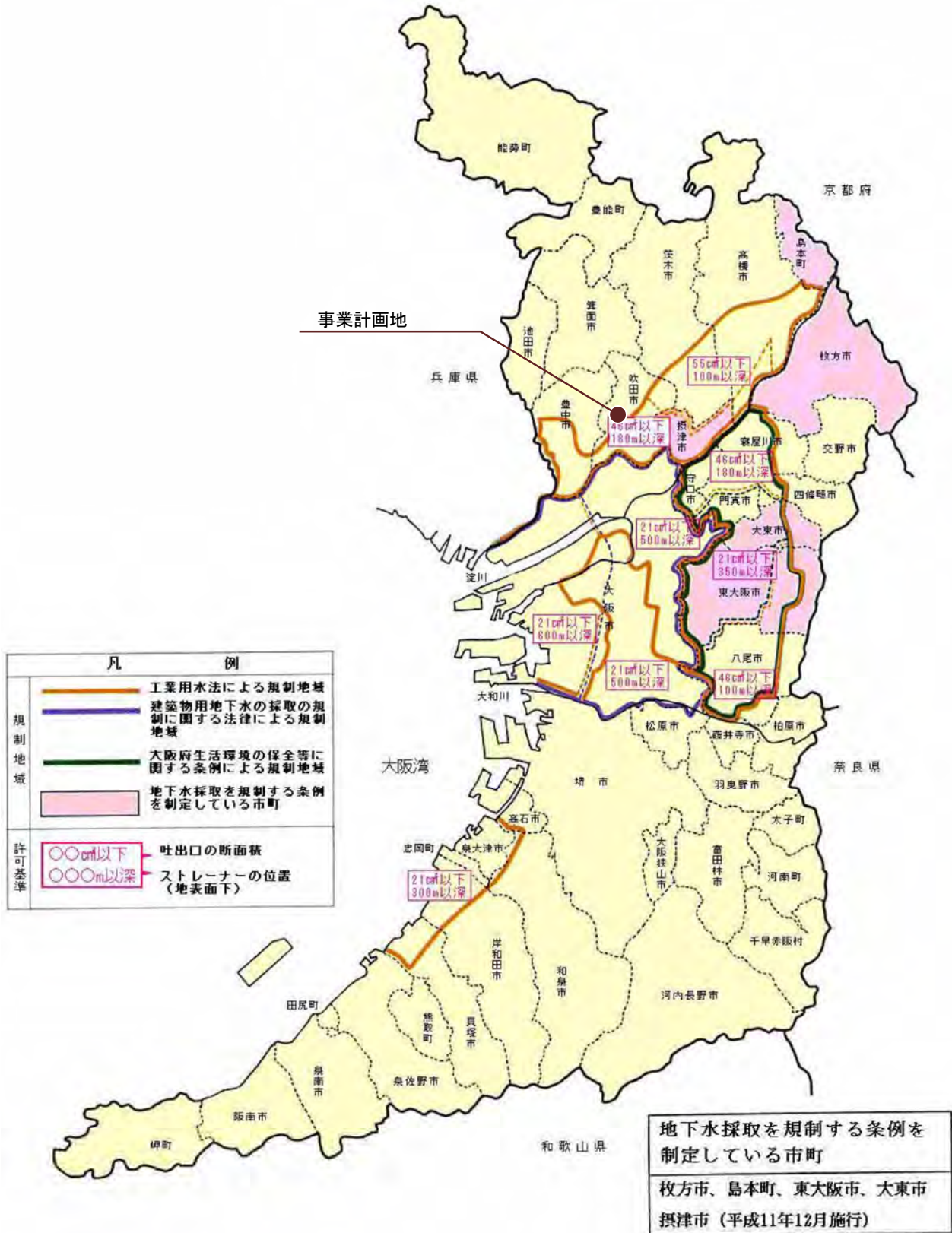
(キ) 地盤沈下

「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号(最終改正：平成26年6月13日法律第69号))では、工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされている。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月1日法律第100号(最終改正：平成12年5月31日法律第91号))では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされている。

法律及び条例による地下水採取規制は、図 4.2.5 に示すとおりである。



出典：おおさかの環境ホームページ エコギャラリー 地下水採取規制・届出案内 (平成28年11月、大阪府)

図 4.2.5 法律及び条例による地下水採取規制

(ウ) 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号（最終改正：平成30年6月27日法律第67号））では、日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「吹田市建築基準法施行条例」（平成12年3月16日条例第3号（最終改正：平成29年3月31日条例第15号））では、その対象区域及び日影時間（冬至日の真太陽時における午前9時から午後3時まで）を、表4.2.32に示すとおり指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが10mを超える建築物を建築する場合、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号（最終改正：平成30年4月25日法律第22号））による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の20日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部地域環境課ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び日照障害の防止措置について定められている。

表 4.2.32 吹田市の日影規制時間

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	容積率による区域の区分	敷地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	8/10 又は 10/10の区域	3時間	2時間
			15/10の区域	4時間	2.5時間
			20/10の区域	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	15/10の区域	3時間	2時間
			20/10の区域	4時間	2.5時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	20/10の区域	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	—	4時間	2.5時間

出典：「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号（最終改正：平成30年6月27日法律第67号））

「吹田市建築基準法施行条例」（平成12年3月16日条例第3号（最終改正：平成29年3月31日条例第15号））

(ケ) 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さが 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部地域環境課ホームページ）では、近隣住民への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

(ク) 自然環境（動植物、人と自然とのふれあいの場）

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は、表 4.2.33 に示すとおりである。

事業計画地及び周辺地域は、「都市計画法」に基づく千里山西風致地区及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号（最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号））に基づく特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 4.2.33 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法令	地域指定	指定場所
森林法	風致保安林	垂水神社 (0.86ha) 片山神社 (0.48ha) 山田伊射奈岐神社 (0.50ha)
都市計画法	風致地区	千里山東 (約 40ha) 千里山西 (約 88ha) 服部 (約 11ha)

法令	地域指定	期間	面積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域	平成 21 年 11 月 15 日から平成 31 年 11 月 14 日まで	約 3,611ha

なお、吹田市には、下記に示す法令等に基づく地域の指定はない。

- 「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号（最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号））に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- 「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年 3 月 30 日大阪府条例第 2 号（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日大阪府条例第 38 号））に基づく自然環境保全地域及び緑地観光保全地域
- 「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号（最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号））に基づく国立公園及び国定公園の区域
- 「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号（最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号））に基づく緑地保全地区
- 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号（最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号））に基づく近郊緑地保全区域
- 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号（最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号））に基づく鳥獣保護区

(ウ) 景 観

吹田市では、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号（最終改正：平成30年6月8日法律第41号））に基づき、市内全域が景観計画区域として指定されており、一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、擁壁などの工作物、店舗の看板などの屋外広告物などを計画する際には、吹田市との事前協議や届出が必要である。

また、「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日条例第24号）に基づき、市長は景観形成地区又は景観配慮地区（以下「重点地区」という。）を指定することができる。

景観形成地区は、特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いた上で指定され、建築物のデザインや色彩、敷地のしつらえなど地域の特性に合わせた基準が定められて、その基準に基づいて誘導・指導が行われている。平成30年（2018年）11月末現在、景観形成地区として21地区、約96.6haが指定されている。景観配慮地区は、景観上良好な特性を有する地域や景観に特に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定するものであり、地区特有の基準を定めることができる。平成30年（2018年）11月末現在、景観配慮地区として指定された地区はない。なお、重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為は、表4.2.34に示すとおりである。

また、屋外広告物の表示等については、「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

表 4.2.34 重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為

区分	規 模	対象行為
建築物	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが15メートルを超え、又は建築面積が600平方メートルを超えるもの。	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが10メートルを超え、かつ、建築面積が300平方メートルを超えるもの。	
工作物	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に定める工作物。	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物。	
土地	500平方メートル以上のもの。	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

出典：「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日条例第24号）

(エ) 文化財

「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号（最終改正：平成30年6月8日法律第42号））では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成9年3月31日条例第8号（最終改正：平成17年3月22日条例第5号））では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

(8) 環境関連計画等

(a) 第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、計8次にわたり計画を策定し、その推進に努めてきた。その間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成24年3月に「第9次大阪地域公害防止計画」が策定されている。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4.2.35に示すとおりである。

表4.2.35 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町である。 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主要な課題	本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりである。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（平成24年3月、大阪府）

(b) 大阪21世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成8年に「大阪府環境基本条例」（平成6年3月23日条例第5号（最終改正：平成25年3月27日条例第47号））に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してきた。しかし、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号（最終改正：平成30年6月13日法律第45号））、「ダイオキシン類対策特別措置法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取組が進んでいた。

これらの状況を踏まえ、大阪府では、行政計画という位置付けにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成14年3月に「大阪21世紀の環境総合計画」を策定し、10年後の平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」として見直しを行った。

さらに、平成 27 年 6 月には、国の施策等が見直されたのを踏まえ、一部の目標等が見直されている。「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（平成 30 年 7 月改定、大阪府）の概要は、表 4.2.36 に示すとおりである。

表 4.2.36 大阪 21 世紀の新環境総合計画

項 目		概 要
計画の位置付け		豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するものです。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。
計画の期間		長期にわたる期間を見通し、計画の期間は 2020 年度までの 10 年間
計画の対象		<p>◆対象地域 大阪湾を含む大阪府全域</p> <p>◆対象とする環境の範囲 地球温暖化などの地球環境、大気、水、土壌などの環境、生態系、種、遺伝子の多様性の保全・回復などの生物多様性、資源やエネルギーの消費抑制、廃棄物の減量、リサイクルの促進など資源の循環的な利用、騒音、振動、悪臭、熱環境などに係る問題や、潤いと安らぎのある水と緑、景観、歴史的・文化的環境を含む範囲とし、今後、新たな環境問題が生じた場合は、柔軟に対応を検討していくこととします。</p>
2020 年度目標	低炭素・省エネルギー社会の構築	<p>◆温室効果ガス排出量※を 2005 年度比で 7%削減する。 ※電気の排出係数は関西電力株の 2012 年度の値 (0.514kg-CO₂/kWh) を用いて設定</p>
	資源循環型社会の構築	<p>◆資源の循環をさらに促進する。 【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 32 万トン以下とする 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 37 万トン以下とする。</p> <p>◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009 年府民アンケート 34.3%) ・資源物 (ペットボトルや空き缶、古紙等) を分別している府民の割合を概ね 100%にする。 (2009 年府民アンケート 89.4%)</p>
	全てのいのちが共生する社会の構築	<p>◆生物多様性の府民認知度を 70%以上にする。 (2008 年大阪府府民アンケート 16.9%)</p> <p>◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民の割合を倍増する。 (2014 年大阪府府民アンケート 6.0%) ・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに 2,000ha 拡大する。</p>
	健康で安心して暮らせる社会の構築	<p>◆大気環境をさらに改善する。 ・二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。 ・微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境保全目標を達成する。 ・光化学オキシダント濃度 0.12ppm (注意報発令レベル) 未満を目指す。</p> <p>◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。 ・BOD (生物化学的酸素要求量) 3mg/L 以下 (環境保全目標の B 類型) を満たす河川の割合を 8 割にする。</p> <p>◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・底層 DO (溶存酸素量) 5mg/L 以上 (湾奥部は 3mg/L 以上) を達成する。 ・藻場を造成する。(藻場面積 400ha を目指す)</p> <p>◆環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。</p>

出典：「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（平成 23 年 3 月（改定：平成 30 年 7 月）、大阪府）

(c) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）

吹田市では、「吹田市環境基本条例」に基づき、市、事業者、市民が一体となった環境の保全と創造についての取組を進めるため、平成10年8月に「吹田市環境基本計画」を策定した。その後、平成21年度から平成30年度までの計画期間を設定した「吹田市第2次環境基本計画」として平成21年3月に見直しが行われ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

一方、国においては、地球温暖化対策や生物多様性の保全、環境教育など、法整備が進められ、吹田市においてもその対応を進めていく必要が生じた。こうしたなか、持続的な低炭素社会の実現に向け、「吹田市第3次総合計画」やその他関連する条例、個別計画などとの整合を図るとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の中間見直しを行い、平成26年3月に「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」を策定した。

「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」の基本理念は表4.2.37に、同基本計画に定める目標は表4.2.38にそれぞれ示すとおりである。

さらに、吹田市ではより良い環境を目指すために、環境目標を表4.2.39に示すとおり定めている。特に、吹田市が独自に設定している項目及び目標値については、以下のとおりである。

- ①二酸化窒素の目標値を「二酸化窒素に係る環境基準」より厳しい値に設定している。
- ②光化学オキシダントの目標値を非メタン炭化水素の指針値と併せて評価するようにしている。
- ③悪臭の目標を新たに設定している。
- ④吹田市内の河川は、国・大阪府が定める「環境基準」では水域類型が指定されておらず、生活環境項目を評価することができないが、独自に水域類型を指定して評価できるようにしている（事業計画地周辺には、西側にD類型の高川、東側にE類型の正雀川が流れている）。
- ⑤ため池の水質に係る目標について、項目・目標値を独自に定めている。
- ⑥河川の水質特殊項目に係る目標について、項目・目標値を定めている。

表 4.2.37 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）の基本理念

安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する

- ・ 大気、水、土壌等の身近な環境の保全に取り組む
- ・ 生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る
- ・ 快適な都市環境の創造を図る

エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会をめざす

- ・ 節エネ・省エネを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る
- ・ 資源の適正な管理及び循環的な利用を図る

市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

出典：「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年3月、吹田市）

⑦地盤沈下について目標を定めている。

⑧環境騒音（道路に面しない地域）の環境目標の評価時間帯をより厳しくなるように変更している。

⑨建設作業騒音・振動・低周波空気振動について、目標を定めている。

表 4.2.38 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標

分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
エネルギー 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	市域の年間エネルギー消費量 2020 年度までに 【市域】 15.9PJ（ペタジュール） 【家庭部門・市民 1 人当たり】 8.6GJ（ギガジュール） 【業務部門・従業員 1 人当たり】 30.2GJ（ギガジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルや事業活動の転換促進 省エネルギー機器等の導入促進 再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環 資源を大切にす社会システムの形成	市民 1 人当たりごみ排出量（1 日） 2020 年度までに 786 g リサイクル率 2020 年度までに 24.2%	<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制を優先する社会への転換 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 水資源の有効利用と健全な水循環の推進
生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全	環境目標値達成率（大気、騒音、水質） 2020 年度までに 100% （二酸化窒素、一般環境騒音、河川 BOD）	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染防止対策の推進 環境美化の推進 ヒートアイランド対策の推進 日照障害・電波障害対策
みどり みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成	吹田市域の緑被率 2025 年度までに 30% 木々や草花などの緑が多いのでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合 2020 年度までに 62%	<ul style="list-style-type: none"> みどりを継承する みどりを生み出す みどりを活かす 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境 快適な都市環境の創造	まちなみが美しいと感じる市民の割合 2020 年度までに 70%	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくりの推進 自動車に過度に依存しない交通環境整備 環境に配慮した開発事業の誘導
重点プロジェクト	—	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進 ヒートアイランド対策の推進 連携・協働の推進 エコスクールの推進 地域における環境教育の推進

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画－改訂版－」（平成 26 年 3 月、吹田市）

表 4. 2. 39(1) 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（大気）

◆ 大気 [大気汚染・悪臭]

≪吹田市が独自に設定している項目及び目標値≫

- ①二酸化窒素（NO₂）の目標値をより厳しい値に設定している。
- ②光化学オキシダントの目標値を非メタン炭化水素の指針値と併せて評価するようにしている。
- ③悪臭の目標を新たに設定している。

項目	目標値
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

(注) 二酸化窒素の基準値については、上記の基準値を達成できた時点において、1 時間値の 1 日平均値 0.02ppm 以下に向かって努力することとする。

≪環境基準値と同値の環境目標≫

(対象地域/車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域)

項目	目標値
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること。

- (注) 1. ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. トリクロロエチレンの目標値は、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示第 4 号）の一部改正（平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号）に伴い、「1 年平均値が 0.13mg/m³ 以下であること。」とした。

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画—改訂版—」（平成 26 年 3 月、吹田市）

表 4. 2. 39(2) 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（水）

◆ 水

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

(1) 対象水域とその水域類型の指定

吹田市内の河川は、国・大阪府が定める「環境基準」では水域類型が指定されておらず、生活環境項目を評価することができないが、独自に水域類型を指定して評価できるようにしている。

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高川	全域	D	—
正雀川	全域	E	—

(2) ため池

ため池の水質に係る目標について、項目・目標値を独自に定めている。

項目	目標値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	50mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以下
全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

(3) 特殊項目（対象水域/安威川下流・神崎川）

河川の水質特殊項目に係る目標について、項目・目標値を定めている。

項目	目標値
フェノール類	0.01 mg/L 以下
銅	0.05mg/L 以下
亜鉛	0.1 mg/L 以下
溶解性鉄	1.0 mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0 mg/L 以下
全クロム	1.0 mg/L 以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 mg/L 以下

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画—改訂版—」（平成 26 年 3 月、吹田市）

表 4. 2. 39(3) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（水）

◆ 水

《環境基準値と同値の環境目標》

(1) 健康項目（対象水域／全公共用水域）

項目	目標値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。

3 ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「吹田市第2次環境基本計画—改訂版—」（平成26年3月、吹田市）

表 4. 2. 39(4) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（水）

(2) 生活環境項目（対象水域／別表参照）

①BOD等5項目

項目 類型	利用目的の適応性	目標値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—

②水生生物の保全に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

出典：「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年3月、吹田市）

表 4. 2. 39(5) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（水）

（別表）対象水域とその水域類型

水域名	範 囲	該当類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物の 保全に関する 項目類型
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

備考 目標値は、年間平均値とする。

（注）現状において既に基準値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

（注）1 基準値は日間平均値とする（ため池もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（ため池もこれに準ずる）。

3 浮遊物質量については類型ごとに定める水素基準値のほか、景観保全等の観点から「ごみ等の浮遊が認められないこと」とする（ため池もこれに準ずる）。

4 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。

（1）自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

（2）水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

（3）水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用。

（4）工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。

（5）環境保全：市民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度。

出典：「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年3月、吹田市）

表 4. 2. 39(6) 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（地盤）

◆ 地 盤

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

(1) 地盤沈下（対象地域／市内全域）

目 標
地盤沈下を進行させないこと。

《環境基準値と同値の環境目標》

(1) 地下水

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。
 3 ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画－改訂版－」（平成 26 年 3 月、吹田市）

表 4. 2. 39(7) 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（地盤）

(2) 土壌汚染（対象地域／市内全域）

項目	目標値
カドミウム	検液は 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
ひ素	検液は 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下であること。

- (注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
 2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。
 3 ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 4 ダイオキシン類にあつては、基準値が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画—改訂版—」（平成 26 年 3 月、吹田市）

表 4. 2. 39(8) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（騒音・振動）

◆ 騒音・振動

≪吹田市が独自に設定している項目及び目標値≫

(1) 環境騒音（道路に面しない地域）

環境騒音（道路に面しない地域）の環境目標の評価時間帯をより厳しくなるように変更している。

地域の 類型	目標値		対象地域
	昼間 午前7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日午前7時まで	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 建設作業騒音・振動・低周波空気振動

目標	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域 又は場所を除く市内全域

≪環境基準値と同値の環境目標≫

(1) 環境騒音（道路に面しない地域）

地域の 類型	目標値		対象地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(道路に面する地域)

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

出典：吹田市第2次環境基本計画「改訂版一」（平成26年3月、吹田市）

表 4. 2. 39(9) 吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（騒音・振動）

目 標 値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	
<p>上表の基準値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の基準値を達成するように努める。</p> <p>（注）1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <p>（1） 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては、4車線以上の区間に限る。）</p> <p>（2） （1）に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路</p> <p>2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <p>（1） 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m</p> <p>（2） 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m</p> <p>時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。</p> <p>この時間の区分で基準値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での基準値を達成するように努める。</p> <p>（注）1 騒音の評価手法は、等価騒音レベル（LAeq）によるものとする。</p> <p>2 この基準値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p>	

出典：吹田市第2次環境基本計画「改訂版」 （平成26年3月、吹田市）

表 4. 2. 39(10) 吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める目標値（騒音・振動）

(2) 航空機騒音		
地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル (Lden) による。

(3) 新幹線鉄道騒音		
地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(4) 鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）

目標値	対象地域
80dB 以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

(注) 1 この基準値は暫定基準値とする。
 2 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に定めるところによる。

出典：「吹田市第 2 次環境基本計画－改訂版－」（平成 26 年 3 月、吹田市）

(d) 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

吹田市では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）に基づき、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成9年3月に策定した「いきいき吹田みどりの基本計画」を平成23年3月に改定し、「吹田市第2次みどりの基本計画」を策定している。さらに、計画策定から5年が経過したことから、みどりの量の増減や施策などの進捗状況を把握・評価し、平成28年8月に「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」を策定している。

「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は、「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを生かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という4つの分類で整理したみどりの課題に対応するため、図4.2.6に示すとおり設定されている。



出典：「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）

図4.2.6(1) 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

基本方針 3

みどりを 活かす

生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める

今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。

今ある公園・緑地を充実する

今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。

人と地域を育む場としてみどりを活かす

身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。

基本方針 4

市民参画・協働 により、みどりの まちづくりを 進める

市民参画・協働を支える仕組みをつくる

効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。

市民参画・協働による取組を進める

みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

出典：「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）

図 4.2.6(2) 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

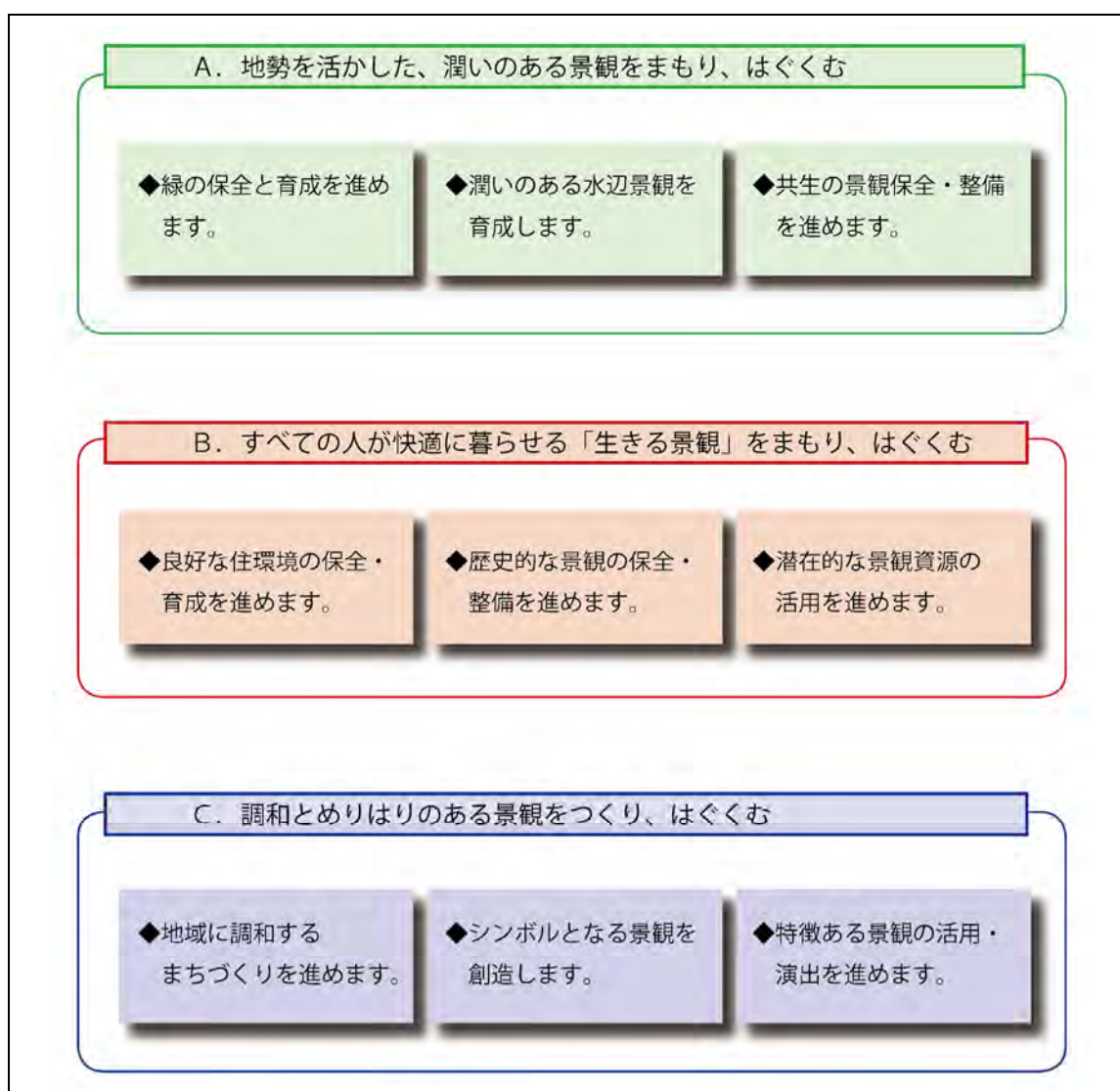
(e) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり、地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成5年に「吹田市都市景観形成基本計画」が策定された。

その後、環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、近年の各地での市民活動の高まりなど、総合的なまちづくりのなかで景観形成を考えていくことが必要とされ、平成16年には国の法律として「景観法」が制定された。

以上のようなことから、「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、地域らしさと潤いある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家及び行政の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして平成19年3月に「吹田市景観まちづくり計画」が策定された。

「吹田市景観まちづくり計画」における基本目標は、図4.2.7に示すとおりである。



出典：「吹田市景観まちづくり計画」（平成19年3月、吹田市）

図4.2.7 吹田市景観まちづくり計画の基本目標

4.2.2 自然条件

(1) 気象

吹田市は、瀬戸内海式気候に属する温和な気候となっている。

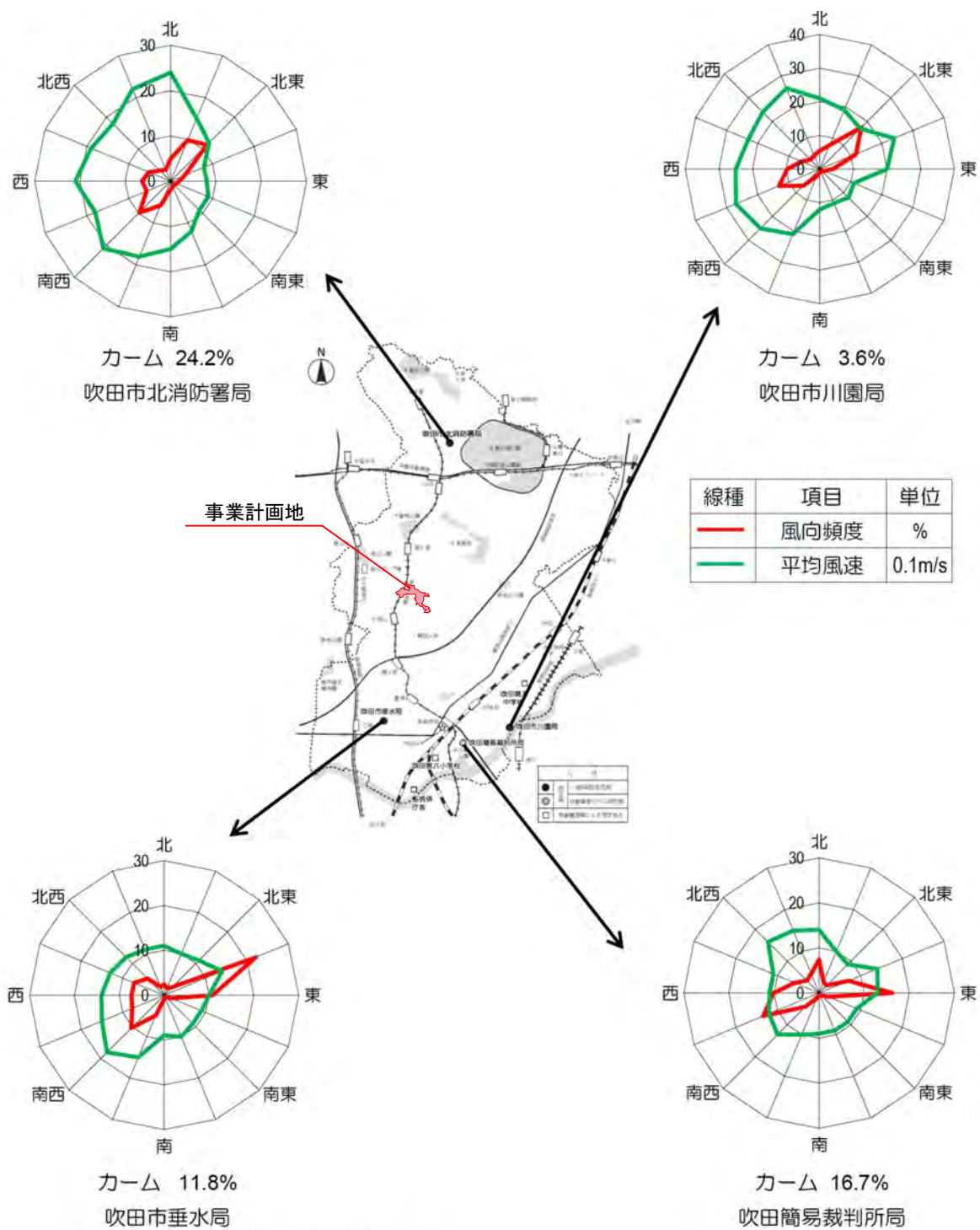
吹田市西消防署（江坂町1丁目21番6号）において観測された平成29年度の気象の状況は、表4.2.40に示すとおりであり、年平均気温は16.7℃、年平均湿度は62.6%、年平均風速は1.9m/s、年間降水量は1,117.5mmとなっている。

また、吹田市内の大気環境測定局における風配図（平成28年度）は、図4.2.8に示すとおりであり、事業計画地に比較的近い吹田市垂水局では東北東の風が、吹田市北消防署局では北東及び南西の風がそれぞれ卓越している。

表 4.2.40 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水総量 (mm)
	平 均	最 高	最 低			
平成25年	17.0	39.0	-1.3	60.5	2.5	1,370.0
平成26年	16.6	37.0	-0.3	61.1	2.5	1,177.0
平成27年	17.0	38.2	-1.0	63.8	2.3	1,450.0
平成28年	17.6	38.9	-4.3	63.9	1.9	1,484.5
平成29年	16.7	39.2	-1.9	62.6	1.9	1,117.5
1 月	5.8	14.2	-1.9	64.1	1.8	32.0
2 月	6.0	16.2	-0.3	62.5	1.8	38.5
3 月	9.0	18.6	1.0	55.2	1.9	41.0
4 月	15.6	25.5	5.0	58.4	2.0	97.0
5 月	21.2	30.1	11.5	54.8	2.0	62.5
6 月	22.9	34.1	15.0	58.6	1.9	157.0
7 月	28.9	36.6	22.8	69.9	2.1	68.0
8 月	29.4	39.2	22.7	64.3	2.3	106.5
9 月	24.4	33.9	16.4	63.5	1.9	123.5
10 月	18.4	29.6	9.0	74.7	2.0	327.5
11 月	12.4	23.2	4.1	64.5	1.4	39.0
12 月	6.7	15.1	0.9	60.7	1.8	25.0

出典：「吹田市統計書 平成29年（2017年）版」（平成30年（2018年）3月、吹田市）



(注) カームとは、風速が0.4m/s以下をいう。
 出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成30年版（2018年版） 資料編」
 （平成30年（2018）12月、吹田市）

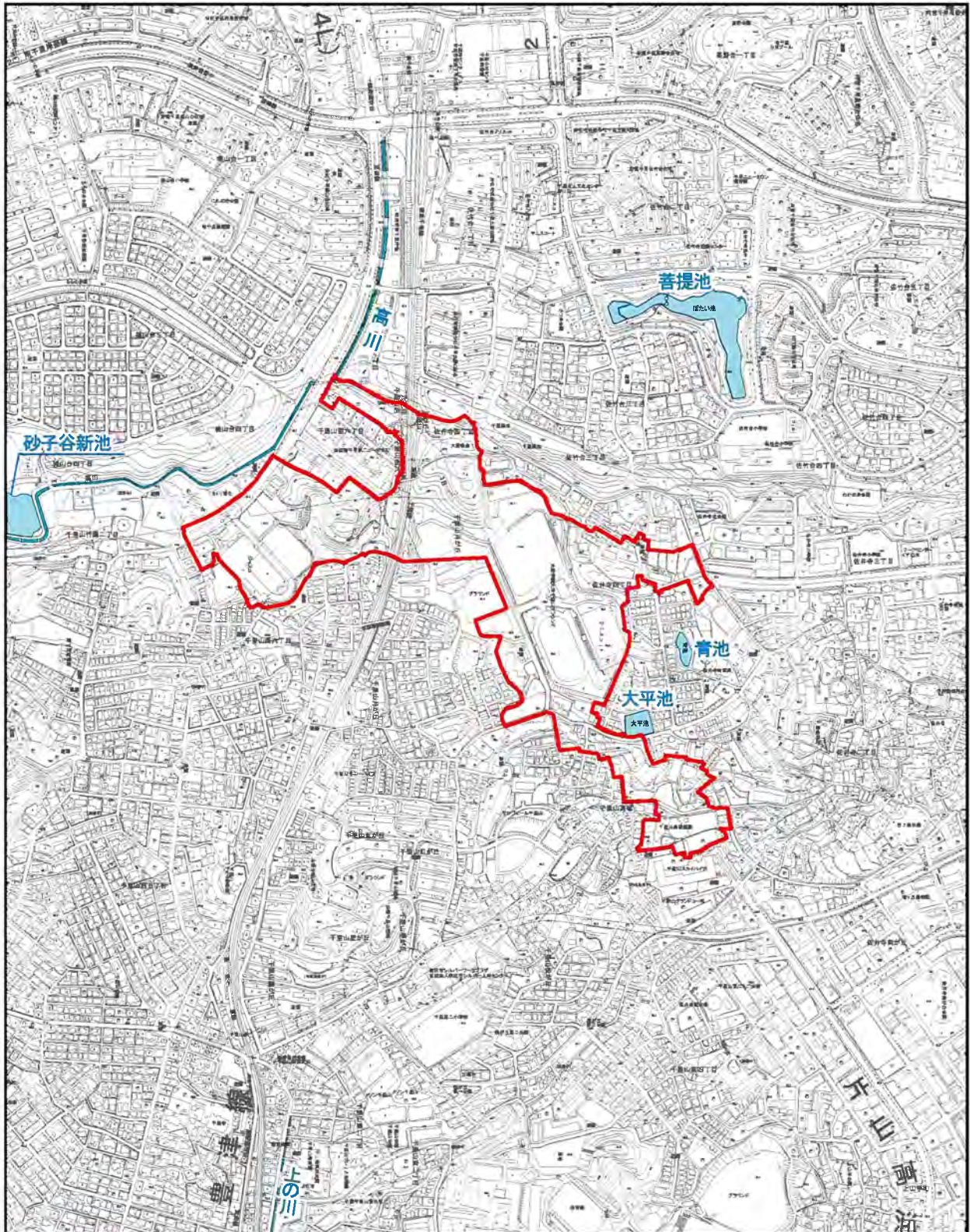
図 4.2.8 吹田市内における風配図（平成28年度）

(2) 水 象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は、図 4.2.9 に示すとおりである。

事業計画地の西側には高川、南側には上の川が流れており、それぞれ神崎川へ合流している。

また、事業計画地の周辺には、ため池が点在しており、事業計画地の南東側には太平池及び青池、北側には菩提池、北西側には砂子谷新池がある。



凡例

- 事業計画地
- 河川
- ため池等

出典：「河川・水路の水質について」（吹田市ホームページ）
「ため池の水質について」（吹田市ホームページ）

N
↑

1:10,000

0 100 200 300 400 500m

図 4.2.9 事業計画地周辺における河川等の状況

(3) 地 象

(a) 地 形

吹田市の地形は、大きく丘陵地・台地・低地などに分類され、丘陵地は標高約 20～100m のなだらかな地形で全体的に南東に向かって低くなっている。この丘陵地は、千里丘陵と呼ばれ、市域の中央部以北の広い範囲に分布している。台地は砂礫台地に分類され、丘陵地南東部の J R 東海道本線沿いなどに帯状に分布している。低地は、南部地域に広がり、扇状地や三角州が江坂・垂水町以南と神崎川及び J R 東海道本線以南と神崎川の間に広がっている。

事業計画地周辺における地形の状況は、図 4.2.10 に示すとおりであり、事業計画地は小起伏丘陵地に位置する。

(b) 地 質

吹田市の地質は、全体として大阪層群が緩やかに東に向かって傾斜している。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰などが繰り返して重なってできたものである。丘陵部の下には、神戸層群が大阪層群に覆われて分布している。この地層は、地域の基盤を形成する地層で、約 2000 万年前に堆積し、固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などにより構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は、図 4.2.11 に示すとおりであり、事業計画地の表層地質は「砂礫および泥」又は「礫（低位）」で構成されている。



- 事業計画地
- 小起伏丘陵地
- 扇状地性低地



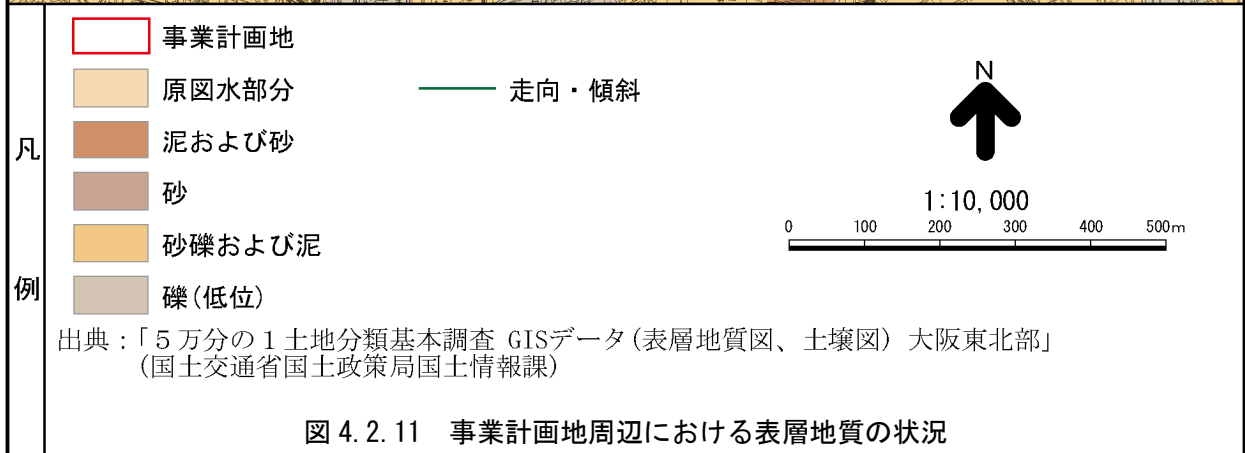
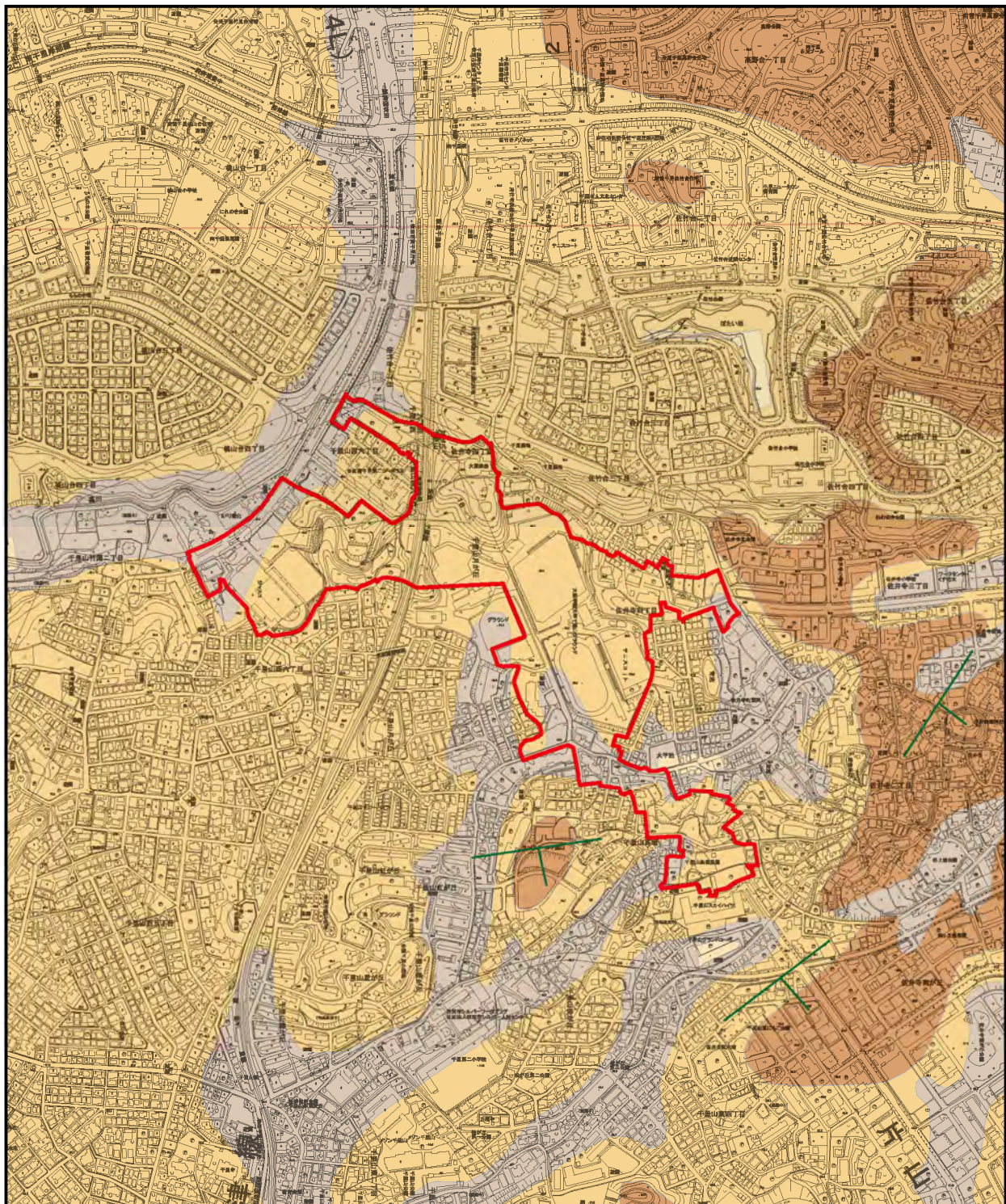
1:10,000

0 100 200 300 400 500m

凡例

出典：「20万分の1土地分類基本調査 GISデータ 大阪」（国土交通省国土政策局国土情報課）

図 4.2.10 事業計画地周辺における地形の状況



4.2.3 環境の概況

(1) 大気汚染

吹田市では、大気汚染防止法及び吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に基づき、市内5ヵ所（一般環境大気測定局：3局、自動車排ガス測定局：1局、移動観測車局：1局）において、大気汚染物質の測定が行われている。

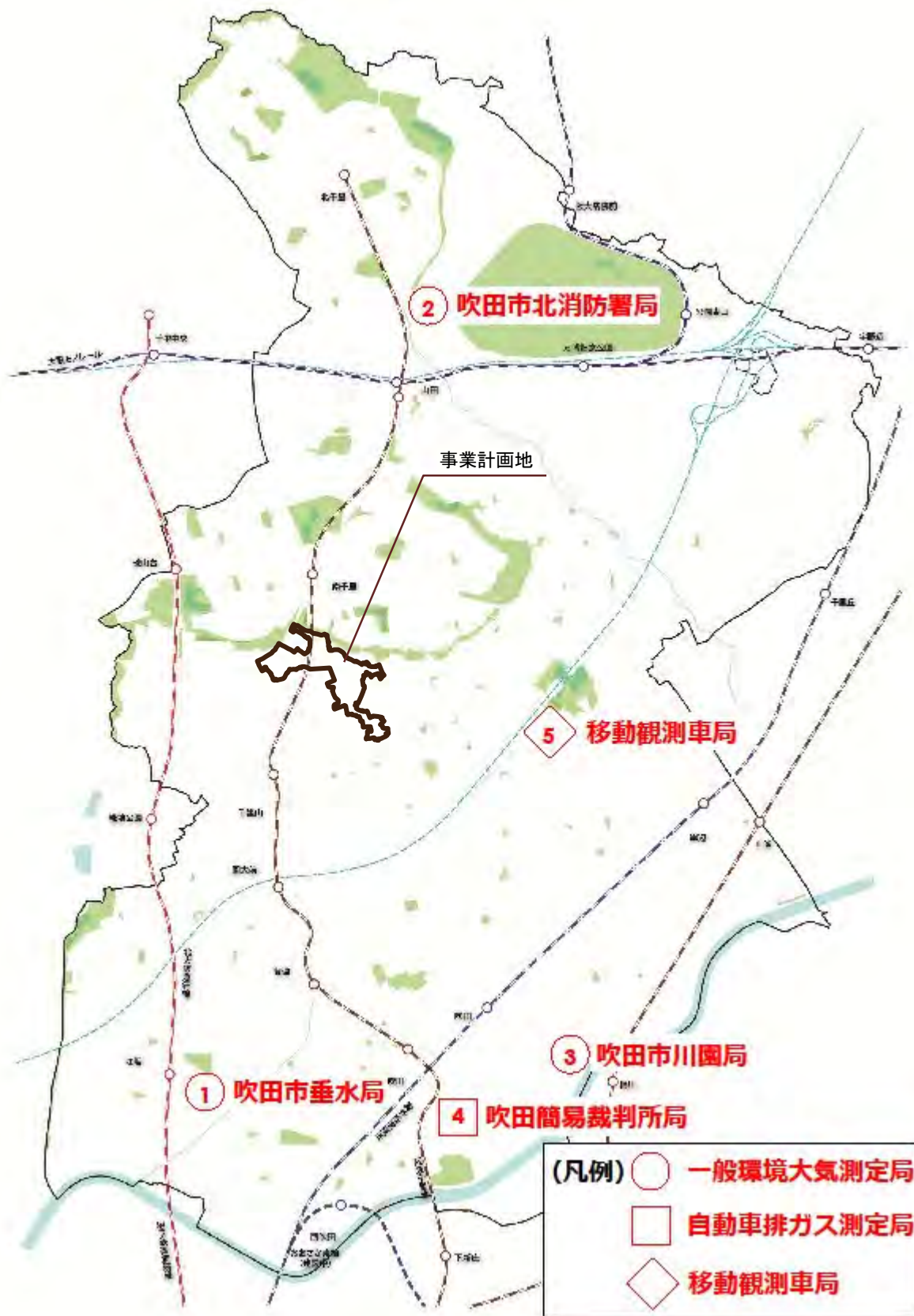
大気環境測定局における測定項目は表4.2.41に、測定局の位置は図4.2.12にそれぞれ示すとおりである。

表4.2.41 吹田市内における大気環境測定局と測定項目

測定項目	一般環境大気測定局			自動車排出 ガス測定局	移動観測車局
	吹田市 垂水局	吹田市 北消防署局	吹田市 川園局	吹田簡易 裁判所局	
二酸化硫黄	—	○	○	○	—
窒素酸化物 (二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	—	○	—
光化学オキシダント	○	○	○	—	○
一酸化炭素	—	—	—	○	—
炭化水素 〔非メタン炭化水素・全炭 化水素〕	—	○	—	○	○
有害大気汚染物質	—	○	—	○	—
ダイオキシン類	○	○	○	○	—
風向・風速	○	○	○	○	—
温度・湿度	○	○	—	—	—
日射量	—	○	—	—	—

(注) 「○」は測定を実施している項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

出典：「環境監視 大気について（平成29年度）」（吹田市ホームページ）



出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度） 大気環境測定局位置図」（吹田市ホームページ）

図 4.2.12 大気環境測定局の位置

(a) 大気環境測定局の測定結果

(7) 窒素酸化物

吹田市内の大気環境測定局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.42 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.43 に、一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果は表 4.2.44 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（平成 25 年度～29 年度）における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.012～0.020ppm となっており、全ての測定局において横ばい傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、二酸化窒素濃度の日平均値の年間 98%値が 0.032～0.039ppm、日平均値が 0.06ppm を超えた日はなく、環境基準¹⁾及び吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）に定める環境目標（以下「吹田市の環境目標」という。二酸化窒素の吹田市の目標値は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。）を達成している。

また、平成 29 年度の一酸化窒素濃度の年平均値は 0.003～0.012ppm、窒素酸化物濃度の年平均値は 0.018～0.031ppm となっており、窒素酸化物のうち二酸化窒素の割合は 60.4～85.1%となっている。

表 4.2.42 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

（単位：ppm）

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市垂水局	0.018	0.017	0.016	0.015	0.016
吹田市北消防署局	0.014	0.013	0.012	0.012	0.014
吹田市川園局	0.016	0.016	0.016	0.016	0.016
吹田簡易裁判所局	0.020	0.019	0.020	0.019	0.019

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.43 二酸化窒素濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98% 値	国の環境基準を達成できなかった日数 ^(注)
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	356	8,493	0.016	0.071	0	3	0.038	0
吹田市北消防署局	362	8,645	0.014	0.063	0	1	0.032	0
吹田市川園局	364	8,644	0.016	0.073	0	4	0.038	0
吹田簡易裁判所局	358	8,599	0.019	0.072	0	6	0.039	0

(注) 国の二酸化窒素に係る環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から 98%に相当する日平均値（「日平均値の年間 98%値」という。）で評価することとされており、この値が 0.06ppm 以下の場合、環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4.2.43 (注) 参照

表 4.2.44 一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO _x)			
			年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	356	8,493	0.004	0.125	0.024	0.020	0.182	0.059	79.8
吹田市北消防署局	362	8,645	0.004	0.123	0.021	0.018	0.173	0.050	77.9
吹田市川園局	364	8,644	0.003	0.156	0.022	0.019	0.208	0.057	85.1
吹田簡易裁判所局	358	8,599	0.012	0.226	0.048	0.031	0.287	0.086	60.4

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(イ) 二酸化硫黄

吹田市内の大気環境測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.45 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.46 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（平成 25 年度～29 年度）における二酸化硫黄濃度の年平均値は、0.002～0.005ppm となっており、全ての測定局においておおむね横ばいの傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が 0.04ppm を超えた日及び 1 時間値が 0.1ppm を超えた時間はなく、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2% 除外値は 0.004～0.009ppm となっており、長期的評価¹⁾でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.45 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：ppm)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市垂水局	0.004	0.004	0.003	—	—
吹田市北消防署局	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002
吹田市川園局	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005
吹田簡易裁判所局	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002

(注) 吹田市垂水局の二酸化硫黄濃度の測定は、平成 27 年度まで行われていた。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4.2.46 (注) 参照

表 4.2.46 二酸化硫黄濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	有・無	日
吹田市北消防署局	364	8,662	0.002	0.013	0	0	0.004	無	0
吹田市川園局	363	8,703	0.005	0.018	0	0	0.009	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,674	0.002	0.023	0	0	0.007	無	0

(注) 二酸化硫黄による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた1時間値(0.1ppm以下)又は日平均値(0.04ppm以下)に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値(年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(ウ) 浮遊粒子状物質

吹田市内の大気環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.47 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.48 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間(平成 25 年度～29 年度)における浮遊粒子状物質濃度の年平均値は、0.014～0.021mg/m³ となっており、平成 27 年度まではやや増加傾向がみられるが、平成 27 年度以降は横ばい又はやや減少傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日及び 1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間はなく、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2%除外値は 0.036～0.040mg/m³ となっており、長期的評価¹⁾でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.47 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：mg/m³)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市垂水局	0.015	0.014	0.019	0.017	0.018
吹田市北消防署局	0.015	0.014	0.017	0.015	0.014
吹田市川園局	0.014	0.014	0.019	0.018	0.017
吹田簡易裁判所局	0.018	0.021	0.020	0.017	0.018

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4.2.48 (注) 参照

表 4. 2. 48 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	日	%	時間	%	mg/m ³	有・無	日
吹田市垂水局	350	8,408	0.018	0.076	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0
吹田市北消防署局	363	8,697	0.014	0.074	0	0.0	0	0.0	0.036	無	0
吹田市川園局	355	8,525	0.017	0.074	0	0.0	0	0.0	0.039	無	0
吹田簡易裁判所局	361	8,683	0.018	0.091	0	0.0	0	0.0	0.040	無	0

(注) 1. 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

(1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた 1 時間値(0.20mg/m³以下)又は日平均値(0.10 mg/m³以下)に個々に照らして評価する。

(2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2% 除外値(年間の日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が 0.10 mg/m³ を超えず、かつ日平均値が 0.10 mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

2. 測定方法は、ベータ線吸収法。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(I) 微小粒子状物質（PM2.5）

吹田市内の大気環境測定局における微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表 4. 2. 49 に、平成 29 年度の測定結果は表 4. 2. 50 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（平成 25 年度～29 年度）における微小粒子状物質濃度の年平均値は、10.9～19.6 μg/m³ となっており、平成 28 年度までは減少傾向がみられるが、平成 28 年度以降はやや増加傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、全ての測定局において日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m³ 以下となっており、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、年平均値は 12.4～15.4 μg/m³ となっており、長期的評価¹⁾では一般大気環境測定局の吹田市北消防署局の測定結果は環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4. 2. 49 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：μg/m³)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市北消防署局	16.0	14.5	12.4	10.9	12.4
吹田簡易裁判所局	19.6	17.6	15.2	14.3	15.4

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4. 2. 50 (注) 参照

表 4.2.50 微小粒子状物質濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準及び目標値の達成状況	
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	日	長期	短期
吹田市北消防署局	362	8,692	12.4	30.6	2	0.6	0	○	○
吹田簡易裁判所局	362	8,695	15.4	35.0	6	1.7	0	×	○

(注) 微小粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 1日平均値の年間98%値を環境基準及び目標値として定められた1日平均値(35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素は、主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局において測定が行われている。一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.51 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.52 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（平成 25 年度～29 年度）における一酸化炭素濃度の年平均値は、0.3～0.4ppm となっており、横ばいの傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日はなく、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価¹⁾で環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。また、日平均値の 2% 除外値は 0.7ppm となっており、長期的評価¹⁾でも環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

表 4.2.51 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：ppm)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田簡易裁判所局	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4.2.52 (注) 参照

表 4.2.52 一酸化炭素濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		8 時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準及び目標値の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	%	回	%	ppm	有・無	日
吹田簡易裁判所局	361	8,651	0.3	2.1	0	0.0	0	0.0	0.7	無	0

(注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を環境基準及び目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

(1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準及び目標値として定められた8時間値(20ppm以下)又は日平均値(10ppm以下)に個々に照らして評価する。

(2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値(年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超えず、かつ日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準及び目標値を達成したと評価される。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(カ) 光化学オキシダント

(i) 光化学オキシダント

吹田市内の大気環境測定局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化は表 4.2.53 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.54 にそれぞれ示すとおりである。

過去 5 年間（平成 25 年度～29 年度）における光化学オキシダント濃度の年平均値は、0.031～0.036ppm となっており、全ての測定局において横ばい又はやや増加傾向を示している。

平成 29 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が、吹田市垂水局で 543 時間、吹田市北消防署局で 524 時間、吹田市川園局で 452 時間となっており、全ての測定局において環境基準¹⁾及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成していない。

表 4.2.53 光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：ppm)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市垂水局	0.033	0.033	0.034	0.035	0.036
吹田市北消防署局	0.034	0.034	0.036	0.035	0.035
吹田市川園局	0.031	0.034	0.034	0.034	0.034

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(注) 1. 表 4.2.54 (注) 参照

表 4.2.54 光化学オキシダント濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を超 えた日数と時間 数		昼間の 1 時間値 が 0.12ppm 以上 の日数と時間数		昼間の 1 時間 値の最 高値	昼間の日 最高 1 時 間値の年 平均値
	日	時間	ppm	日	時間	回	時間	ppm	ppm
吹田市垂水局	365	5,433	0.036	99	543	0	0	0.111	0.051
吹田市北消防 署局	365	5,431	0.035	97	524	0	0	0.112	0.051
吹田市川園局	365	5,413	0.034	91	452	0	0	0.109	0.050

(注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯である。
2. 環境基準及び目標値は、昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(ii) 非メタン炭化水素

吹田市内の大気環境測定局における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6～9時）の経年変化は表 4.2.55 に、平成 29 年度の測定結果は表 4.2.56 にそれぞれ示すとおりである。

過去5年間（平成 25 年度～29 年度）における非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6～9時）は、0.11～0.33ppmC となっており、全ての測定局において横ばい又は減少傾向を示している。また、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が、一般環境大気測定局である吹田市北消防署局よりも高い濃度で推移している。

平成 29 年度の測定結果では、午前6～9時の3時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数が、吹田市北消防署局で4日、吹田簡易裁判所局で58日となっており、全ての測定局において吹田市の環境目標（午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。）を達成していない。

表 4.2.55 非メタン炭化水素濃度の年平均値（午前6～9時）の経年変化（平成 25 年度～29 年度）

(単位：ppmC)

測定局	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
吹田市北消防署局	0.13	0.13	0.12	0.11	0.12
吹田簡易裁判所局	0.31	0.33	0.29	0.23	0.19

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

表 4.2.56 非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成 29 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値(ppmC)		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	最高値	最低値	日	%	日	ppm
吹田市北消防署局	8,511	0.11	0.12	361	0.37	0.00	43	11.9	4	1.1
吹田簡易裁判所局	8,540	0.15	0.19	360	0.61	0.01	134	37.2	58	16.1

(注) 指針値：非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。

ただし、3時間のうち1時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）

(キ) 有害大気汚染物質

「環境監視 大気について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度は、吹田市北消防署局（一般環境大気測定局）及び吹田簡易裁判所局（自動車排出ガス測定局）において、有害大気汚染物質である 21 物質の測定が行われている。このうち、環境基準及び吹田市の環境目標が定められている 4 項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標（目標値は環境基準と同値）を達成している。

(ク) ダイオキシン類

「環境監視 ダイオキシン類について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度は吹田市内の一般環境大気測定局（吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局）及び自動車排出ガス測定局（吹田簡易裁判所局）において、大気中のダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての測定局において環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

(b) 発生源の状況

吹田市における「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙等の発生工場・事業場及び施設数は、表 4.2.57～4.2.58 に示すとおりである。

表 4.2.57 大気汚染防止法に基づく工場・事業場及び施設数（平成 29 年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15 (80)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	16
事業場数	113 (375)	2 (2)	0 (0)	1 (3)	115
計	128 (455)	3 (4)	0 (0)	1 (3)	131

(注) () 内は施設数。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」（平成 30 年（2018 年）12 月、吹田市）

表 4.2.58 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場及び施設数（平成 29 年度）

	ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2 (9)	7 (28)	6 (94)	9 (41)	0 (0)	13
事業場数	1 (1)	6 (10)	32 (101)	0 (0)	0 (0)	38
計	3 (10)	13 (38)	38 (195)	9 (41)	0 (0)	51

(注) () 内は施設数。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」
（平成 30 年（2018 年）12 月、吹田市）

(c) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.59 に示すとおりであり、平成 29 年度は苦情受付件数が 33 件、処理件数が 24 件となっている。

表 4.2.59 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

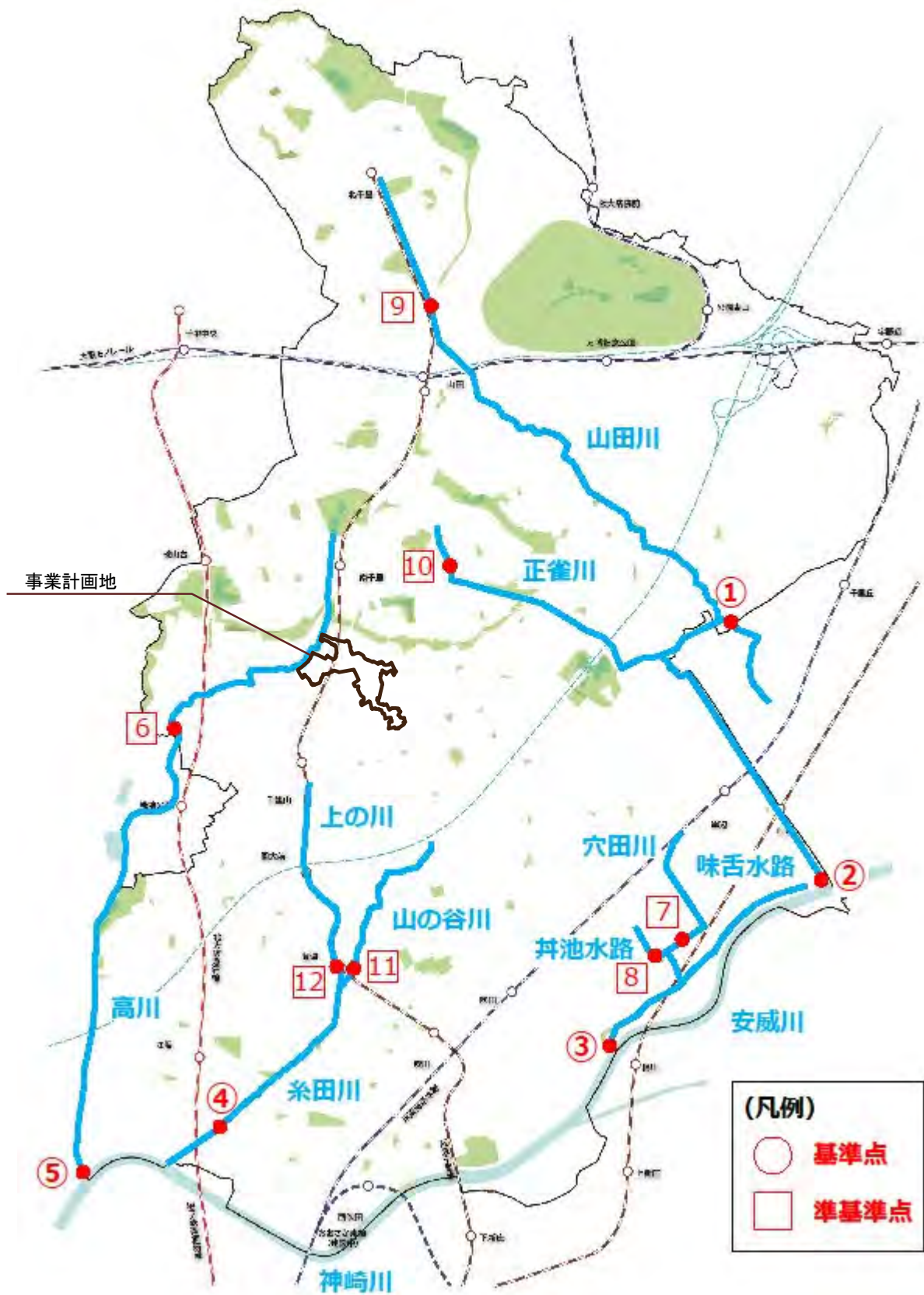
	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成 25 年度	53	42
平成 26 年度	68	64
平成 27 年度	58	51
平成 28 年度	27	25
平成 29 年度	33	24

(注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年（2017 年）版」（平成 30 年（2018 年）3 月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」
（平成 30 年（2018 年）12 月、吹田市）

(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川・水路、ため池及び地下水の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。河川・水路及びため池の調査地点の位置は、図 4.2.13～4.2.14 に示すとおりである。



出典：「河川・水路の水質について（平成 29 年度） 河川・水路測定地点位置図」（吹田市ホームページ）

図 4.2.13 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池の水質について（平成 29 年度） ため池測定地点位置図」（吹田市ホームページ）

図 4.2.14 ため池の水質調査地点

(a) 公共用水域の測定結果

(7) 人の健康に係る項目

「環境監視 河川・水路の水質について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（基準点 5 地点）で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

(イ) 生活環境に係る項目

河川・水路（12 地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.60 に示すとおりである。

平成 29 年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が 31.3%、生物化学的酸素要求量が 95.8%、浮遊物質量が 100%、溶存酸素量が 100%となっている。

表 4.2.60 河川・水路における環境目標達成率の推移

(単位：%)

年度	項目 水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	測定地点数
平成 25 年度	30.0	98.0	100	100	13 地点
平成 26 年度	14.0	96.0	100	100	13 地点
平成 27 年度	14.6	97.9	100	100	12 地点
平成 28 年度	35.4	91.7	100	100	12 地点
平成 29 年度	31.3	95.8	100	100	12 地点

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」
（平成 30 年（2018）12 月、吹田市）

(ウ) 特殊項目

特殊項目については、吹田市第 2 次環境基本計画（改訂版）において吹田市の環境目標が定められており、その対象水域は安威川下流及び神崎川となっている。

「平成 28 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（平成 30 年 3 月、大阪府）によると、平成 28 年度の吹田市域及びその周辺水域における特殊項目の調査結果は、表 4.2.61 に示すとおりであり、吹田市内の安威川下流の新京阪橋における特殊項目の調査結果は吹田市の環境目標を達成している。また、大阪府域の神崎川の新三国橋における特殊項目の調査結果は、吹田市の目標値と比べてもこれを下回っている。

さらに、その他の河川については、吹田市の環境目標は設定されていないものの、基準点 5 地点で調査が行われている。平成 29 年度の特特殊項目の調査結果は表 4.2.62 に示すとおりであり、吹田市の目標値と比べてもこれを下回っている。

表 4.2.61 安威川下流及び神崎川における特殊項目の測定結果（平成 28 年度）

（単位：mg/L）

項目	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	N.D	N.D	0.01mg/L 以下
フェノール類	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
溶解性鉄	<0.08	<0.08	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	<0.01	0.05	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.02	0.02	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	0.12	0.47	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	3.2	2.0	—
亜硝酸性窒素	0.04	0.05	—
りん酸性りん	0.28	0.16	—

- (注) 1. 測定結果は、年間平均値である。
 2. 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定められている。
 3. 神崎川については吹田市内の調査地点がないため、吹田市に隣接する大阪市内の神崎川（新三国橋）の測定値を参考として記載している。

出典：「平成 28 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（平成 30 年 3 月、大阪府）

表 4.2.62 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.01mg/L 以下
フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
銅	0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.005	0.05mg/L 以下
溶解性鉄	0.13	<0.08	<0.08	<0.08	0.10	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	0.02	1.0mg/L 以下
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.11	0.21	0.04	0.12	0.07	0.5mg/L 以下
アンモニア性窒素	<0.04	0.71	0.05	0.04	0.12	1.0mg/L 以下
硝酸性窒素	0.35	7.8	0.695	1.195	0.52	—
亜硝酸性窒素	<0.04	0.285	<0.04	0.06	<0.04	—
りん酸性りん	0.005	0.26	0.0455	0.032	0.030	—

- (注) 1. 測定結果は、年間平均値である。
 2. 目標値は、吹田市の環境目標として安威川下流及び神崎川を対象水域として定められており、基準点 5 地点については吹田市の環境目標は設定されていないが参考として記載している。

出典：「環境監視 河川・水路の水質について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）より作成

(I) ダイオキシン類

「環境監視 ダイオキシン類について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度は河川・水質調査地点の基準点 5 地点においてダイオキシン類濃度の測定が行われており、全ての調査地点で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

(b) ため池の現況

(7) 人の健康に係る項目

「環境監視 ため池の水質について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度の健康項目の測定結果は、全ての調査地点（7 地点）で吹田市の環境目標を達成している。

(イ) 生活環境に係る項目

ため池（14 地点）における吹田市の環境目標の達成率の推移は、表 4.2.63 に示すとおりである。

平成 29 年度の環境目標達成率は、水素イオン濃度が 74.5%、化学的酸素要求量が 65.5%、浮遊物質量が 94.5%、溶存酸素量が 98.2%、全窒素が 92.9%、全りんが 92.9%となっている。

表 4.2.63 ため池における環境目標達成率の推移

(単位：%)

項目 年度	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
平成25年度	72.6	48.4	93.5	98.4	87.5	93.8
平成26年度	75.0	67.6	98.5	92.6	94.1	94.1
平成27年度	69.5	67.8	96.6	96.6	93.3	93.3
平成28年度	76.8	73.2	96.4	96.4	92.9	92.9
平成29年度	74.5	65.5	94.5	98.2	92.9	92.9

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」
（平成 30 年（2018 年）12 月、吹田市）

(c) 地下水の現況

吹田市では、市域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために、市内 10 ヲ所の井戸において概況調査が行われている。「環境監視 地下水の水質について（平成 29 年度）」（吹田市ホームページ）によると、平成 29 年度の測定結果は全ての井戸で吹田市の環境目標を達成している。

(d) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は、表 4.2.64 に示すとおりであり、水質汚濁防止法対象が 85 ヲ所、瀬戸内海環境保全特別措置法対象が 7 ヲ所、府条例対象が 2 ヲ所となっている。

表 4.2.64 特定（届出）工場・事業場数（平成 29 年度）

業 種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府生活 環境の保全 等に関する 条例	計	規制対象 工場・ 事業場数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1	1
	化学工業		4	1	5	5
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		1 (1)		1	
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小 計	4	9 (1)	2	15	11
そ の 他	洗たく業		13 (7)		13	8
	自動式車両洗浄施設		28 (25)		25	
	旅館業	1 (1)	2 (2)		3	
	試験・研究機関		16 (8)		16	14
	し尿処理施設	1 (1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6 (4)		6	6
	その他	1	6 (4)		9	5
	小 計	3 (2)	73 (51)		75	36
指定地域特定施設			3 (2)		2	
合 計		7 (2)	85 (54)	2	92	47

(注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。
2. () は分流式下水道接続事業所数で内数である。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 30 年版（2018 年版） 資料編」
（平成 30 年（2018 年）12 月、吹田市）

(e) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.65 に示すとおりであり、平成 29 年度は苦情受付件数が 2 件、処理件数が 1 件となっている。

表 4.2.65 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数 (件)	処理件数 (件)
平成 25 年度	8	7
平成 26 年度	3	2
平成 27 年度	4	2
平成 28 年度	4	3
平成 29 年度	2	1

(注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成29年（2017年）版」（平成30年（2018年）3月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）平成30年版（2018年版） 資料編」
（平成30年（2018年）12月、吹田市）

(3) 騒音

(a) 環境騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第2次環境基本計画に基づき、地域の環境騒音を把握するため、3ヵ年かけて市内50地点の一般地域（道路に面しない地域）の騒音の調査を行っている。

平成29年度における測定値について、吹田市が独自に設定している環境目標（昼間が午前7時から午後9時までの間、夜間が午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分での目標値）との適合状況は、表4.2.66に示すとおりである。平成29年度では、市内50地点のうち43地点で昼間・夜間ともに吹田市が独自に設定している環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A及びB地域では昼間・夜間ともに適合率が90%程度と高くなっているが、C地域では夜間の適合率が71%であり、昼間の100%と比較して低くなっている。全域では、1日の適合率は86%となっている。

また、環境基準値と同値の環境目標との適合状況は、表4.2.67に示すとおりである。平成29年度では、市内50地点のうち45地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。地域の類型別にみると、A及びB地域では昼間・夜間ともに適合率が90%以上と高くなっているが、C地域では夜間の適合率が86%であり、昼間の100%と比較して低くなっている。また、全域では、1日の適合率は90%となっている。

表4.2.66 環境騒音に係る吹田市が独自に設定している環境目標との適合状況

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 7:00～ 21:00	適合率 (%)	夜間 21:00～ 7:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住 居専用地域	25	22	88	21	84	21	84
	小計	32	29	91	28	88	28	88
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	11	10	91	10	91	10	91
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	2	67	2	67
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	5	71	5	71
合計		50	46	92	43	86	43	86

(注) 平成20年度から調査方法を見直し、5年間で2回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータである。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について」（吹田市ホームページ）

表 4. 2. 67 環境騒音に係る環境基準値と同値の環境目標との適合状況

地域の 類型	用途地域	調査 地点 数	適合していた調査地点数					
			昼 間 6:00～ 22:00	適合率 (%)	夜 間 22:00～ 6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第1種低層住居専用 地域	7	7	100	7	100	7	100
	第1・2種中高層住 居専用地域	25	22	88	23	92	22	88
	小 計	32	29	91	30	94	29	91
B	第1種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第2種住居地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	11	10	91	10	91	10	91
C	近隣商業地域	2	2	100	1	50	1	50
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	6	86	6	86
合 計		50	46	92	46	92	45	90

(注) 平成 20 年度から調査方法を見直し、5 年間で 2 回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年
度未調査分は前年度までのデータである。

出典：「環境監視 一般地域（道路に面しない地域）の環境騒音について」（吹田市ホームペ
ージ）

(b) 道路交通騒音

吹田市では、騒音規制法及び吹田市第 2 次環境基本計画に基づき、道路交通騒音の影響を把握す
るため、3 カ年かけて市内の高速道路、府道など 26 路線（38 地点）の騒音の調査を行っている。

平成 29 年度における測定値について、吹田市の環境目標との適合状況は、表 4. 2. 68 に示すと
おりであり、28 地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。

表 4. 2. 68 道路交通騒音に係る環境目標適合状況

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国 道	2	8	5	3	3
府 道	12	14	14	14	14
市 道	9	9	5	5	5
計	26	38	30	28	28

(注) 1. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する調査対象は、19 路線（31 地点）である。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間の特例を適用する場合の環境目標は、以下のとおりである。
昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル

出典：「環境監視 道路に面する地域の騒音（道路交通騒音）について」
（吹田市ホームページ）

(c) 発生源の状況

「すいたの環境 平成30年版（2018年版）」（平成30年（2018）12月、吹田市）によると、平成29年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が239カ所、府条例対象が271カ所となっている。

(d) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表4.2.69に示すとおりであり、平成29年度は苦情受付件数が126件、処理件数が85件となっている。

表 4.2.69 騒音に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成25年度	104	71
平成26年度	83	49
平成27年度	94	50
平成28年度	107	58
平成29年度	126	85

（注）過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成29年（2017年）版」
（平成30年（2018年）3月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）平成30年版（2018年版）
資料編」（平成30年（2018年）12月、吹田市）

(4) 振 動

(a) 発生源の状況

「すいたの環境 平成30年版（2018年版）」（平成30年（2018）12月、吹田市）によると、平成29年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が90カ所、府条例対象が14カ所となっている。

(b) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表4.2.70に示すとおりであり、平成29年度は苦情受付件数が17件、処理件数が12件となっている。

表 4.2.70 振動に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数 (件)	処理件数 (件)
平成 25 年度	23	11
平成 26 年度	10	5
平成 27 年度	9	3
平成 28 年度	14	6
平成 29 年度	17	12

(注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年 (2017 年) 版」
 (平成 30 年 (2018 年) 3 月、吹田市)
 「すいたの環境 (吹田市環境白書) 平成30年版 (2018年版)
 資料編」 (平成30年 (2018年) 12月、吹田市)

(5) 悪 臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2.71 に示すとおりであり、平成 29 年度は苦情受付件数が 10 件、処理件数が 6 件となっている。

表 4.2.71 悪臭に係る公害苦情件数の推移

	苦情受付件数 (件)	処理件数 (件)
平成 25 年度	18	13
平成 26 年度	13	10
平成 27 年度	7	2
平成 28 年度	13	8
平成 29 年度	10	6

(注) 過年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年 (2017 年) 版」
 (平成 30 年 (2018 年) 3 月、吹田市)
 「すいたの環境 (吹田市環境白書) 平成30年版 (2018年版)
 資料編」 (平成30年 (2018年) 12月、吹田市)

(6) 地盤沈下

吹田市内では、地盤沈下の状況を把握するための水準測量が行われている。吹田市内に設置された水準点における平成 21 年度から平成 27 年度の水準測量による地盤高さ（東京湾の平均海面からの高さ）は、表 4.2.72 に示すとおりである。

岸部中 3 丁目及び泉町 1 丁目における平成 24 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ-5.4mm、-10.8mm 変動している。岸部中 1 丁目及び高浜町における平成 27 年度の地盤高さは、平成 21 年度に比べて、それぞれ+9.6mm、+19.0mm 変動している。

表 4.2.72 水準測量による地盤高さ

(単位：m)

測定地点 (水準点)	地盤高さ		
	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
岸部中 3 丁目 ¹⁾	12.4915	12.4861	—
泉町 1 丁目 ¹⁾	3.8739	3.8631	—
岸部中 1 丁目 ²⁾	13.6410	13.6342	13.6506
高浜町 ²⁾	5.7742	5.7742	5.7932

(注) 1. 大阪府が設置・測量している水準点である。平成 25 年度以降、水準測量は実施されていない。

2. 国土地理院が設置・測量している水準点である。

出典：＜平成 21 年度、平成 24 年度のデータ＞ 吹田市内における水準測量結果（大阪府事業所指導課資料）

＜平成 27 年度のデータ＞ 平成 27 年度水準測量観測成果表（国土地理院資料）

(7) 日照障害、電波障害

吹田市では、高さが 10m を超える中高層建築物は日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物の建築に係る事前協議件数の推移は、表 4.2.73 に示すとおりである。

表 4.2.73 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

年 度	件 数 (件)	内 訳			
		共同住宅	事務所ビル	戸建住宅	その他
平成 25 年度	45	28	3	1	13
平成 26 年度	44	30	2	0	12
平成 27 年度	52	38	2	0	12
平成 28 年度	48	33	2	1	12
平成 29 年度	60	44	3	2	11

出典：「すいたの環境(吹田市環境白書)平成 30 年版(2018 年版) 資料編」
(平成 30 年(2018 年)12 月、吹田市)

(8) 動植物

(a) 動 物

事業計画地及びその周辺における動植物の分布情報は、図 4.2.15～4.2.16 に示すとおりである。

哺乳類については、「第 4 回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると、事業計画地及びその周辺において、中・大型哺乳類 7 種(ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、カモシカ)の生息分布情報は記載されていない。

鳥類については、「第 4 回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると、事業計画地及びその周辺において、鳥類の集団繁殖地・集団ねぐらの分布情報は記載されていない。

昆虫類については、「第 2 回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」(昭和 56 年、環境庁)によると、事業計画地内の北西側において、ヨツボシトンボ(表 4.2.74 に示す特定昆虫類の選定基準 D)及びアオマツムシ(同選定基準 G)の生息分布情報が記載されている。また、事業計画地周辺では、西側においてナニワトンボ(同選定基準 D・G)の生息分布情報が記載されている。

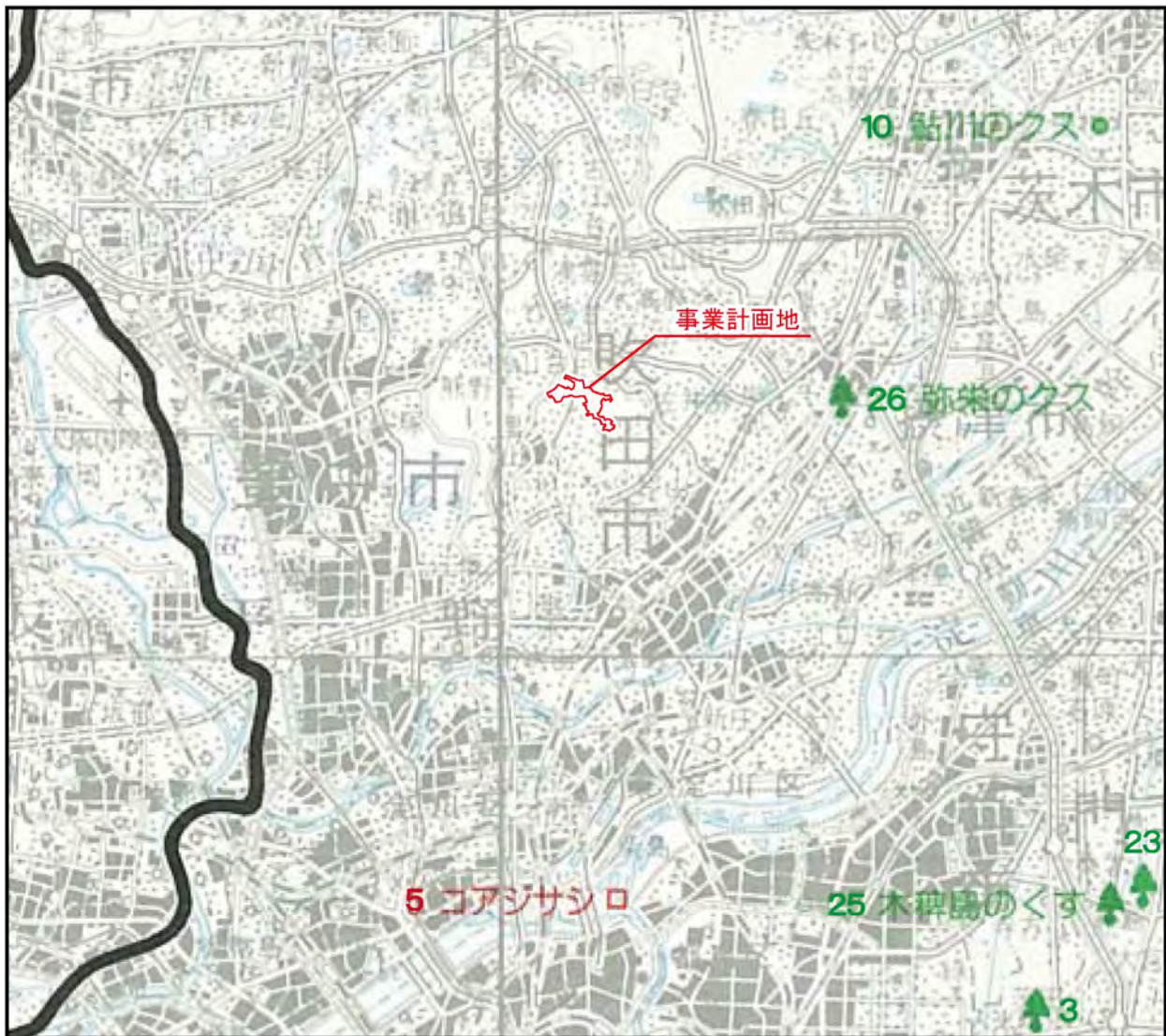
両生類・爬虫類については、「第 2 回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」(昭和 56 年、環境庁)によると、事業計画地の南西側においてダルマガエル及びカスミサンショウウオの生息分布情報が記載されているが、事業計画地及びその周辺においては重要な種の生息分布情報は記載されていない。



淡水魚類については、「第 2 回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」(昭和 56 年、環境庁)によると、事業計画地及びその周辺においては重要な種の生息分布情報は記載されていない。

表 4. 2. 74 特定植物群落及び特定昆虫類の選定基準

	記号	理 由
特定植物群落	A	原生林もしくはそれに近い自然林
	B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
	C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
	D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
	E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
	F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
	G	乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
	H	その他、学術上重要な植物群落または個体群
特定昆虫類	A	日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
	B	分布域が国内若干の地域に限定されている種
	C	普通種であっても、北限・南限など分布限界になるとと思われる産地に分布する種
	D	当該地域において絶滅の危機に瀕している種
	E	近年当該地域において絶滅したと考えられる種
	F	業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での個体数の著しい減少が心配される種
	G	環境指標として適当であると考えられる種

出典：「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和56年、環境庁）



	巨樹 Big tree
	鳥類の集団繁殖地 Colony of bird

〈巨樹・巨木林〉

番号	所在地	樹種名	幹周 (主幹)	呼称
3	大阪市鶴見区茨田横堤町	クスノキ	609	—
10	茨木市	クスノキ	647	鮎川のクス
23	門真市三ツ島	クスノキ	1,250	藤堂のクス
25	門真市	クスノキ	700	木神島のくす
26	摂津市 金剛寺境内	クスノキ	632	弥栄のクス

〈コアジサシの集団繁殖地〉

番号	市町村名	環境種類	面積 (m ²)	地形	個体数のランク
5	大阪市	中州	500	平地	2

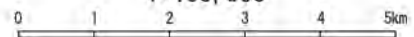
個体数のランク：1・1～9羽、2・10～19羽、3・20～99羽、4・100～999羽、5・1,000羽以上

凡

例

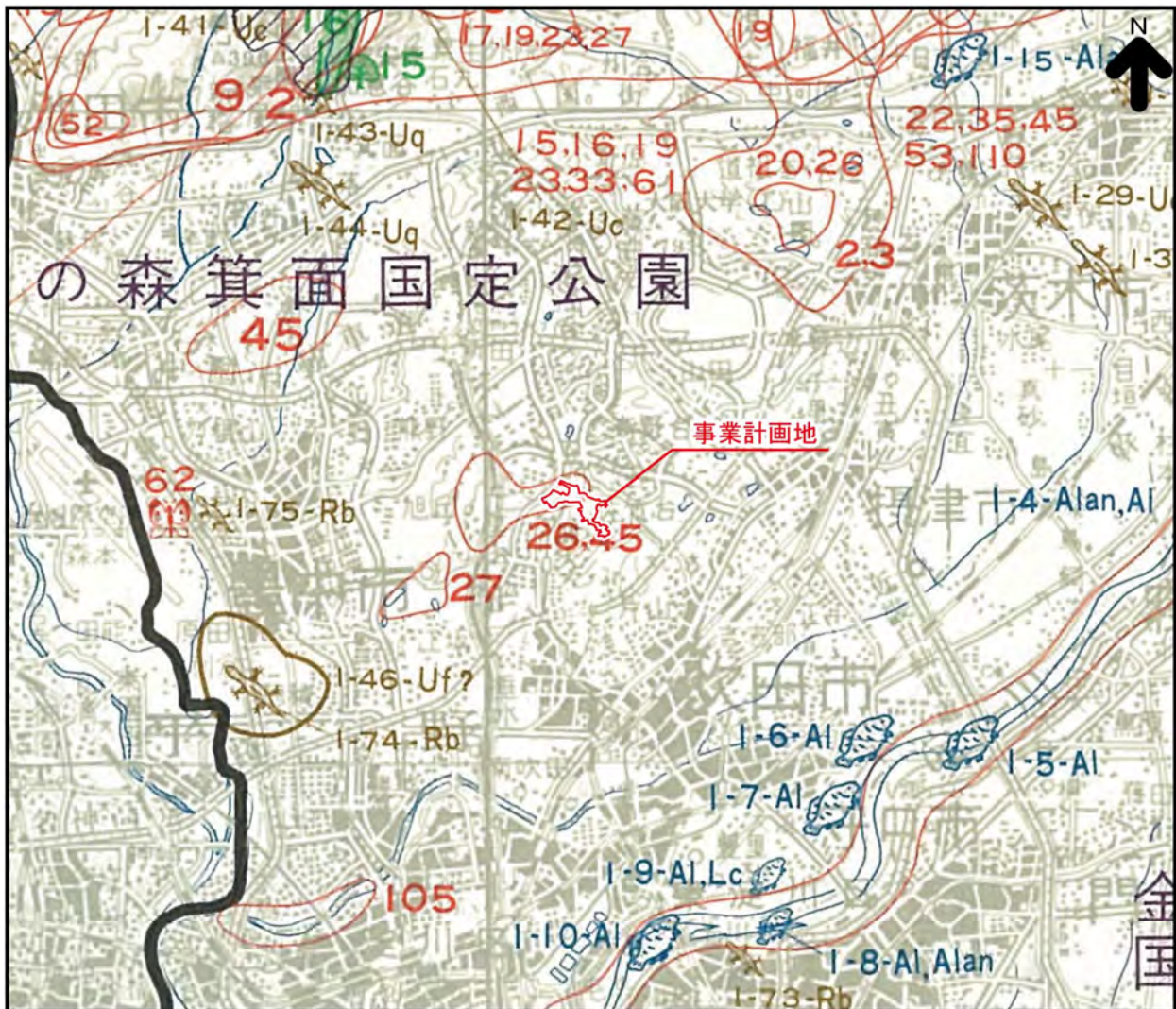


1:100,000



出典：「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 大阪府」（平成7年、環境庁）

図 4.2.15 事業計画地及びその周辺における自然環境情報図



	特定植物群落 Specific plant communities
	両生類・は虫類 Reptiles and Amphibians
	淡水魚類 Fresh water fishes
	昆虫類 Insects
	干潟 { (現存) (exist) (消滅) (extinction)
	藻場 { (現存) (exist) (消滅) (extinction)
	国立公園 Quasi-national parks

〈特定植物群落〉

番号	件名	選定基準
15	箕面滝安寺のシイ林	A
16	箕面のイロハモミジ ヶヤキ林	A

(注) 選定基準において、「指」は指標昆虫類を示す。
その他のアルファベットは、表 4.2.74 の記号を示す。

〈両生類・は虫類〉

番号	種名
Rb	ダルマガエル
Uq	オオサンショウウオ
Uf	カスミサンショウウオ
Uc	ヒダサンショウウオ

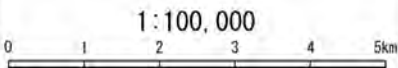
〈昆虫類〉

番号	種名	選定基準
2	ムカシヤンマ	指
3	ハッチョウトンボ	指
9	オオムラサキ	指
15	キイロサナエ	D
16	ホンサナエ	D
17	タバサナエ	D・G
19	サラサヤンマ	D・G
20	アオヤンマ	D・G
22	キイロヤマトンボ	D
23	ハネピロエゾトンボ	D
26	ヨツボシトンボ	D
27	ナニワトンボ	D・G

〈淡水魚類〉

番号	種名
Al	イタセンバラ
Lc	アユモドキ
Alan	ヤリタナゴ

番号	種名	選定基準
33	ヒメカマキリ	G
35	トビナナフシ類	G
45	アオマトムシ	G
52	ヨコヅナツチカメムシ	G
53	アカスジキンカメムシ	G
61	ヨコヅナサシガメ	G
62	ハネナシアメンボ	D・G
105	アメリカジガバチ	G
110	キマダラルリツバメ	C・G



出典：「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

図 4.2.16 事業計画地及びその周辺における動植物分布図

(b) 植 物

事業計画地及びその周辺における相観植生図は、図 4.2.17 に示すとおりである。

事業計画地では、竹林、タケ・広葉樹混交林及び裸地が大部分を占め、一部に常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、常緑落葉混交林、水田、畑地及び草地が分布している。事業計画地周辺では、北側にまとまった樹林地が分布する他、部分的に樹林地や草地が分布している。

「第 2 回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）及び「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（追加調査・追跡調査）日本の重要な植物群落Ⅱ 近畿版Ⅰ 滋賀県・京都府・大阪府」（昭和 63 年、環境庁）によると、事業計画地において特定植物群落の分布情報は記載されていない。

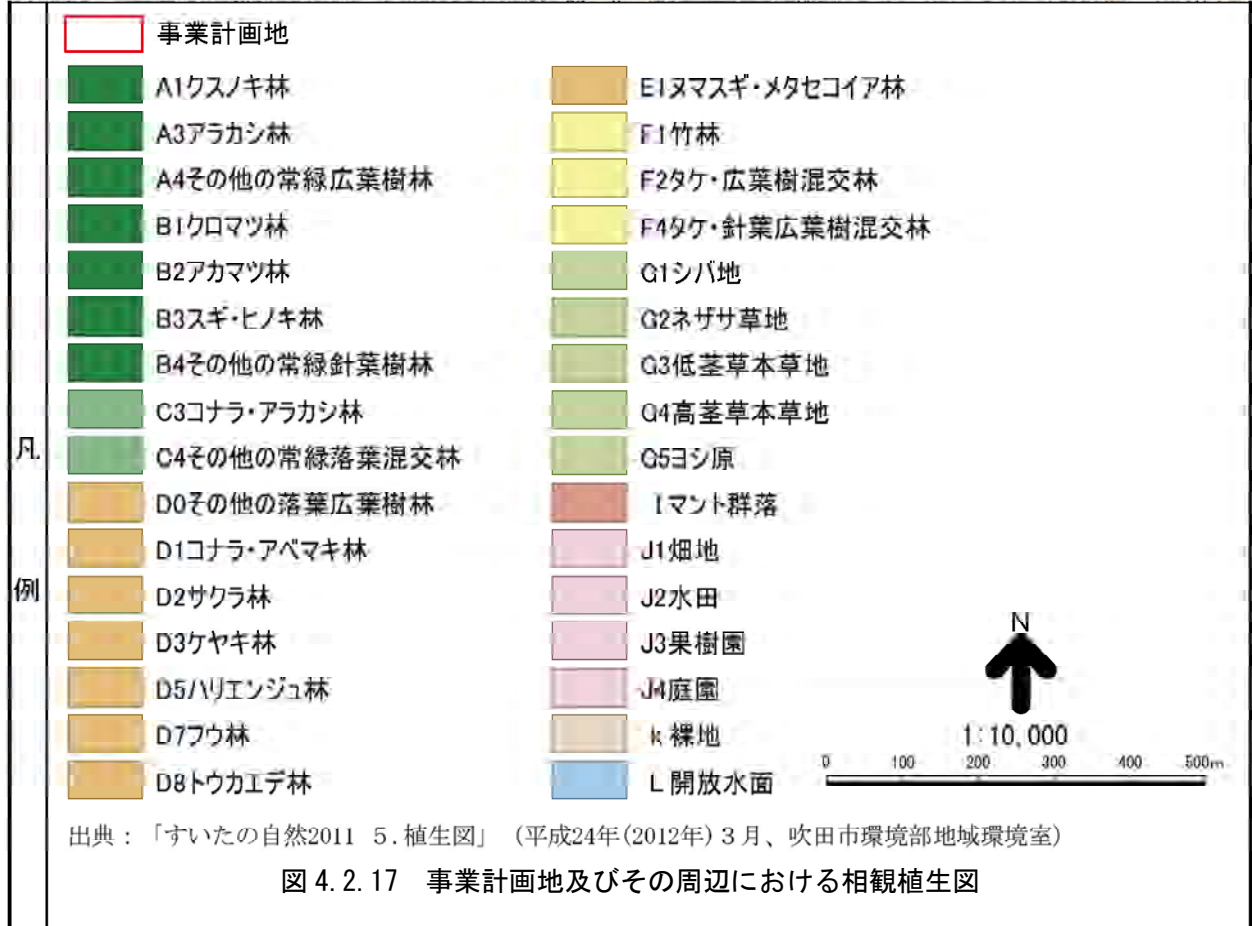
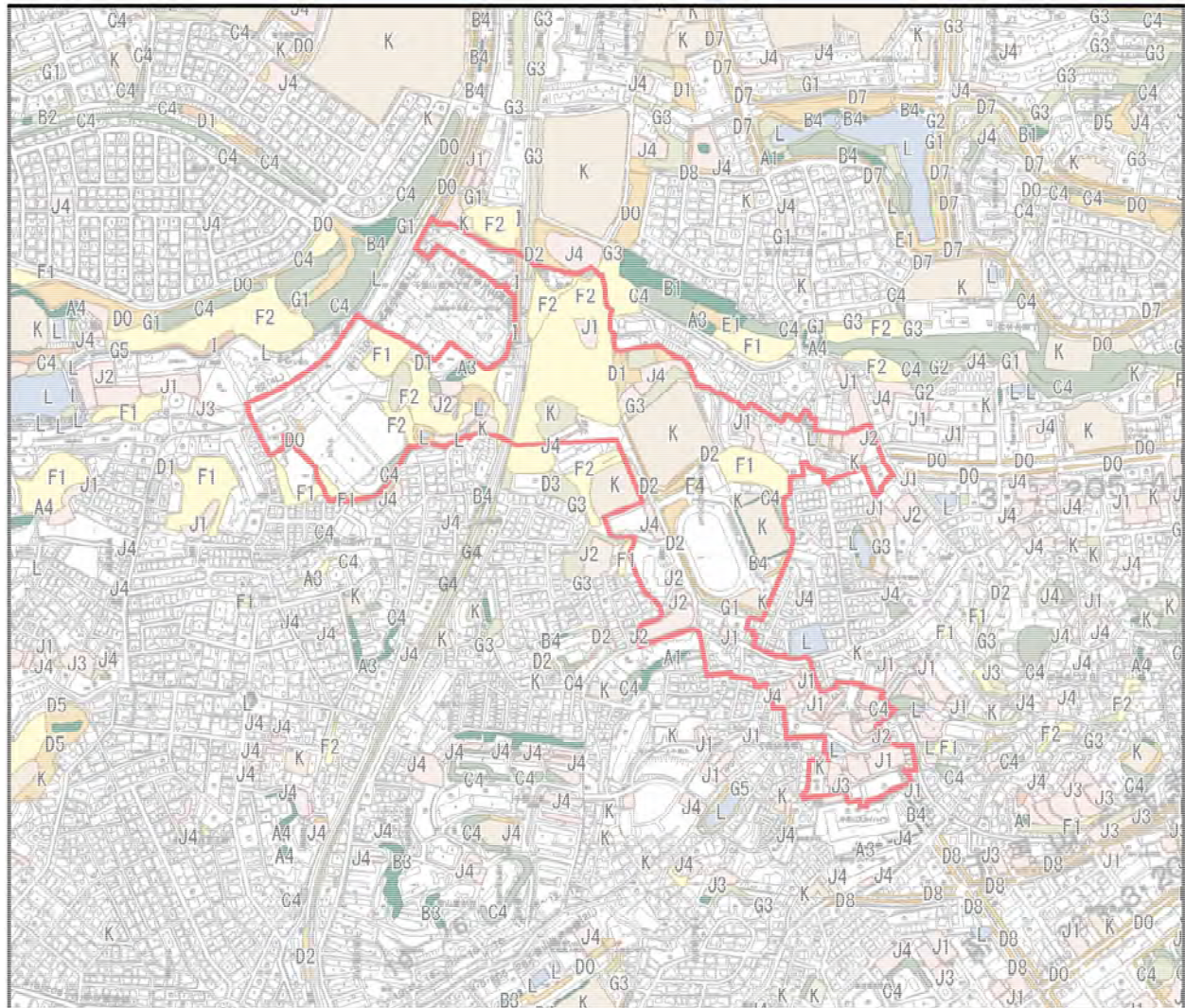


図 4. 2. 17 事業計画地及びその周辺における相観植生図

(9) 人と自然とのふれあいの場

事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 4.2.18 に示すとおりである。

事業計画地周辺を通る散策・観光ルートとしては、「ぶらっと吹田」（吹田市ホームページ）のコースマップにおいて「千里緑地コース」、「竹見・桃山 公園めぐりコース」、「佐井寺・関大コース」及び「さくら春うららコース」、「あलック吹田／観光マップ」（一般社団法人吹田にぎわい観光協会ホームページ）において「南千里コース」、「佐井寺コース」及び「関大・千里山コース」が紹介されている。

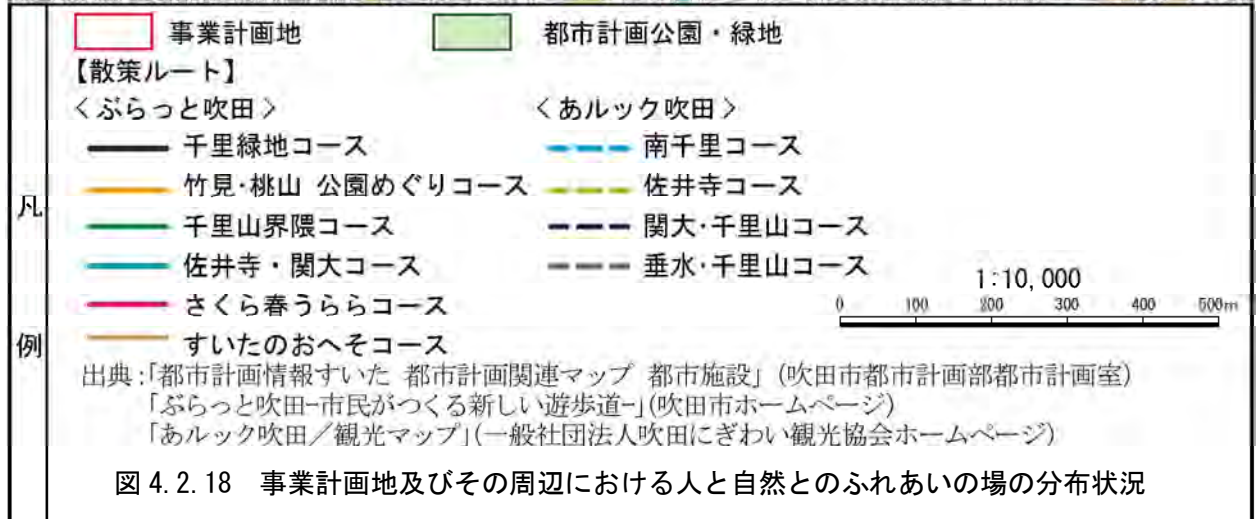
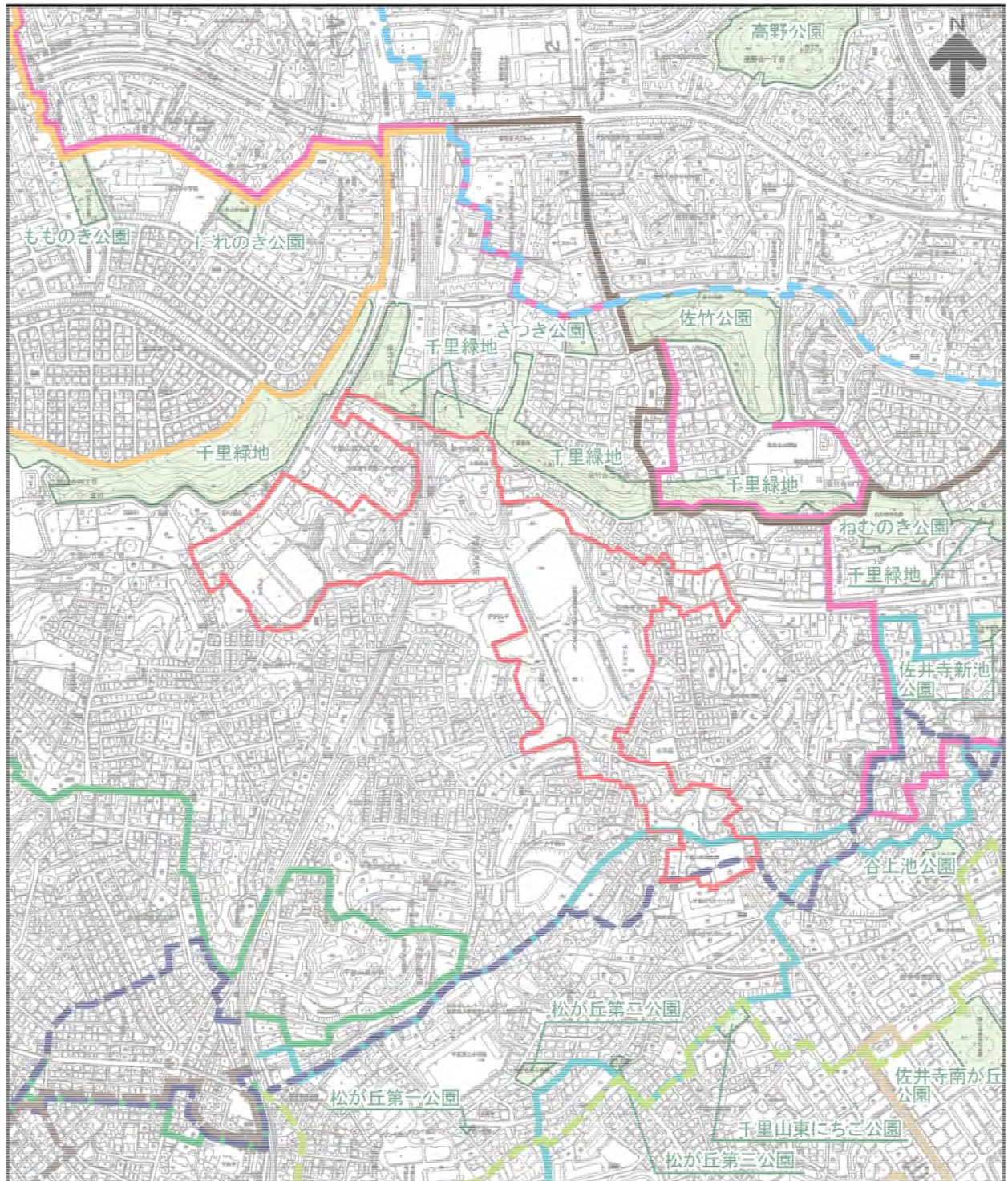


図 4.2.18 事業計画地及びその周辺における人と自然とのふれあいの場の分布状況

(10) 景 観

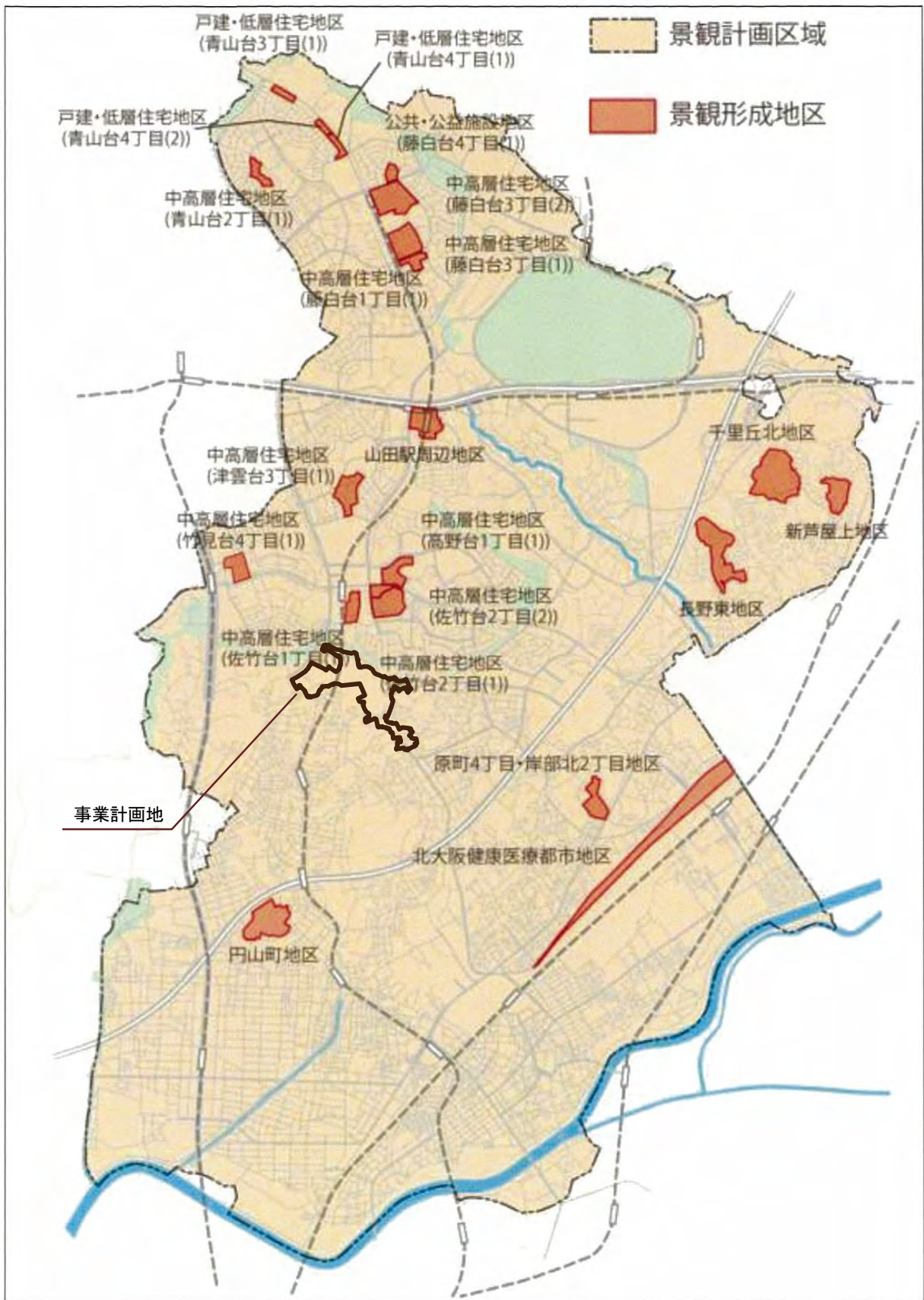
事業計画地は、千里山・佐井寺地域に位置しており、千里ニュータウン・万博・阪大地域の南部に隣接する。

千里山・佐井寺地域は、千里山西から円山町にかけて千里山西風致地区に指定されている。佐井寺は、田畑や神社の緑などに調和した茅葺きや瓦屋根の趣ある景観が形成されており、小高い丘に位置する愛宕社や佐井寺伊射奈岐神社の境内からは、吹田の市街地が眺められる。この地域の土地区画整理事業によって整備された地区は、集合住宅を主とする景観が形成され、今後も建物の建設等が進むところであり、佐井寺南が丘にはせせらぎのあるシンボルロードも整備され、水にまつわる吹田の歴史を水景施設を用いて伝承している。

千里ニュータウン・万博・阪大地域の南部は、道路や公園など公共空間の割合が多く、竹林のなごりをとどめる千里緑地が周囲を囲み、総合公園のほかに地区公園や近隣公園等が計画的に配置されている。また、開発から年数を経ていることもあり、住宅地区や地区・近隣センターの一部で更新が進みつつあり、今まで育んできたまちの風格やゆとり、潤いのある環境を保つために、市民参加によって「千里ニュータウンのまちづくり指針」が策定されている。

「吹田市景観まちづくり計画」（平成19年3月、吹田市）では、この地域の課題として、歴史のただずまいと新しいまちなみが調和した、潤いのある景観を育成し、更に魅力的な住宅地景観へと高めていくこととしている。

また、「吹田市景観まちづくり条例」第9条に基づいて、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）」（平成21年4月1日策定（最終改訂：平成30年11月29日））が定められている。景観形成基準では、①良好な景観の形成に関する方針、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 等について定められており、事業計画地周辺には図4.2.19に示すとおり、①中高層住宅地区（佐竹台1丁目(1)）、②中高層住宅地区（佐竹台2丁目(1)）、③中高層住宅地区（佐竹台2丁目(2)）の3つの景観形成地区が指定されている。



出典：「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（平成21年4月1日策定（最終改訂：平成30年11月29日））

図 4.2.19 吹田市の景観計画区域及び景観形成地区

(11) 文化財

(a) 指定・登録文化財

事業計画地及びその周辺における指定・登録文化財の状況は、表 4.2.75 及び図 4.2.20 に示すとおりである。

吹田市には、国指定文化財が 7 件、国登録文化財が 10 件、大阪府指定文化財が 9 件、吹田市指定文化財が 18 件及び吹田市登録文化財が 6 件存在している。このうち、事業計画地周辺には、国登録有形文化財である千里寺本堂及び岡田家住宅、大阪府指定有形文化財である木造地藏菩薩立像、吹田市指定有形文化財である佐井寺伊射奈岐神社社号標石が存在しているが、事業計画地内には、国、大阪府及び吹田市が指定する指定・登録文化財は存在していない。

表 4.2.75 指定・登録文化財の状況

No.	種別	名称	指定・登録年月日	所在地 (所有者又は 保管者等)	備考
1	国登録文化財	千里寺本堂	平成14年 2月14日	千里山西 1 (千里寺)	昭和初期の宮殿 建築
2	有形文化財	岡田家住宅	平成18年10月18日	千里山西 5 (個人)	昭和初期の郊外 型住宅
3	大阪府指定文化財 有形文化財	木造地藏菩薩立像	昭和45年 2月20日	佐井寺 1 (佐井寺)	平安前期
4	市指定文化財 有形文化財	佐井寺伊射奈岐神社 社号標石	平成21年 2月23日	佐井寺 1 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期

(注) 「No.」は図 4.2.20 内の数字を示す。

出典：「市内の文化財 指定・登録文化財」(吹田市立博物館ホームページ)

(b) 埋蔵文化財

事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4.2.76 及び図 4.2.20 にそれぞれ示すとおりである。

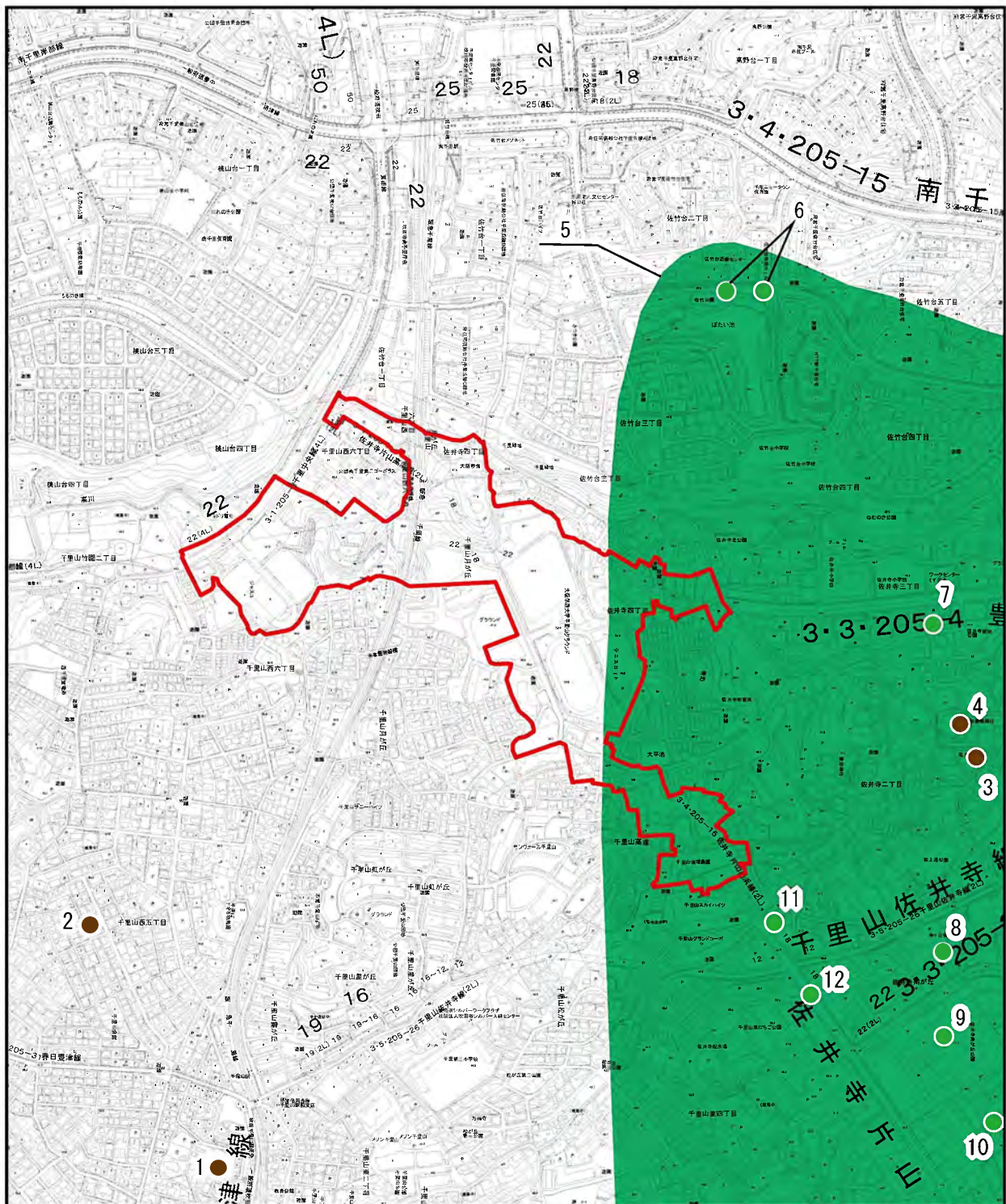
事業計画地の一部は、吹田須恵器窯跡群の北西部分に位置している。

表 4.2.76 埋蔵文化財の状況

No.	名称	時代	種類	No.	名称	時代	種類
3	佐井寺焼窯跡	近世	生産遺跡	8	吹田須恵器窯跡No.42	古墳	生産遺跡
4	吹田須恵器窯跡No.56	古墳		9	吹田須恵器窯跡No.50		
5	吹田須恵器窯跡群			10	吹田須恵器窯跡No.39		
6	吹田須恵器窯跡No.27・28			11	吹田須恵器窯跡No.26		
7	須恵器散布地			散布地	12		

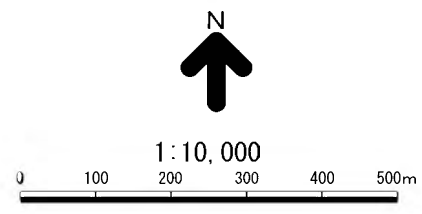
(注) 「No.」は図 4.2.20 内の数字を示す。

出典：「大阪府地図情報提供システム 文化財地図」(大阪府ホームページ)



凡
例

- 事業計画地
- 1～4 指定・登録文化財
- 3～10 埋蔵文化財



出典：「市内の文化財 指定・登録文化財」
 (吹田市立博物館ホームページ)
 「大阪府地図情報提供システム 文化財地図」
 (大阪府ホームページ)

図 4.2.20 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

(12) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は、表4.2.77に示すとおりである。

平成29年度のごみの排出量は、約10.6万トンであり、そのうち家庭系ごみは約7.0万トン、事業系ごみは約3.6万トンとなっている。人口はやや増加傾向にあるものの、ごみの排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみともにおおむね減少傾向となっている。

表 4.2.77 ごみ排出量の推移

年 度	家庭系ごみ (トン)	事業系ごみ (トン)	ごみ合計 (トン)	1人/日 (g)	人 口(9月30日) (人)
平成25年度	69,283	36,137	105,420	803	359,689
平成26年度	68,345	35,088	103,433	783	361,877
平成27年度	69,545	35,177	104,722	783	365,587
平成28年度	69,046	35,585	104,631	776	369,441
平成29年度	70,028	35,602	105,630	781	370,365

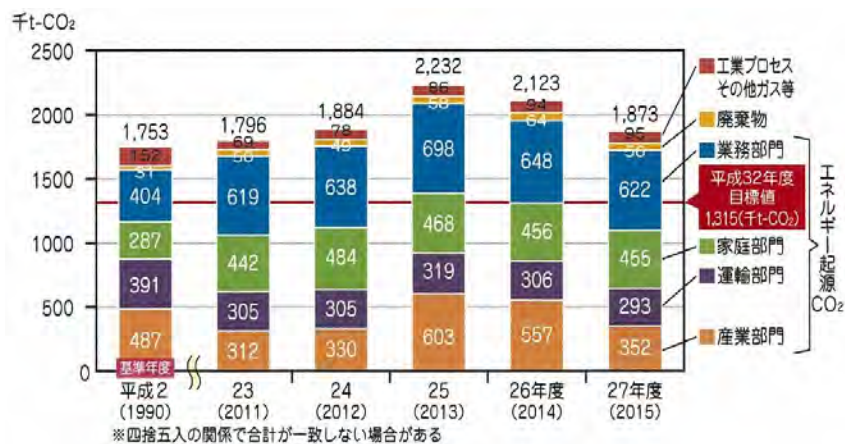
出典：「すいたの環境(吹田市環境白書)平成30年版(2018年版) 資料編」
(平成30年(2018年)12月、吹田市)

(13) 地球環境

(a) 地球温暖化

「大阪府環境白書 2018年版」(平成31年1月、大阪府)によると、大阪府における平成27年度(2015年度)の温室効果ガス排出量は5,467万トンであり、基準年度の平成2年度(1990年度)の5,963万トンに比べて8.3%の減少となっている。また、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は、平成27年度(2015年度)において5,132万トンであり、平成2年度(1990年度)の5,296万トンに比べて3.1%の減少となっている。

また、「すいたの環境(吹田市環境白書)平成30年版(2018年版)」(平成30年(2018年)12月、吹田市)によると、吹田市域の温室効果ガス排出量の推移は図4.2.21に示すとおりである。吹田市域の平成27年度(2015年度)の温室効果ガス排出量は1,873千トンとなっており、基準年度の平成2年度(1990年度)の1,753千トンに比べて6.9%の増加となっている。



出典：「すいたの環境(吹田市環境白書)平成30年版(2018年版)」
(平成30年(2018年)12月、吹田市)

図 4.2.21 吹田市域の温室効果ガス排出量の推移

(b) 酸性雨

吹田市では、昭和 63 年度から生活環境課（現環境保全課）監視係庁舎（南吹田 2 丁目）の屋上において、酸性雨の測定を行っている。

平成 12 年度から平成 22 年度における雨水の水素イオン濃度（pH 値（加重平均））の経年変化は、表 4.2.78 に示すとおりである。雨水の pH 値は、4.77～5.48 であり、酸性雨の指標となる pH 値 5.6 を下回って推移している。

表 4.2.78 雨水の pH 値（加重平均）の経年変化

年 度	pH 値	年 度	pH 値
平成 12 年度	5.18	平成 18 年度	4.77
平成 13 年度	5.06	平成 19 年度	5.12
平成 14 年度	5.11	平成 20 年度	5.03
平成 15 年度	5.26	平成 21 年度	5.03
平成 16 年度	5.47	平成 22 年度	5.41
平成 17 年度	5.48		

（注）雨水の pH 値の記載は、「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 23 年版（2011 年版）」が最終となっている。

出典：「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 22 年版（2010 年版）」（平成 23 年（2011 年）1 月、吹田市）
「すいたの環境（吹田市環境白書）平成 23 年版（2011 年版）」（平成 24 年（2012 年）3 月、吹田市）

4.2.4 周辺事業の有無

事業計画地からおおむね 500m以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事（以下「周辺事業」という。）については、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（平成16年3月31日条例第13号（最終改正：平成17年3月22日条例第4号））において大規模開発事業に該当する事業が6件ある。

周辺事業の名称及び事業内容については、表4.2.79に示すとおりである。

表 4.2.79 周辺事業の状況

事業の名称	大阪府営吹田桃山台住宅（建て替え）新築工事	（仮称）吹田市千里山 PJ 新築工事(旧 E2 街区)	（仮称）吹田市千里山 PJ 新築工事（旧 F 街区）
事業の種類	共同住宅	共同住宅	共同住宅（3棟）、戸建住宅
事業の実施箇所	桃山台1丁目2番1、2番8、2番9	千里山虹が丘9-73	千里山虹が丘9-1、52-19、千里山月が丘52-9、468-6、480-86
事業者の名称	大阪府	関電不動産開発株式会社	関電不動産開発株式会社
事業の規模	事業区域：約2.6ha 計画戸数：476戸	事業区域：約0.3ha 計画戸数：71戸	事業区域：約1.8ha 計画戸数：共同住宅391戸 戸建住宅12戸
事業の進捗状況	建設工事実施中 平成29年7月着工 (平成37年2月竣工予定)	建設工事実施中 平成30年4月着工 (平成34年3月竣工予定)	建設工事実施中 平成30年4月着工 (平成34年3月竣工予定)
事業の名称	南千里・月が丘プロジェクト	大阪府営吹田佐竹台（5丁目）民活プロジェクト	（仮称）北本恒一様ケアアパートナー付共同住宅
事業の種類	共同住宅、戸建住宅	共同住宅・戸建住宅	共同住宅
事業の実施箇所	佐井寺四丁目1126外	佐竹台5丁目115番2の一部	佐井寺4丁目1030番、1031番1、1032番1
事業者の名称	敷島住宅株式会社	東レ建設株式会社 関電不動産開発株式会社	北本 恒一 氏
事業の規模	事業区域：約1.0ha 計画戸数：共同住宅87戸 戸建住宅27戸	事業区域：約2.8ha 計画戸数：55戸	事業区域：約0.2ha 計画戸数：24戸
事業の進捗状況	大規模開発事業手続中 (平成29年10月構想届提出)	大規模開発事業手続中 (平成30年5月構想届提出)	大規模開発事業手続中 (平成30年10月構想届提出)

出典：「大規模開発事業構想の経過書」（吹田市ホームページ）

5. 本事業における環境に対する取組方針

土地区画整理事業の実施に当たっては、第2章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」の基本理念に加え、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に示されている「みどりを継承する みどりを生み出す みどりを活かす 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という基本方針に則り進めていくこととする。

環境に対する取組方針は、以下のとおりとする。

<環境に対する取組方針>

- ① 再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する。
- ② 市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する。
- ③ 良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。

土地区画整理事業後については、街路樹や公園内の樹木の維持管理を適切に行い、次世代へみどりを継承していく。さらに、開発事業者に対して「吹田市開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）」をはじめとする条例を活用し、事業計画地内の緑化を適切に誘導していく。

6. 本事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して環境取組内容について検討した。

現時点で予定している環境取組内容は、表 6.1.1～6.1.3 に示すとおりであり、その概要は以下に示すとおりである。

(1) 工事中

(a) 排出ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、アイドリングや空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。

(b) 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。

(c) 交通安全への配慮

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努める。

(d) 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化に努める。
- ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生を抑制する。

(e) 景観への配慮

- ・仮囲いの設置に際しては、景観面に配慮し、事業計画地及びその周辺の清掃による環境美化に努める。

(2) 施設の使用、供用時

(a) 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・省エネルギー型の照明機器や、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用する。

(b) ヒートアイランド対策

- ・遮熱性舗装・保水性舗装等のヒートアイランド対策に配慮した道路の建設を検討する。
- ・都市計画道路においては、植樹帯を設けて街路樹植栽を行う。

(c) 自然環境の保全

- ・事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努める。

(d) 水循環の確保

- ・雨水を利用する設備の導入や、雨水流出を抑制するための雨水調整池等を設置する。
- ・道路については雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装等の採用を検討する。

(e) 生活環境の保全

- ・都市計画道路については、供用後における騒音の影響を予測し、必要に応じて排水性舗装等の環境保全措置を実施する。

(f) 景観への配慮

- ・「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（最終改訂：平成30年11月29日）を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行う。
- ・都市計画道路沿道においては、無電柱化を検討する。

(g) 交通安全への配慮

- ・都市計画道路においては、歩道を確保するとともに、佐井寺片山高浜線では自転車専用通行帯を設置する等、歩車分離を行うことにより、歩行者が安全に通行できる空間を確保する。
- ・区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保する。

表 6.1.1(1) 環境取組内容（工事中）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■大気汚染や騒音などの公害を防止する。</p> <p>建設機械</p>			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用する。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となるが、可能な限り使用する。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを抑制する。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制する。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図る。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行う。
<p>工事関連車両</p>			
8	低公害、低燃費車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用する。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守する。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示する。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定する。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制する。
13	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の台数を抑制する。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮する。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行う。
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮する。
17	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させない。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限とする。

表 6.1.1(2) 環境取組内容（工事中）

取組事項		実施の有無	取組内容
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしない。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行う。
工事方法			
＜騒音・振動等＞			
21	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置する。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、更なる防音対策を行う。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止する等、丁寧な作業を行う。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用する。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行う。
＜粉じん・アスベスト＞			
25	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行う。
26	アスベストの調査など	該当なし	解体がないため、該当しない。
27	アスベストの飛散防止対策	該当なし	解体がないため、該当しない。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
28	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止する。
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。
30	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議する。
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工する。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用する。
＜悪臭・廃棄物＞			
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行う。

表 6.1.1(3) 環境取組内容 (工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物等の焼却は行わない。
35	解体時の環境汚染対策	該当なし	解体がないため、該当しない。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行う。
■地域の安心安全に貢献する。			
37	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努める。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠する等の対策を講じる。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組む。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加する。
■環境に配慮した製品及び工法を採用する。			
＜省エネルギー＞			
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制する。
＜省資源＞			
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制する。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量する。
■快適な環境づくりに貢献する。			
＜景観＞			
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮する。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫する。
＜周辺の環境美化＞			
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行う。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物等の場内整理を行う。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞			
49	打ち水	実施する	夏期において水道水以外の用水を確保し、周辺道路等に打ち水を行う。

表 6.1.1(4) 環境取組内容（工事中）

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■地域との調和を図る。</p>		
<p><工事説明・苦情対応></p>		
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する 近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせする。
51	苦情対応	実施する 工事に関する苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応する。
<p><周辺の教育・医療・福祉施設への配慮></p>		
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する 事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とする。
53	騒音、振動などの配慮	実施する 事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。
<p><周辺の事業者との調整></p>		
54	複合的な環境影響の抑制	実施する 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努める。

表 6.1.2(1) 環境取組内容 (設備・施設等)

取組事項		実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行う。			
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	該当なし	延床面積が 2,000 m ² を超える建築物の新築又は増改築を実施しないため、該当しない。
56	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 設計	該当なし	戸建住宅を建築しないため、該当しない。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する	道路の照明について、省エネルギー型の照明機器を採用する。
58	再生可能エネルギーの活用	実施する	公園等にソーラー式LED照明の設置を検討する。
59	エネルギー効率の高いシステムの導入	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
60	エネルギーを管理するシステムの導入	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
61	冷媒漏えい (使用時排出) の防止	該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備の設置がないため、該当しない。
62	建築物のエネルギー負荷の抑制	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
63	長寿命な建築物の施工	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
64	環境に配慮した建設資材などの製品の採用	実施する	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材 (国産材、大阪府内産材) 等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用する。
■ヒートアイランド対策を行う。			
65	建物屋根面、壁面の高温化抑制	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
66	地表面の高温化抑制	実施する	遮熱性・保水性舗装等のヒートアイランド対策に配慮した道路の建設を検討する。また、都市計画道路には、植樹帯を設けて街路樹植栽を行う。
■自然環境を保全し、みどりを確保する。			
67	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮する。
68	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため、該当しない。
69	既存の植生の保全	実施する	既存の植生や地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽等に利用する。
70	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地に隣接する緑地等と連続してみどりを配置する。
71	駐車場緑化	該当なし	駐車場の設置がないため、該当しない。
72	屋上緑化など	該当なし	建築物の設置がないため、該当しない。
73	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行う。

表 6.1.2(2) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
74	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定する。
■水循環を確保する。			
75	水資源の有効利用	実施する	雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備等）を導入する。
76	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水調整池等を設置する。
77	雨水浸透への配慮	実施する	道路については雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装等の採用を検討する。
■地域の生活環境を保全する。			
＜大気・騒音・振動等＞			
78	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	該当なし	騒音や振動を発生させる設備の設置がないため、該当しない。
79	住宅における防音サッシ等の設置	該当なし	住宅を建築しないため、該当しない。
80	駐車場の配置計画時の配慮	該当なし	駐車場の設置がないため、該当しない。
81	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	事業計画地内を通る都市計画道路については、供用後における騒音の影響を予測し、必要に応じて排水性舗装等の環境保全措置を実施する。なお、本事業は土地区画整理事業のため、近隣に影響を与えるほどの悪臭は発生しない。
82	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	ボイラー等の機器設置がないため、該当しない。
83	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	道路照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制する。
84	建築資材による光の影響の考慮	実施する	公園等に設置するソーラー式LED照明については、ソーラーパネルの反射光の影響を考慮する。
85	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用する。
86	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をする。
＜中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）＞			
87	日照障害対策	該当なし	高さ10メートルを超える建築物の設置がないため、該当しない。
88	電波障害の事前把握及び近隣説明	該当なし	高さ10メートルを超える建築物の設置がないため、該当しない。
89	電波障害発生時の改善対策	該当なし	高さ10メートルを超える建築物の設置がないため、該当しない。
90	プライバシーの配慮	該当なし	高さ10メートルを超える建築物の設置がないため、該当しない。

表 6.1.2(3) 環境取組内容（設備・施設等）

取組事項		実施の有無	取組内容
■景観まちづくりに貢献する。			
91	地域への調和	実施する	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮する。
92	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行う。
93	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行う。
94	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が1haを超えるため、重点地区の指定について協議する。
95	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進する。
96	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	該当なし	屋外広告物の設置がないため、該当しない。
■安心安全のまちづくりに貢献する。			
97	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	都市計画道路では、歩道を確保するとともに、佐井寺片山高浜線において自転車専用通行帯を設置する等、歩車分離を行うことで、歩行者が安全に通行できる空間を整備する。また、区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保する。
98	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	実施する	公園等において、災害時・緊急時に住民が炊き出しを行えるように、防災ベンチ等の導入を検討する。また、夜間照明確保のため、公園等にソーラー式LED照明等の導入を検討する。
99	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	実施する	防犯カメラ等、防犯対策等に対応できる設備機器の導入を検討する。

表 6.1.3 環境取組内容（その他）

<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに吹田市教育委員会と協議を行い、適切に対応する。 ・都市計画道路沿道においては、無電柱化を検討する。

7. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 環境影響評価の項目

7.1.1 環境影響要因の抽出

本事業は、土地区画整理事業であり、その事業に併せて事業計画地内を縦断する都市計画道路（佐井寺片山高浜線、豊中岸部線）を整備するものである。

本事業の実施に伴う環境影響要因としては、「工事」、「存在」及び「供用」の区分ごとに、事業の内容（種類及び規模等）を考慮して抽出した。その結果は、表 7.1.1 に示すとおりである。

環境影響要因は、「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年（2012 年）3 月改定、吹田市）（以下「技術指針」という。）において例示されている「開発行為」に伴う標準的な環境影響要因をもとに抽出し、「道路の建設」に伴う標準的な環境影響要因のうち「平面・掘割構造」及び「自動車の走行」を追加した。

表 7.1.1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因
工 事	・ 建設機械の稼働 ・ 工事関連車両の走行 ・ 工事の影響
存 在	・ 土地利用及び地形の変化 ・ 緑の回復育成 ・ 平面・掘割構造（都市計画道路）
供 用	・ 自動車の走行（都市計画道路）

7.1.2 環境要素の選定

技術指針に示された環境要素のうち、事業特性及び地域特性を勘案した上で、前項で抽出した環境影響要因により影響を受けると考えられ、予測・評価を行う必要があると考えられる環境要素の選定結果は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.2 環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因			工事			存在			供用	
			建設機械の稼働	工事関連車両の走行	工事の影響	土地利用及び地形の変化	緑の回復育成	平面・掘割構造（都市計画道路）	自動車の走行（都市計画道路）	
吹田市第2次環境基本計画の目標	分野	環境要素								
エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー								
資源を有効に利用する社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物								
		産業廃棄物			○					
		建設発生土			○					
		フロン類			×					
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					○	
		悪臭			○					
		ヒートアイランド現象				○	○	○		
	水	水質汚濁	公共用水域			×				
			地下水			×				
		底質汚染								
	土	土壌汚染			○					
		地形、地質	土砂流出、崩壊			○				
			斜面安定			○				
		地盤	地下水位							
	地盤沈下、変状									
	騒音・振動等	騒音	○	○					○	
振動		○	○					○		
低周波音								×		
人と自然とが共生する良好な環境の確保	人と自然	動植物、生態系			○	○	○	○		
		緑化（緑の質、緑の量）					○	○		
		人と自然とのふれあいの場			○	○	○	○		
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○	○		
		日照阻害								
		テレビ受信障害								
		風害								
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）			○					
	安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等								
	地域社会	コミュニティ			○			○		
交通混雑、交通安全			○					○		

(注) 表中の凡例は、以下のとおりである。

○：影響があると考えられる項目

×：「開発行為」及び「道路の建設」に伴う標準的な環境要素として例示されている項目のうち、本事業では影響がないと考えられるため、調査・予測項目から除外した項目

7.1.3 調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由

技術指針において例示されている「開発行為」及び「道路の建設」に係る環境影響評価の標準的な環境要素のうち、本事業では調査・予測項目から除外した環境要素及びその理由は、表 7.1.3 に示すとおりである。

表 7.1.3 除外した環境要素及びその理由

分野	環境要素		環境影響要因	除外した理由
廃棄物等	フロン類		【工事】 工事の影響	本事業では、既設建築物の解体がないため、フロン類は発生しないと考えられる。
水	水質汚濁	公共用水域	【工事】 工事の影響	工事中の濁水等については、周辺への流出を防止し、適切な処理をした後公共下水道又は公共用水域に排出する計画であることから、水質汚濁への影響はないと考えられる。
		地下水		
騒音・振動等	低周波音		【供用】 自動車の走行 (都市計画道路)	事業計画地に建設する都市計画道路は、平面又は掘割構造であり、高架構造の区間はないため、低周波音の影響はないと考えられる。

7.2 調査、予測及び評価の方法

7.2.1 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

7.1 節で選定した環境要素の現況調査及び予測の内容は表 7.2.1 に、現地調査の地点及び範囲は図 7.2.1 にそれぞれ示すとおりである。

表 7.2.1(1) 現況調査及び予測の内容（産業廃棄物、建設発生土）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	廃棄物等の状況 ・ 廃棄物の状況 ・ 建設発生土の状況	事業計画地及びその周辺	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工場の影響 ・ 工事の実施に伴う産業廃棄物、建設発生土の発生量又は排出量及び処理・処分方法	事業計画地内	工事中	工事計画、既存資料等をもとに、産業廃棄物、建設発生土の発生量又は排出量を推計する方法

表 7.2.1(2) 現況調査及び予測の内容（大気汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	大気汚染・気象の状況 ・ 窒素酸化物 （一酸化窒素、二酸化窒素） ・ 浮遊粒子状物質 ・ 気象（風向、風速）	事業計画地周辺の一般環境大気測定局	至近5年間	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	建設機械の稼働による影響 ・ 二酸化窒素 ・ 浮遊粒子状物質 （1時間値、年平均値、日平均値の年間98%値又は2%除外値）	事業計画地周辺	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測する方法
	工事関連車両の走行による影響 ・ 二酸化窒素 ・ 浮遊粒子状物質 （年平均値、日平均値の年間98%値又は2%除外値）	工事関連車両主要走行ルート沿道	工事最盛期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測する方法
自動車の走行（都市計画道路）による影響 ・ 二酸化窒素 ・ 浮遊粒子状物質 （年平均値、日平均値の年間98%値又は2%除外値）	供用後の自動車走行ルート沿道	供用後定常の状態になる時期	大気拡散モデルによる数値計算により、各物質の寄与濃度を予測する方法	

表 7.2.1(3) 現況調査及び予測の内容（悪臭）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
	悪臭・気象の状況	事業計画地周辺	至近年	既存資料の収集・整理による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工場の影響 ・ 悪臭の程度	事業計画地周辺	工事中	工事計画等をもとに定性的に予測する方法

表 7.2.1(4) 現況調査及び予測の内容（ヒートアイランド現象）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		気温・土地被覆の状況	事業計画地及びその周辺	至近年
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・土地被覆の変化の内容及び程度	事業計画地	供用後一定期間をおいた時期	土地利用計画、緑化計画等に基づき、土地被覆の変化の内容及び程度を定量的に予測する方法

表 7.2.1(5) 現況調査及び予測の内容（土壌汚染）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		地歴・土壌汚染の状況	事業計画地	適宜
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響 ・土壌汚染に係る物質で工事の実施により土壌の状況に変化を与える物質の程度	事業計画地	工事中	土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量と土壌汚染の状況、土地利用の履歴から予測する方法

表 7.2.1(6) 現況調査及び予測の内容（地形、地質）

現況調査	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
		地形・地質の状況	事業計画地	適宜
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響 ・土砂流出、崩壊（工事の実施による斜面における土砂流出及び崩壊に対する安定性の状況） ・斜面安定（工事の実施による斜面の安定性の状況）	事業計画地	工事中	工事計画（土地の形状の変更範囲、施工方法、工作物の位置、規模、構造）や類似事例等をもとに定性的に予測する方法

表 7.2.1(7) 現況調査及び予測の内容（騒音）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	環境騒音の状況 ・騒音レベル	事業計画地周辺 5地点	平日・休日 各1日 24時間連続	騒音に係る環境基準の 評価マニュアルに基づく 方法 調査員により目視計測 する方法
	道路交通騒音の状況 ・騒音レベル	工事関連車両及 び供用後の自動 車の主要走行ル ート沿道 5地点		
	自動車交通量等の状況 ・方向別時間交通量（大型、小型 の2車種分類） ・走行速度 ・道路構造等の状況			
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	建設機械の稼働による影響 ・騒音レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	日本音響学会式（ASJ CN-Model 2007）により、 騒音レベルを予測する 方法
	工事関連車両の走行による影響 ・騒音レベル	工事関連車両の 主要走行ルート 沿道	工事最盛期	日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2018）により、 騒音レベルを予測する 方法
	自動車の走行（都市計画道路）に よる影響 ・騒音レベル	供用後の自動車の 主要走行ルート 沿道	供用後定常の状 態になる時期	

表 7.2.1(8) 現況調査及び予測の内容（振動）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	環境振動の状況 ・振動レベル	事業計画地周辺 5地点	平日・休日 各1日 24時間連続	振動レベル ・振動規制法に基づく方 法 地盤卓越振動数 ・周波数分析による方法
	道路交通振動の状況 ・振動レベル 道路交通振動に係る地盤卓越振 動数の状況	工事関連車両及 び供用後の自動 車主要走行ル ート沿道 5地点		
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	建設機械の稼働による影響 ・振動レベル	事業計画地周辺	工事最盛期	距離減衰式等により振 動レベルを予測する方 法
	工事関連車両の走行による影響 ・振動レベル	工事関連車両の 主要走行ルート 沿道	工事最盛期	旧建設省土木研究所の 提案式により振動レベ ルを予測する方法
	自動車の走行（都市計画道路）に よる影響 ・振動レベル	供用後の自動車の 主要走行ルート 沿道	供用後定常の状 態になる時期	

表 7.2.1(9) 現況調査及び予測の内容（動植物：動物）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	動物の状況	事業計画地及びその周辺	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	哺乳類の状況、生息環境	事業計画地及びその周辺	2回（春、秋）	フィールドサイン法 トラップ法
			1回（春）	コウモリ調査
	鳥類の状況、生息環境		5回（春×2、夏、秋、冬）	ラインセンサス法 ポイントセンサス法 任意観察法
	爬虫類・両生類の状況、生息環境		2回（春、秋）	任意観察法
	昆虫類の状況、生息環境		3回（春、夏、秋）	任意採集法 ベイトトラップ法 ライトトラップ法
			1回（初夏）	ホタル調査
	魚類の状況、生息環境		2回（春、夏）	任意採集法
底生動物の状況、生息環境	1回（春）		環境DNA分析	
		2回（夏、冬）	任意採集法	
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・陸生動物の動物相の変化の内容及びその程度 ・水生生物相の変化の内容及びその程度 ・生息環境の変化の内容及びその程度 ・貴重な動物に及ぼす影響の程度	事業計画地及びその周辺	工事中の代表的な時期及び供用後一定期間をおいた時期	現地調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測する方法

表 7.2.1(10) 現況調査及び予測の内容（動植物：植物）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	植物の状況	事業計画地及びその周辺	至近年	既存資料の収集・整理による方法
	植物相の状況、生育環境	事業計画地及びその周辺	3回（春、夏、秋）	任意観察法
	植生の状況		1回（秋）	植物社会学的植生調査法、現存植生図作成
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・陸生植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・水生生物相の変化の内容及びその程度 ・生育環境の変化の内容及びその程度 ・貴重な植物に及ぼす影響の程度	事業計画地及びその周辺	工事中の代表的な時期及び供用後一定期間をおいた時期	現地調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測する方法

表 7.2.1(11) 現況調査及び予測の内容（生態系）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	地域を特徴づける生態系の状況	事業計画地及びその周辺	適宜	動植物調査結果に基づき、生態系の注目種及びその生息・生育環境を抽出する方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	工場の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・生態系の変化の内容及びその程度	事業計画地及びその周辺	工事中の代表的な時期及び供用後一定期間をおいた時期	現況調査結果等を踏まえ、工事計画、土地利用計画、緑化計画、動物・植物予測結果等から定性的に予測する方法

表 7.2.1(12) 現況調査及び予測の内容（緑化）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	緑の質（現存植生状況）、緑の量（緑被の状況）、生育環境（日照の状況）	事業計画地及びその周辺	適宜	植物調査結果の整理・解析による方法
	大径木調査	事業計画地及びその周辺	1回（春）	大径木の生育状況を記録する方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・緑の質（植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否等） ・緑の量（緑被の変化及び全体の緑の構成）	事業計画地及びその周辺	供用後一定期間をおいた時期	現地調査結果、土地利用計画、緑化計画等から緑の質・量の変化の内容及び程度を定量的に予測する方法

表 7.2.1(13) 現況調査及び予測の内容（人と自然とのふれあいの場）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	人と自然とのふれあいの場の状況 ・主要な人と自然とのふれあいの場の分布状況 ・主要な人と自然とのふれあいの場の利用状況	事業計画地及びその周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査による方法
	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
予測	工場の影響、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・人と自然とのふれあいの場の消滅又は改変の程度 ・人と自然とのふれあいの場が持つ機能の変化の程度 ・人と自然とのふれあいの場までの利用経路に与える影響の程度	事業計画地及びその周辺	工事中及び供用後定常の状態になる時期	現況調査結果、工事計画及び事業計画をもとに、人と自然とのふれあいの場の改変の程度及び機能の変化の程度を予測する方法

表 7.2.1(14) 現況調査及び予測の内容（景観）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	地域の景観特性 ・主要な景観の構成要素	事業計画地周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査による方法
	代表的な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観 ・代表的な眺望地点の位置及び分布状況 ・眺望地点からの景観の特徴、眺望領域	代表的な眺望地点	1回（適期）	現地踏査及び写真撮影による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・主要な景観構成要素の改変の程度及び地域の景観特性の変化の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	事業計画地周辺、代表的な眺望地点	供用後一定期間をおいた時期	土地利用計画及び緑化計画に基づき、フォトモンタージュ又はパース図の作成により定性的に予測する方法

表 7.2.1(15) 現況調査及び予測の内容（文化遺産）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	文化財の状況	事業計画地及びその周辺	適宜	既存資料の収集・整理による方法
	埋蔵文化財包蔵地の状況	事業計画地	適宜	吹田市教育委員会と協議、確認による方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響 ・文化財の周辺の環境の変化の程度 ・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	事業計画地及びその周辺	工事中の適切な時期	現況調査結果及び工事計画をもとに、定性的に予測する方法

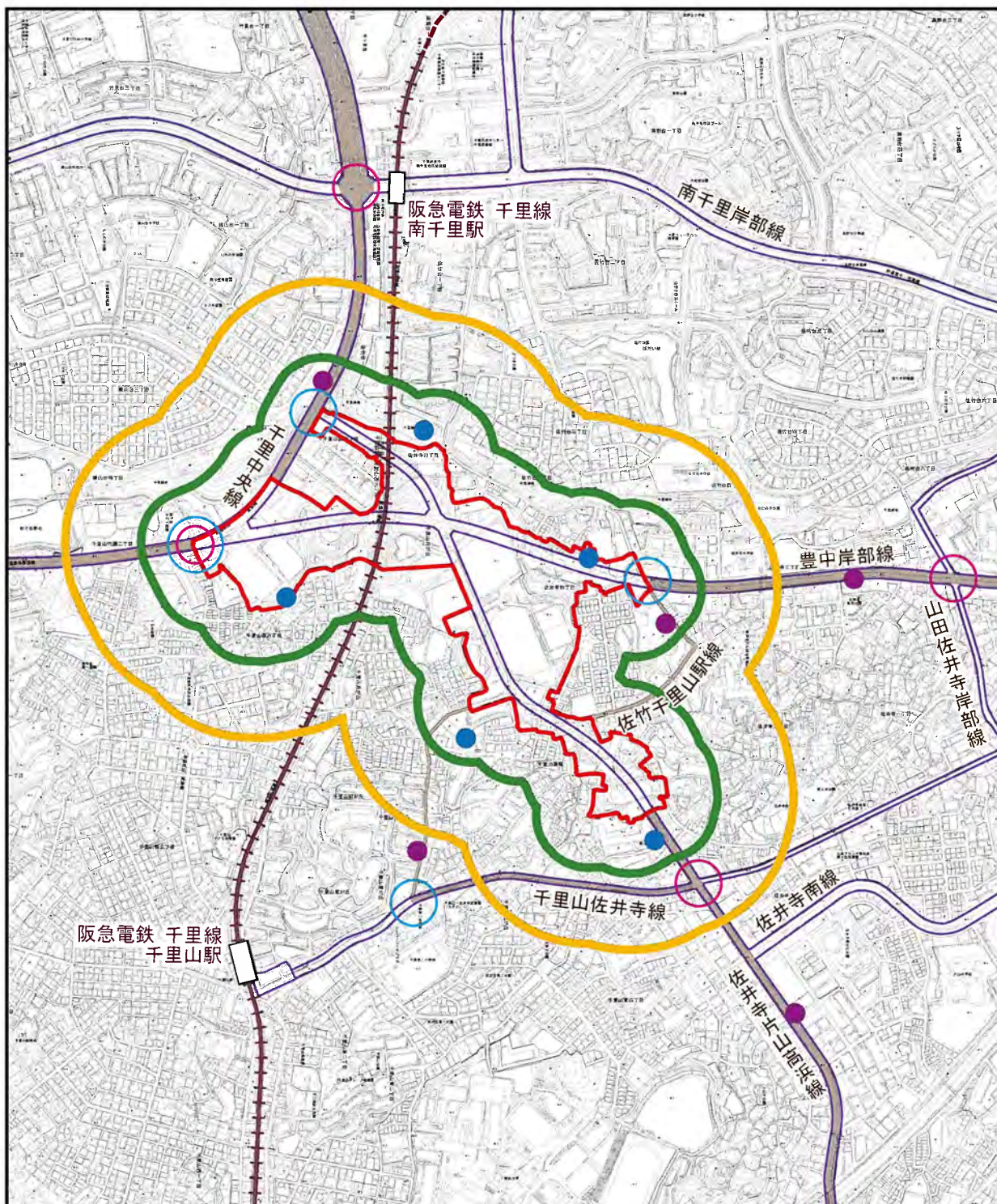
表 7.2.1(16) 現況調査及び予測の内容（コミュニティ）

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	コミュニティの状況 ・コミュニティ施設の位置、規模、分布状況 ・コミュニティ施設の機能、利用状況	事業計画地及びその周辺	適宜	既存資料調査及び現地踏査による方法
	工事の影響 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度 ・地域住民の交通経路に与える影響の可能性	事業計画地周辺	工事中	現況調査結果及び工事計画をもとに、コミュニティ施設の機能や交通経路に与える影響の程度を定性的に予測する方法
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	平面・掘割構造（都市計画道路）による影響 ・コミュニティ施設にもたらす影響の程度 ・地域住民の交通経路に与える影響の可能性	事業計画地及びその周辺	供用後定常の状態になる時期	現況調査結果及び事業計画をもとに、コミュニティ施設の機能や交通経路に与える影響の程度を定性的に予測する方法

表 7.2.1(17) 現況調査及び予測の内容 (交通混雑、交通安全)

	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法
現況調査	交通の状況 ・時間別自動車交通量 (大型、小型の2車種分類) ・歩行者・自転車通行量	事業計画地及びその周辺 ¹⁾ ・工事関連車両の主要走行ルート の交差点: 3地点 ・供用後の自動車の主要走行ルート の交差点 : 3地点 ・工事関連車両の主要走行ルート 及び供用後の自動車の主要走行ルート の交差点: 1地点	工事関連車両の主要走行ルート の交差点 : 平日1回 供用後の自動車の主要走行ルート の交差点 : 平日1回 昼間 (7~19時)	調査員により目視計測 する方法
	交差点の状況 ・交差点の道路状況 ・信号現示			
現況調査	道路の状況 ・生活道路及び幹線道路の分布 ・主要交差点における交通処理状況 ・道路幅員	事業計画地及びその周辺	適宜	既存資料調査及び現地 踏査による方法
	交通安全の状況 ・交通安全対策の状況 ・交通事故の発生状況 ・通学路の状況			
予測	予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
	工事の影響 ・工事関連車両の走行による交通 量の増加率 ・交通安全の状況	工事関連車両の 主要走行ルート の交差点	工事最盛期	現況調査結果、工事計画 等をもとに、交通量の増 加率及び交通安全の状 況を予測する方法
予測	平面・掘割構造 (都市計画道路) による影響 ・自動車の走行による交差点需要 率 ・交通量の増加率 ・交通安全の状況	供用後の自動車の 主要走行ルート の交差点	供用後定常の状 態になる時期	現況調査結果、事業計画 等をもとに、交通混雑 (信号交差点につい ては交差点需要率等、無信 号交差点については交 通量の増加率) 及び交通 安全の状況を予測する 方法

(注) 調査地点のうち、信号がない箇所においては、歩行者・自転車通行量、道路幅員及び交通安全施設の状況のみ調査を行う。



- 凡例
- 事業計画地（緑化（大径木）の調査範囲）
 - 都市計画道路
 - 工事関連車両の走行ルート
 - 環境騒音・振動の調査地点
 - 道路交通騒音・振動・地盤卓越振動数・断面交通量・走行速度の調査地点
 - 交差点交通量・信号現示の調査地点（工事関連車両主要走行ルート）
 - 交差点交通量・信号現示の調査地点（供用後の自動車走行ルート）
 - 動物、植物（植生）の調査範囲
 - 植物（植物相）の調査範囲

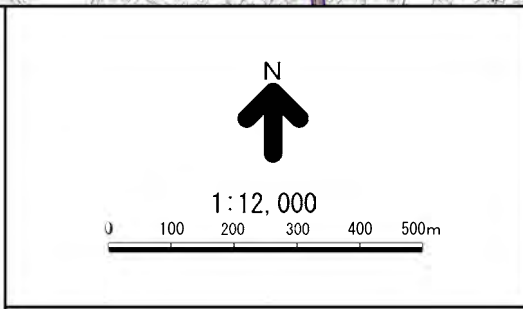


図 7.2.1 現地調査地点・範囲

7.2.2 評価の方法

本事業における環境要素の評価は、現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境取組内容等を勘案して以下の観点で行う。

(1) 産業廃棄物、建設発生土

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・廃棄物の最終処分量が、発生抑制、再利用等により可能な限り低減されていること。
- ・産業廃棄物・建設発生土が適正に処理されていること。
- ・地域における廃棄物の処理に支障を来さないこと。

(2) 大気汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(3) 悪臭

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(4) ヒートアイランド現象

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人工排熱の増加が可能な限り低減されていること。

(5) 土壌汚染

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(6) 地形、地質

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・地形、地質の安定性にもたらす影響が可能な限り低減されていること。
- ・斜面の安定性にもたらす影響が可能な限り低減されていること。

(7) 騒音

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「環境基本法」に基づき定められている環境基準の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(8) 振動

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に定められている特定建設作業の規制基準等との整合が図られていること。
- ・「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」に定められている目標値の達成及び維持に支障を来さないこと。

(9) 動植物、生態系

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を可能な限り保全すること。
- ・周辺地域に生息・生育している動植物に著しい影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(10) 緑化

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。
- ・緑化計画が周辺地域の植生と調和していること。

(11) 人と自然とのふれあいの場

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・人と自然とのふれあいの場を可能な限り保全すること。
- ・「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」で設定されている計画の目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(12) 景 観

- ・ 景観への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。
- ・ 「吹田市景観まちづくり計画」で設定されている基本目標の達成及び維持に支障を来さないこと。

(13) 文化遺産

- ・ 文化財等への影響を最小限にとどめるよう、配慮されていること。

(14) コミュニティ

- ・ 地域住民の交通経路に著しい支障を来さないこと。
- ・ コミュニティ施設及びコミュニティ施設の持つ機能に著しい支障を来さないこと。

(15) 交通混雑

- ・ 周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。

(16) 交通安全

- ・ 周辺地域の交通の状況に著しい影響を及ぼさないこと。
- ・ 歩行者の交通安全の確保に配慮されていること。

8. その他の事項

本事業の実施に際しては、土地区画整理法等の法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【関係法令】

< 事業に関する法律 >

- ・都市計画法
- ・土地区画整理法
- ・宅地造成等規制法
- ・道路法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法

< 環境に関する法律 >

- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・景観法
- ・文化財保護法

< 事業に関する条例 >

- ・大阪府福祉のまちづくり条例
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大阪府景観条例
- ・吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・吹田市景観まちづくり条例
- ・吹田市環境基本条例
- ・吹田市環境の保全等に関する条例

- ・吹田市水道条例
- ・吹田市みどりの保護及び育成に関する条例
- ・吹田市産業振興条例
- ・吹田市下水道条例
- ・吹田市文化財保護条例

本書に掲載した地形図は、吹田市の「1 : 10,000 地形図（平成 30 年 3 月）」を使用したものである。